

.....  
科学上及び技術上の助言に関する補助機関  
第13回会合、2000年9月11～15日、於リヨン  
暫定議事第7項  
実施に関する補助機関  
第13回会合、2000年9月11～15日、於リヨン  
暫定議事第7項

京都議定書第6、12、17条に基づくメカニズム

原則、方法、規則、指針に関する総合的案文  
両議長による注釈

目次

	項目	(訳文) ページ
序言.....	1～8	1
<b>第一部：京都議定書第6条</b> .....		3
.〔決議案〔第A/CP.6号〕：京都議定書第6条実施のための指針〕.....		3
. 附属書：京都議定書第6条の実施に関する指針.....	1～146	6
0. 定義.....	1	6
A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割.....	2～6	6
B. 〔クリーン開発メカニズムの理事会〕.....	7～12	7
C. 認定機関.....	13～16	10
D. 認定された独立した組織.....	17～18	10
E. 参加.....	19～34	11
F. 事業の範囲.....	35～37	18
G. 適格性の確認.....	38～76	18
H. 登録.....	77～85	26
I. モニタリング.....	76～92	28
J. 検証.....	93～135	30
K. 認証.....	136～141	38
L. 排出削減単位の発行.....	142～146	39
附属書に対する附則		
X. 補足性.....	1～5	41
A. 独立した組織認定の基準と手続.....	1～3	44
B. 〔事業提案書〕〔UNFCCC第6条参照マニュアル〕.....	1～12	47
C. 締約国による報告.....	1～3	53
D. 〔「収益の一部」の決定と配分(distribution)〕.....	1～3	56

## 第二部：京都議定書第12条

. [決議案 [第B/CP.6号]：京都議定書第12条で規定されたクリーン開発メカニズムに関する方法と手続] .....	57
. 附属書：クリーン開発メカニズムに関する方法と手続 .....	64
A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割 .....	1~6 64
B. 理事会 .....	7~29 66
C. 認定機関 .....	30~36 72
D. 指定された運営組織 .....	37~38 73
E. 参加 .....	39~57 74
F. 資金供与 .....	58~63 81
G. 適格性の確認 .....	64~109 83
H. 登録 .....	110~120 97
I. モニタリング .....	121~129 100
J. 検証 .....	130~133 103
K. 認証 .....	134~137 105
L. 認証排出削減量の発行 .....	138~143 105
附属書に対する附則	
X. 「の一部」/補足性 .....	1~4 108
A. 運営組織認定の基準と手続 .....	1~4 110
B. UNFCCCクリーン開発メカニズム参照マニュアル .....	1~3 113
附則B (UNFCCCのCDM参照マニュアル)の附属書： 事業設計文書 .....	1~4 115
C. 締約国による報告 .....	1~3 119
D. 「収益の一部」の決定と配分 (distribution) .....	1~3 121
E. 適応化基金に関する決議第X/CP.6号 .....	1~7 122
. 決議第B/CP.6号に対する附属書1 .....	1~3 124

## 第三部：京都議定書第17条

. [決議案 [第C/CP.6号]：排出量取引に関する原則、方法、規則、指針] .....	126
. 附属書：排出量取引に関する方法、規則及び指針 .....	1~27 130
附属書に対する附則	
X. 補足性 .....	28~32 141
A. 国内制度 .....	145
B. 締約国による報告 .....	34~36 146
C. [「収益の一部」の決定と配分 (distribution)] .....	37 148

## 第四部：登録簿

. [決議案 [第D/CP.6号]：登録簿に関する規則及び指針] .....	149
. 附属書：登録簿に関する規則及び指針 .....	1~21 150
附属書に対する附則： 締約国の国内登録簿に含まれる公表可能な情報 .....	24~29 156

## 序 言

### A. 委任された権限

1. 締約国会議（COP）は第5回会合で、決議第14/CP.5号に基づき両補助機関に対してCOP第6回会合において京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、COP第6回会合に先だって開催される両機関の会合でクリーン開発メカニズム（CDM）に優先順位をにおいて、京都議定書第6、12、17条に従うメカニズムに関する原則、方法、規則及び指針について追加交渉のための基盤となる総合的案文を作成し、また適宜、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（COP/MOP）第1回会合に対する勧告も含めて、提出するよう要請した。

2. COPは同決議により、両補助機関の議長に対して、第6回締約国会議のための準備作業について専門的観点から支援するためのインターセッショナルミーティングとワークショップを、適宜透明性と参加者の地域的バランスの必要性及び締約国が専門家の作業を検討する必要性を考慮に入れ、召集することも要請した。

3. 両議長による注釈には、追加交渉の基盤となる総合的な案文が含まれている。これは文書FCCC/SB2000/4に含まれる注釈に基づいており、また文書FCCC/SB2000/MISC.4、Add.1-2、ADD2/Corr.1及びAdd.3に含まれる締約国による提案並びに締約国が表明したその他の意見を考慮に入れている。

### B. 注釈の範囲

4. 本注釈は、両補助機関の第13回会合第2部へこれを提出するという締約国の合意を反映したものである。両補助機関の議長は第13回会合第2部に備えて、締約国と協議の上本注釈を更に整理統合する予定である。

### C. 取組方法

5. 本注釈は、それぞれ第6条の事業、CDM、排出量取引及び登録簿に関する4巻によって構成される。各巻は、決議案、適宜方法・手続き・規則・指針を含む附属書、及び附則からなる。この仕組みは文書FCCC/SB2000/4のものと変わらないが、部分的に新しい項が挿入され、また以前の項が削除されている。個々の決議案は、締約国会議第6回会合で検討する場合、単一の共通決議案とすることができる。

6. 本注釈には、文書FCCC/SB2000/4に含まれていた案文全体並びに締約国による追加の提案が含まれている。本案文のなかで、締約国による新しい提案には網掛けしてあり、

両議長が含めた新しい案文は斜体文字のゴシックで表示する。

7．両議長が締約国に対して注意を喚起する部分はゴシックで表示する。現段階では文書の仕組みに関する大幅な変更は組み込んでいないが、もっと整理統合する際には変更を組み込む可能性がある。

8．この総合的案文を検討するに当たり、締約国におかれては、京都議定書第6、12、17条に基づくメカニズムについて「その他」文書に含まれるすべての締約国提案が考慮に入れられていることに留意願いたい。

第一部：京都議定書第6条

【 〔決議案〕第A/CP.6号：〔京都議定書第6条実施のための指針〕

締約国会議は、

京都議定書第6条を想起し、

その決議第1/CP.3号、特にその5項(c)を想起し、

また、主として京都議定書第6条の諸規定に関する指針について適宜「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会合に対する勧告も含めて、その第6回会合において京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、クリーン開発メカニズム(CDM)を中心とするこれらメカニズムに関して実施される作業計画を定めたその決議第7/CP.4号も想起し、

また、その決議第8/CP.4号も想起し、

更に、その決議第14/CP.5号も想起して、

関係締約国に対して、附属書に含まれる<sup>1</sup>〔移行期経済の〕<sup>2</sup>締約国の第6条事業活動への参加を容易にするように要請する。

議定書発効後の議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議第1回会合が下記の決議を採択するように勧告する。

決議 / 〔CMP.1〕:〔京都議定書第6条実施のための指針〕

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

〔条約第4条と第12条、〕及び京都議定書〔第3条と第6条〕〔第2、3、4、5、6、7、11、18条〕に含まれる〔すべての関連する〕諸規定を考慮に入れ、

第6条に従って、〔附属書に含まれるいかなる締約国<sup>3</sup>も第3条に基づくその約束を満たす目的で第6条<sup>4</sup>の事業活動に参加できること、及び〕いかなる排出削減単位の取得も第3条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束を満たす〔また本決議附属書の附則Xに含まれる規定を反映させる〕ことを目的とする国内的な行動を補足するものであることを念頭に置き、

また、〔〔第3条10項及び11項〕〔京都議定書第3条10項〔及び11項〕〕に従って、一の締約国が他の締約国から第6条〔又は第17条〕の規定に基づき取得するいかなる排出削減単位〔又はいかなる割当量の一部〕も、取得する締約国の割当量に追加され〔ること、

<sup>1</sup> 「附属書に含まれる締約国」とは、今後改訂される可能性もある条約附属書に含まれる締約国、又は条約第4条2項(g)に基づき通知をした締約国を意味する。

<sup>2</sup> 記号“〔”と“〕”は、両補助機関の第12回会合で、これら記号に挟まれる案文について一又は複数の締約国が意見を留保していることを示す。

<sup>3</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

<sup>4</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

及び 京都議定書第 3 条 11 項に従って、一の締約国が他の締約国に対して第 6 条又は第 17 条の規定に基づき移転するいかなる排出削減単位又はいかなる割当量の一部も] 移転する締約国の割当量から差し引かれること)〔京都議定書第 3 条と第 6 条は、それによって一の締約国が他の締約国へ移転するいかなる排出削減単位も移転する締約国の割当量から差し引かれ、一の締約国が他の締約国から取得するいかなる排出削減単位も取得する締約国の割当量に追加されるが、これらいかなる移転或いは取得も締約国が附属書 B に登録された排出の抑制と削減に関する数量化された約束に従ってその割当量を変更することなく、第 3 条による排出の抑制と削減に関する数量化された約束の遵守に寄与させる目的のみ行われると規定していること〕を念頭に置き、

〔第 6 条の目的を達成するための行動において、締約国は条約第 3 条、特に下記の事項を指針とする〕〔第 6 条に基づく行動が条約の下記の最終的目標の達成に貢献する〕ことを確認し、即ち、

〔〔先進国と発展途上国の間の〕衡平性：〔これは発展途上の締約国の人口一人当たり排出量に関する公正な権利に関する衡平性で、発展途上国の人口一人当たり排出量が依然として相対的に少ないこと、及び世界の排出量に占める発展途上国のシェアがその社会的及び開発的ニーズを満たすために増大するであろうことを考慮し、また発展途上の締約国の最大かつ最重要の優先課題は経済的及び社会的開発と貧困の根絶であることを十分勘案し、一方先進締約国は発展途上の締約国との間の人口一人当たり排出量の不衡平性を軽減する観点から、引き続きその排出量を抑制し削減する必要があることを確認するものである。〕〔附属書 に含まれる締約国とそれに含まれない締約国との間に永続的に存在する不衡平性を回避できるように、先進国は人口一人あたりの排出量が先進国と発展途上国との間で収束経路 (converging path) に到達する水準まで温室効果ガス排出量を圧縮するものとする。〕

〔この議定書は附属書 及び附属書 B に含まれる締約国に対していかなる権利、所有権、又は資格も作り出す或いは付与するものではなく、また国際的な市場システム又は市場体制を作り出すものではないという認識。〕

〔包括性：第 6 条に基づく事業はすべての関連する温室効果ガスの発生源、吸収源、貯蔵庫、適応化対策を包括的に対象とし、すべての経済分野を包含する。〕

〔透明性。〕

〔気候変動への有効性：第 6 条によるいかなる事業活動も、第 6 条 1(b) 項に従って、他の場合でも発生するであろうものに追加する人為的発生源による排出削減、或いは吸収源による人為的除去の強化をもたらすものでなければならない。〕

ファンジビリティ / ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位 [、認証排出削減量] 及び [割当量単位] [割当量の一部] を [同等な環境的有效性を確保する目的で COP/MOP が設定する規則と手続に従って] 取引すること [ができる] [はできない。]

決議第A/CP.6号を勸案して、

1. 本決議の附属書に含まれる〔第6条の実施に関する指針〕を採択することを決議する。
2. 第12条8項に従って使われる「収益の一部」を第6条の事業<sup>5</sup>に適用するものとし、「収益の一部」は〔yのx%〕とし、そのうち運営経費に割り当てられるのは〔z%未満〕、適応化基金に割り当てられるのは〔100-z%以上〕とすることを決議する。気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化努力に資金援助を行うための「収益の一部」は、条約及び議定書の他の規定に基づく適応化活動に対する附属書に含まれる締約国による資金供与に追加されるものでなければならず、〔本決議附属書に含まれる第6条に関する〔指針〕に従って管理されるものとする。〕
3. 関係締約国に対して、市場経済への移行期にある附属書に含まれる締約国の第6条〔事業活動〕への参加を容易にするように要請する。
4. 第6条の事業に起因する排出削減単位の〔配分(distribution)〕〔分配(sharing)〕〔分割(division)〕は、参加する締約国〔及び関与する法人〕が定めることを決議する。  
選択肢1：附属書に含まれる指針及びそれに基づき設定される他の指針を見直し、適宜改訂することを決議する。附属書の見直しは、特に締約国による関連する経験を考慮に入れて、〔最初の〕調整期間<sup>6</sup>の完了から1年以内に行われるものとする。初回は〔2012年〕以前に行い、その後は定期的に行うものとする。改訂は、〔第一約束期間及び〕既に〔承認されている〕〔登録されている〕事業活動に影響を与えないものとする。  
選択肢2：科学上及び技術上の助言に関する補助機関<sup>7</sup>は、締約国による関連する経験を考慮に入れてこれら指針の改訂の可能性を検討できることを決議する。改訂は第1約束期間及び実行中の事業活動に影響を与えてはならない。
5. 将来におけるこの附属書のいかなる改訂も、全締約国のコンセンサスによって採択すべきことを決議する。
6. 〔条約事務局に対して〕本決議附属書で〔に含まれる〕同事務局に割り当てられた職務を遂行するように要請する<sup>8</sup>。】

<sup>5</sup> 〔気候変動の有害な影響及び/又は第6条に基づく対応策の実施の影響を特に受けやすい発展途上の締約国を支援するために、適応基金を設置するものとする。〕(注釈：この提案は、最終編集版で関連するすべての項目に反映させる予定である。)

<sup>6</sup> 「調整期間」は遵守に関する決議での定義による。

<sup>7</sup> 京都議定書第15条に含まれる諸規定による。

<sup>8</sup> 運用に関するこの項目の資源関係への影響を明確にする必要がある。

・ 附属書 : [ 京都議定書第 6 条の実施に関する指針 ]

(一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第 12 条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。)

[ 0 . 定義

選択肢 A ( 1 項 ) :

1 . 本附属書において、

(a) 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

(b) 「議定書」とは、国連気候変動枠組条約の京都議定書を意味する。

(c) 「条」とは、別途指定しない限り議定書の条項を意味する。

(d) “ERU” とは、排出削減単位を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義された又はその後第 5 条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

(e) 「利害関係者」とは、事業の影響を受ける又は受ける可能性がある、或いは利害関係を持っている公衆を意味する。

選択肢 B :

(注釈：定義をする必要はない。)]

A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B ( 2 項 ) :

2 . COP/MOP は独立した組織を指定することにより第 6 条の実施に対する権限を行使し、またそれに対する指導を行うものとし、この目的のために附則...の規定に基づき認定機関を指名するものとする。

選択肢 C ( 3 ~ 6 項 ) :

(一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第 12 条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手

続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。)

3. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 (COP/MOP) は、下記により第6条の実施についてその権限を行使し、また指導を行うものとする。

(a) [理事会<sup>1</sup>] 会合の暫定議題の作成と配布、及び締約国と認可されたオブザーバーが [理事会] で行う発表に関する規則と手続を承認する。

(b) 本附属書の諸規定に従って提出される [理事会] の勧告を検討し、適宜決議を行う。

(c) [理事会] の年次報告書を検討し、適宜 [理事会] に対してベースライン決定方法、モニタリング、検証、認証、認定、報告に関する指針及び報告フォーマットなど [の問題] について指針を設定する COP/MOP の決議の理事会による管理] について指導を行う。

4. [COP/MOP は、[理事会] による決議に対する異議申し立てを検討する [ことができる] [ものとする]。COP/MOP は、[xか国] の締約国の要請により或いは独自の判断により、SBSTA 及び SBI の [技術上及び手続上の] 助言に基づき [理事会] の決議又はその他の行動を見直し、変更し、或いは無効とすることができる。COP/MOP は [xか国] の締約国の要請を受けてから [x] [か月] [回の会合] 以内に最終決定を行うものとする。]

5. [COP/MOP は、附属書 に含まれる締約国、第6条の事業活動の提案者或いはそれら事業活動によって影響を受ける公的な又は民間の組織からの異議申し立てを調停するものとする。]

6. [締約国間の紛争の調停は、条約第14条に従って行われるものとする。[但し、かかる調停は本指針で言及する COP/MOP、理事会、或いは決議...<sup>2</sup> で言及する遵守機関の権限又は決議を制限したり、或いは他の何らかの方法で排除したり阻害するものであってはならない。] ]

#### B. [クリーン開発メカニズムの] 理事会

選択肢 A :

(注釈: この規定は必要がない。)

選択肢 B (7~12項):

(一部の締約国は、第6条の事業の実施に関する指針を可能な限り第12条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第12条について提案されて

<sup>1</sup> 「理事会」という用語を使用する場合は、常に「(CDMの)理事会」を意味する。

<sup>2</sup> 「決議...」は、第18条に基づいて遵守制度を設定する決議を意味する。

いる方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第12条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。）

7.〔理事会〕は、第6条の事業が条約、議定書及びCOP/MOPによるすべての関連決議に準拠するように、監督者としての職務を果たすものとする。〔理事会〕は本決議、その附属書及びCOP/MOPによる関連決議で言及される職務と権限を行使する責任を負うものとする。〔理事会〕は〔COP/MOPとは別の常設機関として〕COP/MOPに対して全面的に説明責任を負うものとする。

8.〔理事会〕は、特に

(a) 〔第6条の事業活動が可能な限りすべての関連する温室効果ガスの発生源、吸収源、貯蔵庫〔、適応化対策〕を包括的に対象とし、すべての経済分野を包含するようにする。〕

(b) 〔〔第6条の事業を行える分野及び含まれる事業の種類を〔改訂及び修正し、〕〔それらについてCOP/MOPに勧告を行い〕、また〕以下の第6条の事業に対する適格性の確認に関するG項の諸規定に従って新しいベースラインとモニタリング方法を〔決定し〕〔て、COP/MOPに対してその採択を勧告する〕。〕

(c) COP/MOPの決議に〔基づいて〕〔従って〕法人参加者<sup>3</sup>へ指導を行う。

(d) 〔特に移行期経済諸国を中心とする附属書 に含まれる締約国<sup>4</sup>が第6条の事業活動へ参加するのに必要な能力向上を支援するためにCOP/MOPが適宜設定するメカニズムを推進し〕、COP/MOPが設定する枠内で第6条に基づく他の諸機関へ適宜職務を〔委託し〕〔割り当て〕、〔また特に移行期経済諸国を中心として附属書 に含まれるすべての締約国による幅広い参加を推進するのに必要な制度的能力の育成に関する多国間機関の役割を定める〕。

(e) 主として〔理事会〕会合の暫定議題の作成と配布に関する〔理事会〕の効率的な運営のため、及び締約国<sup>5</sup>と認可されたオブザーバーが〔理事会〕で行う発表のための規則と手続について、COP/MOPに対して決議を行うように勧告する。

(f) 〔登録済み事業設計文書、公衆から受け取ったコメント、適格性検証報告書、理事会の決議及び発行済みのすべてのERUs<sup>6</sup>を含めて、事業活動に関する守秘義務のないすべての情報〕〔識別番号を含めて第6条の事業活動に関する守秘義務のない情報〕を公表する。

(g) COP/MOPの各会合で、その活動、登録された新規事業、発行されたERUsについて

<sup>3</sup> 「法人参加者」とは、第6条3項で言及する「法人」を意味する。

<sup>4</sup> 「附属書 に含まれる締約国」は、改訂される可能性のある条約附属書 に含まれる締約国〔、又は条約第4条2項(g)に基づいて通知をした締約国〕を意味する。

<sup>5</sup> 「締約国」とは、別途指定がない限り議定書の締約国を意味する。

<sup>6</sup> 「排出削減単位」(ERU)は、決議第D/CP.6号に従って定義される。

て報告し、適宜 COP/MOP で検討する勧告書を作成する。

(注釈：理事会の構成については CDM に基づく諸規定が適用されると想定して、ここにはそれに関するいかなる規定も含めない。)

(注釈：以下の各項は〔理事会〕と下記 D 項で職務を説明する「独立した組織」との関係に関するものである、締約国は、CDM では「運営組織」という用語が使われていることに留意願いたい。)

9.〔理事会〕は独立した組織の認定機関となる。〔理事会〕はすべての独立した組織に関する公表可能なリストを維持するものとする。

10.〔理事会〕は、ある独立した組織がもはや COP/MOP の決議に含まれる認定基準又は必要条件を満たしていないと判断した場合、その認定を停止又は撤回することができる。

〔理事会〕はかかる決定を当該独立した組織と COP/MOP へ直ちに通知するものとする。

〔登録されている事業活動は、それに関する適格性確認報告書、適格性検証報告書又は認証書の中で見いだされた欠陥が認定の停止又は撤回の理由にならない限り、認定の停止又は撤回の影響を受けないものとする〕。〔理事会〕が行う認定の撤回に関するいかなる決議も、当該独立した組織が聴聞の機会を持った後でのみ行われるものとする。理事会はこの種の事例に関する決議を公表するものとする。

11.〔理事会〕は認定基準を適宜見直し、COP/MOP に対して改訂及び修正を採択するように勧告することができる。

(次の項は「収益の一部」に関するものである。)

12.〔理事会〕〔移転する締約国〕は ERUs の発行要請を受け取り次第、〔第 12 条 8 項で述べた〕「収益の一部」を評価するものとする。〔理事会〕〔移転する締約国〕は事業の結果として発行される ERUs の数量から、事業参加者<sup>7</sup>へ配分 (distribution) する前に、適切な〔収益の一部〕〔件数の ERUs〕を差し引くものとする。運営経費に充当するために使われる収益の一部の金額は、〔理事会〕がその目的のために保有するものとする。気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化努力に資金援助を行うために使われる〔残る〕収益の

一部の金額は、〔COP〕〔COP/MOP〕によって設置される適応基金へ移管されるものとする。]

---

<sup>7</sup> 「参加者」は、第 6 条の事業活動〔について〕〔を実施するための〕契約取決めに入っている締約国、締約国の居住者である法人、或いはその双方を意味する。

### C. 認定機関

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B (13~16 項):

(一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第 12 条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。)

13. 認定機関は附則 A に含まれる基準と手続及び〔理事会〕〔COP/MOP〕による関連決議に従って独立した組織を認定するものとする。

14.〔認定基準に関連して独立した組織の提出する情報が認定に関する決議を行うのに不十分な場合、認定機関は独立した組織と協力して適格性分析を行うことができる。これは

- (a) 評価されるニーズに対応する技能の査定からなり、
- (b) 関連する各技術分野の必要条件を対象とし、
- (c) 当該独立した組織が第 6 条の事業活動の代表的な技術分野、環境的状況及び関連する影響を明確にできることを立証するためのものである。〕

15. 認定機関は、〔x〕年を越えない定期的間隔で、またどの段階であれ抜き打ち検査を通じて、独立した組織が引き続き認定基準に準拠しているか見直すものとする。それには適宜下記が含まれる。

- (a) 独立した組織の関連する職務及び活動の検査、
- (b) 下請けに出す作業を含めて適格性の確認、検証及び / 又は認証作業の質の監視。

16. 独立した組織を見直すに当たり、認定機関は必要に応じて独立した組織及び / 又は事業参加者に追加の情報を要求することができる。

### D. 認定された独立した組織

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B (17~18):

(一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の

方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第 12 条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。）

17. 認定された独立した組織は、本附属書の〔D 項、G～K 項〕〔J 項〕並びに COP/MOP〔及び理事会〕のその他関連決議で述べる職務を遂行する責任を負うものとする。

18. 認定された独立した組織は、

(a) 認定機関を通じて COP/MOP によって認定される。

(b) 〔理事会〕〔及び第 6 条の事業について指定された受入締約国の国内当局〕の監督を受け、〔理事会〕を通じて COP/MOP に対して全面的な説明責任を負うものとする。

(c) 〔第 6 条の事業について指定された受入締約国の国内当局によって、そこで運営することを認可される〕〔適格性を確認、検証及び/又は認証しようとする第 6 条の事業活動を受け入れる締約国の適用法を遵守する〕ものとする。

(d) COP/MOP〔及び理事会〕の該当する決議で指定された方法及び手続に準拠するものとする。

(e) 認定基準に関連する状況に変化が生じた場合に、直ちに認定機関へ報告する。状況の変化が認定基準に違反するものではないと認定機関が判断した場合、認定機関は当該独立した組織の認定を追認するものとする。

(f) 自らが適格性を確認した事業活動における発生源による人為的排出の削減〔及び/又は吸収源による人為的除去の強化〕を〔検証〕及び/又は認証してはならない。

(g) 自らが確認した又は発生源による人為的排出の削減〔及び/又は吸収源による人為的除去の強化〕を自らが検証及び/又は認証したすべての事業のリストを維持し公表するものとする。これには、該当する場合にそれらの職務に使用した下請け業者の明細も含まれる。

(h) 附則 A に従って〔理事会〕へ年次活動報告書を提出する。附則 A で義務づけられる文書化と記録のシステムを当該年次報告書の根拠とするものとする。

## E. 参加

選択肢 A (19 ~25 項):

19. 排出削減単位を取得するためには、附属書 の締約国は、

(a) 20 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第 5 条 1 項及びそれに基づく指針に含まれる必要条件に従って、モントリオール議定書によって規制されているものを除くすべての温室効果ガスの発生源による人為的排出及び吸収源による強化された人為的除去の数量を推定する国内制度を設定していなければならない。

(b) 20 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第7条4項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、割当量のすべての変化を説明し追跡するためのコンピューター化された国内登録簿を備えていなければならない<sup>9</sup>。

(c) 20 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第7条4項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、その最初の割当量を設定していなければならない。

(d) 20 項(a)で説明する報告書とともに、〔モンリオール議定書によって規制されているものを除く温室効果ガスの発生源による人為的排出及び〔吸収源による〕強化された人為的〔除去〕〕について<sup>10</sup> 最新年次の年間目録を、第5条2項と第7条1項及びそれに基づき決定される指針（第一回の提出期限に関する条件を除く）に含まれる必要条件に従って、提出していなければならない。

(e) その後も20 項(a)で説明する報告書に続いて、第7条1項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件による各年次の割当量に関する年次報告書〔と割当量に関する年次情報〕及び年間目録を、第5条2項と第7条1項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従ってそれぞれ提出していなければならない〔<sup>10</sup>〕。

(f) 選択肢1 :〔義務づけられた最新の定期的国別報告書を、決議第4/CP.5号で指定された或いはその後〔COP〕〔及び/又は〕〔COP/MOP〕の決議によって変更される指針に従って提出していなければならない。〕

選択肢2 :〔義務づけられた最新の定期的国別報告書を提出しており、COP/MOPが採択する遵守制度を履行していなければならない。〕

20. 締約国は下記により第6条に基づくERUsを取得することができる。

(a) 第19項(a)~d)、〔f〕及び〔g〕〔及び22項〕の必要条件を満たしていることを立証した報告書を事務局へ提出してから〔XX〕か月経過しており、これら必要条件の一又は複数を満たしていないと遵守〔委員会〕が判定しない場合。

(b) 締約国は、遵守委員会の執行部門が事務局に対して、当該締約国が19項(a)~d)、〔f〕及び〔g〕〔及び22項〕の必要条件について実施に関する問題で処分を受けていないと通知すれば、もっと早い時期に第6条に基づくERUsを取得することができる。

(c) 〔かかる締約国は、それが19項〔a〕~e〕〔a〕~g〕〔及び22項〕の必要条件の一又は複数を満たしていないと遵守〔委員会〕が判断しない限り或いは判断するまで、ERUsを

<sup>9</sup> 本項は、国内登録簿に関する指針が第7条4項に基づいて決定されると想定している。京都議定書の別の条項によって指針が合意された場合は、これを訂正する必要がある。

<sup>10</sup> 本項は、国内登録簿に関する指針が第7条4項に基づいて決定されると想定している。京都議定書の別の条項によって指針が合意された場合は、これを訂正する必要がある。

<sup>10</sup> これはLULUCFに関する目録の作成と報告義務とは無関係である。

取得することができる。遵守 [委員会] から上記の必要条件の一又は複数を満たしていないと判断された締約国は、これら必要条件を満たしたと遵守 [委員会] が判断した時のみ、再び参加資格を持つものとする。]

21. 第6条4項に基づき、締約国による19項a)~e)、[f]、[g] [及び22項] の必要条件の実施について第8条の専門家による検討チームが見いだした実施関連の問題を遵守 [委員会] が追跡する場合、遵守 [委員会] が当該実施関連の問題を見いだしてからその問題が解決するまでの間、当該締約国はERUsの取得を続けることができるが、その実施関連の問題が解決されるまで第3条1項に基づくその約束を満たすためにこれら単位を使用することはできない。

22. [ERUsを移転又は取得する附属書の締約国は、COP/MOPが採択するいかなる遵守制度も履行しなければならない。]

23. 第6条3項に従って、ERUsの生成、移転又は取得に至る第6条の事業活動に、その責任において法人の参加を認める締約国は、議定書に基づくその義務の履行に引き続き責任を負い、かかる参加が本附属書と整合性を持つようにするものとする。

24. 第6条に基づく一又は複数の事業に関与する締約国は、第6条1項(a)に従って事業目的について当該締約国の連絡先を明らかにした報告書を事務局へ提出するものとする。

25. 当該締約国は、その連絡先或いは国内の指針と手続に大きな変化がないかどうか明確にするのに適した報告書をその後も提出するものとする。

選択肢B (26~34項):

(一部の締約国は、第6条の事業の実施に関する指針を可能な限り第12条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第12条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第12条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。)

26. 第6条の事業への参加は自主的なものである。

選択肢1 (27項):

27. 附属書に含まれる締約国は、下記の場合に第3条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する一助として〔補足性に関する規定を条件として、第3条に

基づくその排出に関する約束を達成するための不足分に充当するために) ERUs を使用することができる。

(a) 当該締約国が議定書を批准している。

(b) 「[排出目録と割当量の計算に関する] 条約第 5 条と第 7 条 [及び第 12 条] に基づくその約束、第 6 条の事業について設定された規則と指針、及び議定書の関連諸規定に [準拠している] [対する不履行を立証されていない] 。」

(c) **選択肢 1 :**「[COP/MOP によって採択される遵守制度に拘束されており、] 第 6 条の事業への参加から、その手続とメカニズム [特に第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定] に従って、除外されていない。」

**選択肢 2 :** 条約第 4 条 3、5、8、9 項の諸規定とそれに基づく COP の決議、第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、並びに議定書第 4、5、6、7、11 条とそれに基づく COP/MOP の決議を履行している。

(d) 「決議第 D/CP.6 号に含まれる登録簿に関する諸規定 [を履行している] [に準拠している] 。」

(e) 「[附則 X に従って] 国内の[行動] [政策と措置] を通じて十分な排出削減を達成している。」

(f) 条約第 12 条又は議定書第 7 条によって義務づけられるすべての情報及び補足的情報、並びに第 6 条の事業を対象とする指針に関する本附属書附則 C によって義務づけられるすべての情報を含めて、条約第 12 条及び議定書第 7 条によって締約国に義務づけられるすべての国別報告書(これらの義務は COP 又は COP/MOP がそれぞれ適宜作成することができる)を提出しており、当該締約国が ERUs を取得しようとする年次の直前年次に関する国別報告書の提出が、それに適用される提出期限を厳密に遵守していた場合<sup>11</sup>。

28. 決議第 /CP.6 号に従って、附属書 に含まれる締約国による 27 項の遵守について問題が提起された場合、

(a) 当該問題は決議第 /CP.6 号に従って解決されるものとする。

(b) 締約国は、不遵守問題の可能性が提起された後でも ERUs を取得することができるが、問題が提起された後で取得したいかなる ERUs も、上記 27 項のいずれかの規定に対する遵守の問題が最終的に解決されるまで、当該締約国は議定書第 3 条 1 項に基づくその約束を満たすために使用することはできない。

(c) 附属書 に含まれる締約国が第 6 条に基づき ERUs を取得した時点で、上記 27 項の

<sup>11</sup> この(f)項は、COP が第 6 条を対象とするこれら指針に関する決議を採択すると同時に、附属書の締約国に対して、条約第 4 条 3、5、8、9 項の諸規定とそれに基づく COP の決議、及び議定書第 2 条 1 項と 3 項、第 3 条 2 項と 14 項、第 4、5、6、7、11 条の諸規定とそれに基づく COP/MOP の決議(議定書のこれら条項について COP が COP/MOP に勧告した決議を含む)を遵守していることを立証するための詳細な情報を国別報告書に含めるように義務づける適切な決議も採択することを想定したも

いずれかの規定を遵守していないと判定された場合、この取得を理由とする議定書第3条10項に基づく当該締約国の割当量へのかかるERUsの追加は、決議第 /CP.6号により不遵守の最終判定が行われた時点でキャンセルされるものとし、それ以降当該締約国の割当量の一部とは見なされないものとする。

選択肢2 (29～33項):

29. 第一約束期間の開始に先立って、第8条に基づき設置される専門家による検討チームは、第3条の諸規定に基づく移転と取得に関する下記の適格規準の、**附属書**に含まれる締約国による遵守状況を検討するものとする。

(a) 議定書の批准。

(b) **選択肢1**: [COP/MOPによって採択された [遵守制度を履行しており、] 第6条の事業への参加から、その手続とメカニズム [、特に第2条1項及び3項、第3条2項及び14項、第6、11、12、17条に関する諸規定] に従って、除外されていない。]

**選択肢2**: 当該締約国は、条約第4条3、5、8、9項の諸規定とそれに基づくCOPの決議、及び議定書第2条1項と3項、第3条2項と14項、第4、5、6、7、11条の諸規定とそれに基づくCOP/MOPの決議を履行している。

(c) 決議第 /CP.6号で設定される指針に従って、発生源による人為的排出と吸収源による除去を推定するための国内制度の実施。

(d) 決議第 D/CP.6号で設定される指針に従って、第3条10、11、12項の諸規定に基づき移転又は取得される割当量の一部、認証排出削減量、排出削減単位を追跡する国内登録制度の設定。

(e) COP/MOPの決議によって設定される〔予定の〕基準に対する基準年温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(f) COP/MOPの決議によって設定される〔予定の〕基準に対する入手可能な最新の年間温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の期限までの提出、完全性及び正確性。

(g) **選択肢1**: [決議第 4/CP.5号で指定された、又はその後の [COP] [及び /又は] [COP/MOP] の決議によって改訂される指針に従って義務づけられる最新の定期的国別報告書の提出。]

**選択肢2**: 締約国は、条約第12条又は議定書第7条によって義務づけられるすべての情報及び補足的情報、並びに第6条の事業を対象とする指針に関する本附属書附則Cによって義務づけられるすべての情報を含めて、条約第12条及び議定書第7条によって締約国に義務づけられるすべての国別報告書（これらの義務はCOP又はCOP/MOPがそれぞれ適宜作成することができる）を提出しており、当該締約国がERUsを取得しようとする

---

のである。

る年次の直前年次に関する国別報告書の提出が、それに適用される提出期限を厳密に遵守している<sup>12</sup>。

30. 第一約束期間の開始後、遵守機関は〔決議...で設定される手続規則に従い、また〕専門家による検討チーム〔又はいずれかの締約国が決議...で設定される手続に従って〕提出する情報に基づいて、締約国による下記の適格規準の継続的な遵守状況を検討し、それに関する決議を行うものとする。

(a) COP/MOP が定める期日までに年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の提出。

(b) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(c) 決議第 D/CP.6 号に含まれる指針に従って国内登録制度の維持。

(d) 選択肢 1 :〔決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の [COP] [及び / 又は] [COP/MOP] の決議によって改訂される指針に従って定期的国別報告書の提出。〕

選択肢 2 : 条約第 12 条又は議定書第 7 条によって義務づけられるすべての情報及び補足的情報、並びに第 6 条の事業を対象とする指針に関する本附属書附則 C によって義務づけられるすべての情報を含めて、条約第 12 条及び議定書第 7 条によって締約国に義務づけられるすべての国別報告書（これらの義務は COP 又は COP/MOP がそれぞれ適宜作成することができる）を提出しており、当該締約国が ERUs を取得しようとする年次の直前年次に関する国別報告書の提出が、それに適用される提出期限を厳密に遵守していること。

(e) 条約第 4 条 3、5、8、9 項の諸規定とそれに基づく COP の決議、及び議定書第 2 条 1 項と 3 項、第 3 条 2 項と 14 項、第 4、5、6、7、11 条の諸規定とそれに基づく COP/MOP の決議の遵守。

31.〔第 4 条に基づき事業を運営している締約国は、同じ第 4 条の取決めに基づき運営している他の締約国又は当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第 5 条及び第 7 条に基づくその義務を履行していない場合、第 6 条の事業から発生する ERUs を [取得] [移転] [使用] し、また [第 3 条によるその約束を履行する一助として] それらを使用することが [できる] [できない]。〕

32. 附属書 に含まれる締約国の居住者である法人は、当該締約国の承認を得て第 6 条の事業活動に参加することができ〔る。〕〔、それは下記の場合とする。〕

---

<sup>12</sup> 脚注 11 を参照のこと。

(a) 当該締約国が、〔第3条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する一助として ERUs を使用することができる〕〔第6条の事業活動への参加から除外されていない〕。

(b) 〔当該法人が、第6条について設定された規則と指針を履行している。〕

(c) 〔当該法人が、〔理事会〕〔その国の政府〕による指導を履行している。〕

33. 締約国は、当該締約国及びその居住者である或いはその管轄区域で操業する法人による第6条の事業活動への参加について、ここに設定する指針と整合した国内指針を立案することができる。締約国はその国内指針を〔公表〕〔誰でも入手できるように〕するものとする。

34. 第6条の事業へ参加する締約国は、

(a) 〔第6条の事業を承認する国内当局を指定するものとする〕〔事業提案を提出するための連絡先を指定するものとする〕。

(b) 〔事業の〔構想文書〕〔提案〕の検討と承認に関する手続を含めた法律的及び制度的枠組みを立案し発表する〕〔事業の提案、承認手続、登録、監視、検証及び ERUs の発行を含めた事業サイクルに関する国内指針を立案〕するものとする。〕

(c) 〔事業の〔構想文書〕〔提案〕に基づいて、第6条の各事業活動を承認する〕〔第6条に基づく事業を実施している法人に対して附則Bに基づく事業に関する情報の提出を義務づける。提出された情報を検証し、当該事業が議定書第6条1項(b)に従って他の場合でも起こるであろうものに追加するものであるかどうか判断するものとする。第6条に基づく事業の提案を事業ごとに検討するものとする。〕

(d) 〔指定された国内当局から事業の参加者へ、各事業の〔構想文書〕〔提案〕が承認されたことを立証する正式承認文書を交付する。〕

(e) ベースラインの設定に必要なデータへのアクセス及び/又はその作成について適宜事業の参加者と協力する。

(f) 第6条の活動への参加を承認した締約国〔の居住者である〕〔の〕法人に関する最新のリストを維持する。このリストは当事務局と公衆に対して公表されるものとする。

(g) 第6条の活動への参加を承認する締約国〔の居住者である〕〔の〕法人に、適用される規則と手続を履行させるものとする。

(h) 附則Cに従って報告を行う。事務局に対して、事業の名称、参加する締約国、参加する法人、活動の種類、予想される寿命期間、排出削減予想量、排出削減量の配分(distribution)案、並びにプロジェクトの追加性に関する情報を含めて、承認された事業に関する情報を提供するものとする。事務局に対しては、事業の完成予定及び ERUs の生成終了時期に関する情報も提供するものとする。

(i) 参加する締約国は事業の達成度の検証について支援する独立した組織を指定することができる。更に、参加締約国間の取決めには、事業が実施されない、寿命期間が予定より短すぎる、排出削減量が予定より低すぎる又は高すぎる場合、或いは紛争の解決方法に関する規定を含めることができる。

## F . 事業の範囲

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B (35 ~ 37 項) :

(注釈：この F 項は、G、H、I、K 項に対する一つの選択肢と見なすことができる。)

35 . 第 6 条に基づく事業は、議定書の附属書 A に記載された一又は複数のガスを対象とするものとする。

36 . 第 6 条に基づく事業は、議定書の附属書 A に記載された発生源による温室効果ガスの人為的排出削減〔又は吸収源による除去の人為的強化〕において、他の場合にも発生するであろうものに追加する削減又は除去をもたらすものでなければならない。吸収源による人為的除去の強化は、第 3 条 3 項に含まれる活動、及び第 3 条 4 項に基づくその他の追加的活動を対象とする。

37 . パイロットフェーズの共同実施活動に基づく事業は、それがこれら指針で設定される基準に合致する場合、及び事業に関与する締約国がそれを第 6 条の事業活動と見なすことに同意した場合、第 6 条に基づく事業として遂行する適格性を持つものとする。

## G . 適格性確認

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B (38 ~ 39 項) :

(一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第 12 条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。)

38 . 適格性確認は、ある認定された独立した組織が、ある事業を、その事業〔設計文書〕

〔提案〕に基づいて第6条の事業の必要条件と対比して第三者的に評価するプロセスである。

39.〔締約国は、事業提案の適格性確認について独自の手続と基準を立案することができる。〕

選択肢 C : (39 ~ 76 項)

40. 適格性確認は、ある認定された独立した組織が、ある事業を、その事業〔設計文書〕〔提案〕に基づいて第6条の事業の必要条件と対比して第三者的に評価するプロセスである。

41. 事業レベルでの気候変動軽減に関連する実質的、測定可能、かつ長期的な便益を確保するために CDM 事業活動に求められるすべての厳格さと条件を、第6条の事業に適用しなければならない。

42. 事業設計文書は、附則 B に含まれる〔UNFCCC 第6条参照マニュアル〕による必要条件を履行するものでなければならない。事業活動の適格性確認はそれを第6条の事業活動として登録するための前提条件である。

43. 事業の参加者は契約上の取決めに基づき、適格性確認のために事業設計文書を認定された独立した組織へ提出するものとする。事業設計文書には、〔主として提案される事業固有の又は〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインとモニタリング計画を含めて、〔UNFCCC 第6条参照マニュアル〕〔附則 B で設定される必要条件〕に従って当該事業活動を第6条の事業活動として適格性の確認をするのに必要な〕〔本決議で指定される事業の登録に必要な〕すべての情報を含めるものとする。

44. 認定された独立した組織は、事業設計文書の中で提出される特許権を持つ情報について〔〔UNFCCC 第6条参照マニュアル〕〔附則 B〕に含まれる諸規定に従って機密が保持される〕ようにするものとする。排出の追加性を判定するのに必要な情報は、守秘義務のあるものとは見なされないものとする。

45. 事業の参加者が事業活動の適格性確認を受けるために選定する認定された独立した組織は、下記の必要条件が満たされているか確認するために事業設計文書及び裏付け文書を検討するものとする。

(a) 事業設計文書が正式な承認文書の形で〔受入締約国〕〔関与する各締約国〕によって

承認されている。

(注釈：この(a)項は後述の第 51 項と併せて読む必要がある。)

(訳注：51 項ではなく、50 項が正しい)

(b) 事業の参加者が第 6 条の事業活動に参加する適格性を持っている。

(c) 事業の種類が第 6 条に基づき適格性を持っている。

(d) 利害関係者による〔反対意見〕〔コメント〕を考慮に入れている。

(e) ベースラインが、本文書〔及び [UNFCCC 第 6 条参照マニュアル] [附則 B]〕で指定する方法及び手続に準拠している。

(f) 当該事業は、それがなくても発生するであろうものに追加する発生源による人為的排出削減〔又は吸収源による除去の人為的強化〕をもたらす、気候変動の軽減に関連する実質的、測定可能、及び長期的な便益〔に貢献する〕〔をもたらす〕であろう。

(g) 〔関連する〕事業達成度〔指標〕のモニタリング、検証及び報告に関する規定が適切であり、本文書の諸規定〔及び [UNFCCC 第 6 条参照マニュアル] [附則 B]〕に準拠している。

(h) 第 6 条の事業に対する〔公的〕資金供与が、地球環境ファシリティ (GEF)〔及び [又は] 附属書 に含まれる締約国のその他資金供与の約束〕、政府開発援助 (ODA)〔及び [又は] 他の協力体制からの資金供与〕の流用にはならない。

(i) 事業活動が、〔本文書及び [UNFCCC 第 6 条参照マニュアル] [附則 B] に含まれる〕第 6 条の事業に関する他の〔いかなる〕必要条件とも適合している。

46. 認定された独立した組織は、〔公衆〕〔締約国及び認定された非政府組織〕〔受入締約国の居住者〕に対して、環境的追加性に関する問題について XX 日以内にコメントする機会を提供するものとする。

47. 【認定された独立した組織は、文書化された事業構想が〔適格性確認のための必要条件〕〔ベースライン設定方法、モニタリング方法、その他 [UNFCCC 第 6 条参照マニュアル] [附則 B] に含まれる基準〕に適合すると判断した場合、当該事業を第 6 条の事業として登録するように〔事業の参加者へ推奨する〕〔[理事会へ] 勧告する〕ものとする。】

48. 〔認定された独立した組織が、事業設計文書には新しいベースライン設定方法又はモニタリング方法が含まれていると判断し、かつ事業の参加者がこれらの方法の適格性が確認されることを望んでいる場合、当該の独立した組織は [UNFCCC 第 6 条参照マニュアル] [附則 B] に含まれる必要条件に照らしてこれら新しい方法を評価し、該当する場合は事業の参加者に対してこれら新しい方法を [UNFCCC 第 6 条参照マニュアル] [附則 B] に含めるように推奨するものとする。〕

49. 認定された独立した組織は、文書化された事業構想が適格性確認の必要条件を満たしていないと判断した場合、それを事業の参加者へ通知して不受理の理由を説明し、該当する場合は使用する方法の変更を推奨するものとする。適格性を確認されなかった事業は、事業設計文書に適切な改訂が加えられれば、確認を再検討することができる。

50. 事業の参加者は、第6条に対する適格性を確認された事業活動を自国政府へ提出して承認を求めるものとする。参加する締約国の政府は、第6条について指定された国内の当局からの承認文書を通じて、適格性を確認された事業を正式に受理するように指示するものとする。

(注釈：上述の46項(a)では、政府が適格性確認に先立って承認すると規定している。この51項を維持する場合、適格性確認後の政府の承認も必要と言うことになる。)

(訳注：46項(a)は、45項(a)が正しい。また、51項は、50項が正しい)

(以下の各項では第6条の事業活動の種類を説明する。)

51. 【第6条の事業は、

(a) 地域及び立地国のニーズと優先課題を考慮に入れて、使用可能な最善の、長期的な、環境的な選択肢に基づくものとする。

(b) 条約及び議定書の他の規定で義務づけられているものに加えて、最新の、環境上安全かつ適正な技術の移転をもたらすものとする。

(c) 再生可能エネルギー、どこであれ効率上の最先端にあるエネルギー効率化技術、及び運輸部門からの排出削減を優先するものとする。

(d) 原子力の利用を支援しないものとする。

(e) [第3条3項及び4項に関する方法論上の作業の結果が出て、COP/MOPがCDMの事業活動としての適格性について結論を出すまで]、温室効果ガス吸収源による人為的又はそれ以外の除去を強化する活動は含めないものとする。

(f) [砂漠化防止のための炭素隔離を優先するものとする。]

(g) [当該事業の追加性、全体的な環境上の完全性、GHG排出水準の推定方法、或いは他の多国間環境取決めの対象となっている分野との関連でマイナスの影響を与える可能性などに関する懸念のため、COP/MOPの決議で除外されている種類の事業活動は含めないものとする。]

52. 【COP/MOP第一回会合以前に開始された事業活動は、当該事業活動が〔[日付]以後に開始され〕〔パイロットフェーズの共同実施活動として報告され〕ており、かつ本文書及び【UNFCCC第6条参照マニュアル】【附則B】に含まれる第6条に関する基準と規定に合致

している場合のみ、第 6 条の事業として確認及び登録される適格性を持つことができる。事業活動が確認され登録された後、〔YYYY 年 MM 月 DD 日以降〕〔受入締約国が議定書を批准した日付又は YYYY 年 MM 月 DD 日のいずれか遅い方から〕の発生源による人為的排出の削減〔及び / 又は吸収源による人為的除去の強化〕は、ERUs の〔遡及的〕認証及び発行の適格性を持つ。】

53.〔第 6 条の事業の実施は AIJ パイロットフェーズが終了した後、COP/MOP の第 1 回会合以前に、CDM 事業活動と同時に開始する必要がある。〕

54.〔第 6 条の事業活動は、事業をベースとして事業ごとに行われるものとし、気候変動以外の理由で行われるもっと広義の事業に組み込むこともできる。同じ種類の複数の小規模な事業活動は、適格性の確認、検証及び認証に関する必要条件について個々の事業の独自性を失うことなく、一括して単一取引の対象とすることができる。〕

55. 第 6 条の事業活動におけるベースラインは、当該事業活動について適格性確認がなされたベースライン設定方法を使って計算された、当該事業活動がない場合に GHG の人為的排出〔又は吸収源による人為的除去〕がどうなるかという将来のシナリオである。ベースラインは議定書の附属書 A に記載された発生源からの人為的排出と吸収源による人為的除去を対象とし、議定書の附属書 A に記載されたすべての温室効果ガスを含めるものとする。

（以下の各項目は追加性の判定に関するものである。）

56. 第 6 条の事業は、下記が達成された場合に追加性を認められる。

(a) 排出の追加性：適格性を確認された事業がない場合に発生するであろうものにくらべて、人為的発生源からの排出量が下回り、或いは吸収源による人為的除去量が上回る場合。ここで、適格性を確認されたベースラインとは、当該事業活動がないとした場合の人為的 GHG 排出量〔又は吸収源による人為的除去量〕と定義される。

(b)〔資金的追加性：事業活動への資金供与が、GEF、附属書 に含まれる締約国による他の資金的約束、ODA、及びその他の協力体制からの資金を流用する結果となってはならない。〕

(c)〔投資の追加性：ERU の価値は、事業活動の資金的及び / 又は商業的な実行可能性が大幅に改善する水準でなければならない。〕

(d)〔技術的追加性：事業活動に使われる技術は [受入締約国の状況に照らして入手可能な] [国際的に実行可能な] 最善のものとする。〕

57. 第6条の事業の追加性を判定する最終的な責任は〔理事会〕が持つものとする。〔理事会〕は独立した組織の決定を見直し或いは検査して、第6条がなくても事業が実施されたであろうと判断する程度に応じて却下する権限を持つものとする。

(以下の各項目は、気候変動軽減に関連する実質的で、測定可能な、長期的便益の基準に対処する。)

58. 〔ベースラインが下記を適切に考慮に入れていれば、発生源からの人為的排出の削減又は吸収源による人為的除去の強化は実質的なものと見なされる〕〔ベースラインは下記を適切に考慮に入れる必要がある〕。即ち、

(a) 適格性を確認された事業の境界：事業が実施されて発生源からの人為的排出〔又は吸収源による人為的除去〕が発生する空間的領域と定義される。

(b) 適格性を確認された事業活動による漏出：当該事業の境界の外部における人為的排出量の増大〔又は吸収源による人為的除去の減少〕と定義される。適格性を確認された事業の境界の外部における当該事業活動による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の増大〕は、当該事業に対してクレジットできない。漏出は国内レベル又は国内地域レベルでのみ考慮に入れるものとする。

(c) 〔当該年次における実際の活動水準の変動。〕

59. 〔隔離事業に関する規定を除いて〕、ある年次における第6条の事業活動による排出削減量は、ベースライン排出量から当該年次における第6条の事業活動による実際の排出量と漏出量を差し引いたもの、〔又は吸収源による実際の人為的除去量から吸収源によるベースラインの人為的除去量と漏出量〔及び/又は炭素貯蔵量〕を差し引いたもの〕で事後的に計算される。

60. 排出削減は下記の場合に測定可能である。

(a) 事業活動が実施された後の実際の発生源による人為的 GHG 排出量〔又は吸収源による実際の人為的除去量〕を、本文書及び〔UNFCCC 第6条参照マニュアル〕〔附則 B〕の諸規定に従って測定し監視することができる。

(b) 発生源による人為的 GHG 排出の〔又は吸収源による人為的除去の強化〕のベースラインが、登録された方法を使って計算されている。

61. 〔気候変動軽減に関する事業の便益は、第6条の各種事業の寿命を勘案し、条約第2条を念頭に置いて、排出削減が適切な期間にわたって持続すれば、長期的と見なすものとする。〕

(下記の項は第6条の事業活動のクレジット期間に関するものである。)

62. 事業のクレジット期間とは、(a) 事業活動の運営寿命、(b) (x) 年、(c) 事業への参加者が提案する期間のうち最も短いものと定義される、適格性を確認されたベースラインの有効期間を意味する。事業のクレジット期間は確認されたベースラインの改訂によって延長することができる。〔クレジット期間終了時に改訂の対象となるベースラインの判定の諸要素は、当初から明確にしておく必要がある。〕

(以下の各項はベースラインの設定と改訂の方法に関するものである。)

63. 〔ベースラインの設定では、信頼性、透明性、完全性の原則を指針とする。〕

64. ベースラインは本文書〔及び〔UNFCCC 第6条参照マニュアル〕〕の諸規定に従って設定されるものとする。第6条の事業活動で対象となるベースラインの種類には下記が含まれる。(訳注:「UNFCCC 第6条参照マニュアル」の後に〔附則 B〕が入るのではないか?)

(a) 事業固有のベースライン: 当該事業がない場合に起こるであろうものを表す個々の基準ケースにおける発生源による人為的排出量〔及び/又は吸収源による人為的除去量〕を設定する〔当該事業に固有の〕ベースライン。但し、このベースラインを計算する方法は、適切であれば他の事業へも適用することができる。

(b) 〔複数事業の〕〔標準化された〕ベースライン: これは特定の地理的地域で特定の種類の事業を対象とし、〔UNFCCC 第6条参照マニュアル〕〔附則 B〕に含まれ〔理事会〕が承認する達成度基準を使用する。

65. 事業活動の適格性確認と類似事業の反復を容易にするために、事業の参加者は事業設計文書の中で事業のベースラインと追加性を判定するための取組、想定、方法、パラメーター、データ源及び主要な要素の選択について透明度の高い方法で説明するものとする。

66. 既存の発生源によって人為的排出を削減する事業のベースラインは、その発生源の傾向を考慮に入れて、下記のうち最も低いものとする。

- (a) 事業を開始する以前に存在した実際の排出量、
- (b) 当該事業活動にとって最小費用の技術、
- (c) 受入国又は該当する地域における現在の産業慣行、
- (d) 〔附属書〔 〕〔 〕の締約国に存在する発生源の平均値。〕

67. 新規の発生源によって人為的排出を削減する事業のベースラインは、その発生源の傾向を考慮に入れて、下記のうち最も低いものとする。

- (a) この新規発生源にとって最小費用の技術、
- (b) この新規発生源について受入国又は該当する地域における現在の産業慣行、
- (c) 附属書〔 〕〔 〕の締約国における新規発生源の平均値。

68．発生源による人為的排出を削減する〔及び／又は吸収源による人為的除去を強化する〕ための土地利用、土地利用の変更、及び林業の事業における事業設計とベースラインの計算では、下記に対処する必要がある。

- (a) 事業の継続期間、
- (b) ベースラインの種類（即ち、事業ごとか複数事業ベースか）
- (c) 持続性と漏出の問題、
- (d) 環境的追加性。

69．土地利用、土地利用の変更及び林業の事業における事業設計とベースライン設定に対処する方法と取組は、〔理事会〕によって承認されるものとする。

70．〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインは下記に従って設定されなければならない。

選択肢 1：附属書〔 〕〔 〕の締約国における、当該種類の事業の平均値。

（訳注：原文“the average of Annex [ ][ ] emissions for such types”を66(d) /67(c)に合わせて、“The average for such project types in Annex [ ][ ] Parties”とすべき）

選択肢 2：適宜既存の又は新規の発生源に対する妥当な、平均を上回る現在の産業慣行〔及び傾向〕。

選択肢 3：〔同等な、適格性を確認された事業固有のベースラインより〔x〕%下の水準〕。

71．〔理事会〕は、所定の規模を下回る事業活動で、推定排出削減量が年間 AAA トン又はクレジット期間中に BBB トンを下回るものについては、〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの設定を優先するものとする。〕

72．〔推定排出削減量が年間 CCC トン又はクレジット期間中に DDD トンを越えるいかなる事業活動も、事業固有のベースラインを使用するものとする。〕

73．〔事業活動のベースラインの設定では、主として産業部門ごとの改革活動、現地での燃料の入手性、電力部門の拡張計画、当該事業分野の経済情勢など関連する国内政策や国内状況を考慮に入れるものとする。〕

74．ベースラインは、事業が国内の〔条約の最終目標の達成に貢献しない政策〕〔他の場合よりモントリオール議定書によって規制されているものを除く温室効果ガス的人為的排出水準を大きくする活動を奨励する政策及び慣行〕から恩恵を受けないようにしなければならない。

（注釈：締約国では、ベースラインの判定に既存の国内法制及び規則を反映させるべきか、またどのように反映させるかについて検討願いたい。）

75．選択肢 1：〔適格性が確認されたベースライン設定方法は、排出削減を検証する認定された独立した組織が勧告した場合を除いて、クレジット期間中に改訂の対象としてはならない。〕

選択肢 2：ベースラインは、一旦登録されれば事業のクレジット期間中有効とする。事業の運転寿命がクレジット期間を越える場合は、各クレジット期間の終了時に事業の参加者の要請により新しいベースラインの適格性を確認するものとする。

76．〔理事会〕は、〔UNFCCC 第 6 条参照マニュアル〕〔附則 B〕に含まれる事業固有の又は〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースライン設定方法を、いつの時点でも改訂することができる。この改訂は改訂の時点以後に適格性を確認されるベースラインだけに関するものであり、従ってクレジット期間中、既存の登録された事業活動に影響を与えるものではない。〕

## H．登録

（注釈：一部の締約国は、登録の職務と適格性確認の職務を合体させるように提案している。）

選択肢 A：

（注釈：本項は必要がない。）

選択肢 B（77～78 項）：

（一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第 12 条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。）

77．登録は、〔理事会〕〔締約国〕が〔適格性の確認された〕事業提案を第 6 条の事業として正式に〔承認する〕〔認知する〕ことである。

78. **選択肢 1** :〔締約国は事業の登録について独自の手続と基準を立案できる。〕

**選択肢 2** : 参加する締約国は、進行中の第 6 条の事業並びに完了済み事業の登録簿を、当該事業が完了した次の約束期間の終了まで維持するものとする。

選択肢 A (79 ~ 80 項) : (訳注 : 選択肢 C では ? )

79. 登録は、〔理事会〕が適格性の確認された事業提案を第 6 条の事業として正式に〔承認する〕〔認知する〕ことである。

80. 事業の登録は、当該事業に関する検証、認証、及び ERUs の発行の前提条件である。

選択肢 B (81 ~ 82 項) : (訳注 : 選択肢 D では ? )

81. 〔事業の参加者は〔理事会〕に対して、適格性の確認された事業設計文書及び認定された独立した組織の推薦状を含めて、登録のための申請書を提出するものとする。〕

82. 〔〔理事会〕は、(訳注 : 以下のローマ数字による項目構成は、FCCC/SB/2000/4 のものの方が適切と思われるが、一応今回の案文通り配列する。)

(a) 事業の参加者による要請に基づき、登録の申請書を公表し、当該事業に一意の識別番号を付して、第 6 条の事業として適格性の確認された事業を登録するものとする。但し、下記の規定に従って反対意見が提起された場合を除く。

- ( ) 反対意見は、〔理事会〕が登録申請書と確認された事業設計文書を公表してから YY 日以内に提出することができる。
- ( ) 〔理事会〕は反対意見提出期限から ZZ 日以内に当該事業の登録について結論を出すものとする。
- ( ) 〔理事会〕は事業の参加者に対してその決定を通知し、登録申請を却下する場合はその理由も通知するものとする。
- ( ) 反対意見は締約国〔、UNFCCC によって認定されたオブザーバー〕〔及び法人〕だけが提出できる。
- ( ) (注釈 : これは事業設計文書及び確認手続の中で検討されている利害関係者の反対意見に追加するものである。)
- ( ) 事業の参加者が認定された独立した組織の推薦状をつけて、新しいベースライン設定又はモニタリング方法を提出する場合は、
- ( ) 申請書を認定された独立した組織の推薦状とともに公表し、YY 日間の公衆によるコメントを認めるものとする。
- ( ) 受け取った情報及び適切と判断する第三者の調査に基づいて、公衆によるコメントの締切日から XX 日以内に、提案された新しい方法を承認、変更して承認、

又は却下するものとする。

( ) 事業の参加者に対してその決定を通知し、登録申請を却下又は変更する場合はその理由も通知するものとする。

( ) 当該事業活動を登録し、決議第 D/CP.6 号で規定する事業識別番号を付与するものとする。

(b) **〔その決議を反映させて UNFCCC 第 6 条参照マニュアルを改訂するものとする。〕**

選択肢 B (83 ~ 84 項): (訳注: 選択肢 E では?)

83. 独立した組織は〔理事会〕に対して第 6 条の事業に関する登録の決定通知書を、事業設計文書及び受け取ったコメントとともに提出し、また公表可能にするものとする。

84. この登録の決定は、事業に関与している一つの締約国又は〔理事会〕〔の〕〔を構成する〕少なくとも〔x か国の〕〔締約国〕が理事会による登録決定の見直しを要求しない限り、申請書を受け取ってから〔60〕日後に最終決定と見なすものとする。見直しの要求は下記の規定に従って行われるものとする。

(a) 見直しの要求は、ベースライン設定方法又は複数事業のベースラインを当該事業に適用すること、モニタリング計画に関連する問題、或いは環境的追加性に関するその他の問題に限定するものとする。

(b) 本項に基づく見直しの要求を受け取り次第、〔理事会〕は本項に従って見直しを行い、提案された登録を承認すべきか否かを決定するものとする。

(c) 〔理事会〕はこの見直しを迅速に、いずれにしても見直しの要求を受け取った後〔二回目〕の会合までに、完了するものとする。

(d) 〔理事会〕は事業の参加者に対してその決定を通知し、この決定とその理由を公表できるようにするものとする。

85. 〔承認されなかった事業活動は、事業設計文書に適切な改訂を加えた後、適格性確認とその後の登録のために再検討することができる。〕

## ・モニタリング

選択肢 A :

(訳注: **本項は必要がない。**)

選択肢 B (86 項):

(一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第 12 条について提案されて

いる方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第12条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。）

86.〔締約国はモニタリングについて独自の手続と基準を立案することができる。事業の参加者は、事業サイクルに関する国内の指針に従って事業活動のモニタリングについて合意するものとする。〕

選択肢 C (87 ~ 92 項):

87. 事業の参加者は、事業〔設計文書〕〔提案〕に含まれる承認されたモニタリング計画を実施するものとする。事業の参加者は、収集されたすべてのデータを、〔該当する場合は〕検証を目的として、〔関与する締約国〕〔独立した組織〕へ報告するものとする。当該事業の実施と達成度に関連する監視と測定は、発生源による人為的排出削減及び/又は吸収源による人為的除去の強化を測定し計算するために十分なものでなければならない。モニタリングの方法は標準化するものとする。

88. 事業の参加者が承認されたモニタリング計画を実施するに当たり、第三者がこれを支援することができる。この第三者は事業参加者の責任において作業を行い、〔事業の適格性確認、検証又は認証に関与する独立した組織とは別の組織とする〕。

89. モニタリングには下記が含まれる。

(a) 第6条の事業に関連する温室効果ガスの発生源による人為的排出〔及び/又は吸収源による人為的除去〕。

(b) ベースラインの発生源による人為的排出量〔及び/又は吸収源による人為的除去量〕の決定に関するパラメーター。〔これには〔国内又は国内地域レベルにおける〕漏出効果を捕捉するための事業活動境界の外部におけるモニタリング・パラメーターを含めることができる。〕

(c) 〔その他第6条の事業に関連する影響（環境的、経済的、社会的、文化的な影響）〕

90. モニタリング計画の改訂は、事業の参加者による正当化が義務づけられ、〔〔理事会〕による何らかの指導を条件として〕、〔関与する締約国〕〔独立した組織〕によって確認されるものとする。モニタリング方法の変更に関する提案は、〔〔理事会〕による指導を条件として〕、独立した組織によって承認されるものとする。

（以下の各項目はモニタリング方法の質的基準に関するものである。）

91. 第6条の事業活動に関するモニタリングは正確な、整合した、比較可能な、完全な、

透明性の高い、的確なもので、グッドプラクティスに基づくものとする。これに関連して、

**正確性**とは、達成度指標の正しい数値を監視し又は決定できる精密さの相対的尺度である。推定値と監視される達成度指標は、判断の可能な範囲内で常に真の数値を上回ったり下回ったりせず、また不確実性が可能な限り回避されているという意味で、正確なものではない。

**整合性**とは、モニタリング計画がそのすべての要素及びその達成度指標の点で長期間にわたって内部的に整合していることを意味する。モニタリングは、長期間にわたって同じ達成度指標が使われ、これら指標の監視に同じ前提条件と同じ方法が適用される場合に整合していると言える。整合性を理由として、正確度及び/又は完全性を向上させるようにモニタリング方法を変更することを怠ってはならない。

**比較可能性**とは、発生源による**人為的排出量**〔及び吸収源による**人為的除去量**〕の推定値がベースラインと事業活動の間及び各事業の間で比較できることを意味する。〔この目的のために、事業の参加者は〔UNFCCC 第 6 条参照マニュアル〕〔**附則 B**〕に記載されている方法とフォーマットを使用する必要がある。〕

**完全性**とは、事業のベースラインと実際の発生源による**人為的排出量**〔及び/又は吸収源による**人為的除去量**〕に関するモニタリングが、議定書の附属書 A に記載されているすべての GHG、部門、発生源分類をカバーしていることを意味する。また、完全性は事業境界の内外におけるすべての達成度指標を対象とすることも意味する。〔更にモニタリング作業は、当該活動の持続可能な開発に対する貢献度を評価する適正な基準とならなければならない。〕

**透明性**とは、整合した反復可能なモニタリング活動並びに報告された情報の評価を容易にするために、前提条件、算定式、方法、データ源が明確に説明され文書化されていることを意味する。達成された結果について信頼性の高い検証とその後の認証を行い、また ERUs を発行するためには、モニタリング・データとその方法の透明性が不可欠である。

**的確性**とは、達成度指標が達成された結果の実際の尺度となることを意味する。従って、モニタリングは、事業活動の達成度に関する測定可能な実際の構図を描き出す指標に基づくものとする。

**グッドプラクティス**とは、最も費用効果の高い実用化されたモニタリング方法と少なくとも同等の達成度を意味する。これらモニタリング方法は〔UNFCCC 第 6 条参照マニュアル〕〔**附則 B**〕に記載され、技術と〔ベストプラクティス〕の変化を考慮に入れて〔**COP/MOP**〕**によって**〕〔継続的に〕〔定期的に〕更新されるものとする。

92. 承認されたモニタリング計画の実施、及び該当する場合にその確認された改訂は、〔検証、認証及び ERUs の発行〕〔第 6 条の事業活動に起因する ERUs へのシリアル番号の付与〕の条件となるものとする。

## J . 検証

### 選択肢 A (93 ~128 項):

93 . 第 6 条の一又は複数の事業に關与する締約国は、第 6 条 1 項(a) に基づき事業の承認について当該締約国の中心的な連絡先を明確にした報告書を事務局に対して提出しなければならない。]

94 . 第 6 条の事業を受け入れる締約国は、事業の承認の取得、発生源による人為的排出量の削減 [又は吸収源による人為的除去の強化] の監視及び検証、利害関係者によるコメント、及び ERUs の移転 [又は取得] に關する国内の指針と手続を含む報告書を事務局に対して提出しなければならない。[また、かかる締約国は附則 C に基づく情報を定期的に提出しなければならない。]

95 . [締約国は、その中心的な連絡先又は国内の指針と手続における相当な変動を明確にするのに適した報告書を、その後も事務局へ提出しなければならない。]

96 . 法人の [第 6 条の事業への] 参加をその責任において [認可する] [認可できる] [附属書 に含まれる] 締約国は、第 6 条 [3 項] に基づき排出削減単位の生成、移転又は取得に至る過程で、[引き続き議定書に基づくその義務の履行に責任を負い、かかる参加が本附属書と整合性を持つようにするものとする] 。]

97 . [受入] 締約国は、[発生源による人為的排出の削減 [又は吸収源による人為的除去の強化] に關連する] ERUs について、それが第 6 条 1 項(b) の規定に従い、?? 項で規定された手続の一つを通じて [他の場合に発生するであろうものに] 追加されるものとして検証 [されている場合] [される場合] に移転することができる。

(訳注 : 「?? 項」は原文が途中で切れているため)

98 . [事業で移転される各 ERU に關する情報は、附則 C で規定される統一報告書式に基づいて、受入締約国が事務局を通じて公開できるようにするものとする。]

99 . 第 6 条の事業における発生源による人為的排出の削減 [又は吸収源による人為的除去の強化] は、下記のいずれかによって検証されるものとする。

- (a) 100 項により検証の時点で受入締約国に適格性がない場合は、關与する締約国による。
- (b) 106 ~114 項で規定する検証手続による。

100. 第6条の事業を受け入れる締約国は、〔当該締約国が19項のa〕~d〕〔及びf〕と22項〕にある〔必要条件〕〔条件〕を満たしていることを立証する文書を事務局へ提出しており、かつ下記の条件を満たしている場合に、97項及び99項(a)に従ってERUsを移転することができる。〕即ち、

(訳注：原文はカッコの位置取りに混乱あり)

(a) 19項のa)~d)〔及びf〕と22項〕にある必要条件を満たしていることを立証する文書を事務局へ提出してから〔XX〕ヶ月<sup>13</sup>が経過し、かつ遵守〔委員会〕が一又は複数の必要条件を満たしていないという判定をしなかった場合、又は

(b) 必要条件について当該締約国が実施上の問題で処分<sup>14</sup>を受けていないことを、遵守〔委員会〕〔執行部門〕が事務局へ事前に通知している場合。

101. かかる締約国は、実施〔委員会〕が19項のa)~d)〔及びf〕と22項〕にある一又は複数の〔必要条件〕〔条件〕を満たしていないと判定しない限り或いは判定するまで、〔引き続き資格を持つ〕〔97項〕〔上記(a)項〕に従ってERUsを移転できる。遵守〔委員会〕からこれら一又は複数の〔必要条件〕〔条件〕を満たしていないと判定された締約国は、遵守〔委員会〕が〔当該締約国はそれら条件を満たしており、従ってその資格を復活させると判定する〕〔それら必要条件を満たしたと判断した〕場合のみ、再び資格を持てるものとする。

選択肢1 (102~116項):

102. 検証が99項(a)の規定によって行われた場合、ERUsの取得に対しては第17条に基づいて取得される割当量の一部に対する責任に関する規定が、必要な変更を加えて適用されるものとする<sup>15</sup>。

103. 第17条に基づく法人の参加について附則...で規定される国内制度は、第6条の事業にも適用されるものとする。

104. 99項(a)に従って事業を受け入れる締約国は、事業の承認取得に関する国内の指針と手続を含む報告書を事務局へ提出するものとする。

105. 99項(b)に従って事業を受け入れる締約国は、事業の承認取得、発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕のモニタリング及び検証、利害関係者

---

<sup>13</sup> 第8条の専門家レビューチームと遵守〔...〕がこれら問題に関する規則を妥当に定めるのに十分な期間。

<sup>14</sup> これは助長的な手続ではなく執行手続であることを明確にする必要がある。

によるコメント、及びERUsの移転に関する国内の指針と手続を含む報告書を事務局へ提出するものとする。

106. 検証は、第6条の事業の必要条件について認定された独立した組織が当該事業活動を評価する二段階の手続であり、下記に基づいている。

(a) 107~112項で規定される事業設計文書、及び

(b) 113~115項で規定される、達成された発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕に関する文書。

107. 事業の参加者は認定された独立した組織に対して、附則Cに従って検証を受けるために事業設計文書を提出するものとする。

108. 事業設計文書には、当該事業が関与する締約国によって承認されているかどうか、附則Bで規定するベースラインとモニタリングの基準に従って適切なベースラインと適切なモニタリング計画があるかどうかを判断するために必要なすべての情報を含めるものとする。

109. 独立した組織は、116項に規定する守秘義務の規定を条件として、事務局を通じて事業設計文書を公表できるようにするものとする。

110. 独立した組織は、事業設計文書を公表してから〔60〕日の間、事業設計文書に関する締約国と利害関係者からのコメントと裏付け情報を受け取るものとする。

111. 独立した組織はその判断を、事務局を通じて公表できるようにするものとする。これには判断の理由の説明、利害関係者のコメントの要約及びそれらをしかるべく考慮に入れた程度に関する評価を含めるものとする。

112. 事業設計文書の検証は、その判断が公表されてから〔30〕日後に、事業〔を受け入れている〕〔に関与している〕締約国又は〔xヶ国の〕他の締約国が〔適切な機関〕による見直しを要求しない限り、最終的なものと見なされるものとする。この見直しが要求された場合、〔適切な機関〕は可及的速やかに、かつ……以内に、この判断を見直すものとする。〔適切な機関〕はその決定を公表できるようにするものとし、その決定が最終的判断となる。

---

<sup>15</sup> 第17条の責任規定でどの選択肢が採用されるかによる。

113. 受入締約国は、附則 C で規定される統一報告書式に基づいて、報告される発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕が適切なベースラインとモニタリング計画に従って監視され計算されたものかどうかに関する情報を含む文書を独立した組織へ提出するものとする。

114. 独立した組織は、

(a) 108 項で定義され / 規定された提出文書に含まれる事業データと情報に基づいて、排出量の削減を検討し判定するものとする。

(b) 実際の事業活動とその操業が〔最終的な〕事業設計文書に準拠しているかどうか疑念があれば、それを明らかにするものとする。独立した組織はかかる疑念を事業の参加者へ伝達するものとする。事業の参加者はこの疑念に対処して、追加の情報を提供することができる。及び、

(c) 事業の参加者と関与する締約国に対して、その判断を含めた検証報告書を提供するものとする。

115. 独立した組織は、判断とその理由の説明を含めた検証報告書を、事務局を通じて公表できるようにするものとする。

(訳注：網掛けのない部分は原文にないが補っている)

116. 独立した組織はその報告書を作成する際に、事務局を通じてその報告書と事業設計文書を公表できるようにするものとする。国内法で義務づけられている場合を除いて、独立した組織は情報提供者の書面による同意なしに、他の場合であれば公表できない、特許或いは極秘と記された事業関連の情報を開示してはならない。排出データ或いは削減〔又は除去〕が追加のものであるかどうかに関するその他のデータは守秘義務のあるものとは見なさないものとする。

\*\*\*\*\*

選択肢 2 (117 ~128):

117. 附則... に従って検証チームは、事業に関与する締約国の要請〔a request〕〔the request〕に基づき任命されるものとする。

118. 事業の参加者は検証チームに対して、当該事業が関与する締約国によって承認されているかどうか、〔及び〕附則... で規定する適切なベースライン、モニタリング計画、クレジット寿命が設定されているかどうかの判断に必要なすべての情報を含む事業設計文書を提出するものとする。

119 . 検証チームは、126 項に規定する守秘義務の規定を条件として、事務局を通じて事業設計文書を公表できるようにするものとする。

(訳注：126 項ではなく、127 項が正しい)

120 . 検証チームは事業設計文書が公表されてから〔60〕日の間、事業設計文書に関する締約国及び〔UNFCCC が認定した非政府組織 / 利害関係者〕からのコメントと関連する立証情報を受け取るものとする。

121 . 検証チームは、当該事業が附則...で規定する〔ベースライン、モニタリング計画、クレジット発生期間〕に関する基準に従って、適切なベースライン、モニタリング計画及びクレジット発生期間を持っているかどうかについて判断するものとする。検証チームは、提起された重要な問題に対処しつつその判断と理由の説明を、事務局を通じて公表できるようにするものとする。本項に基づく適切なベースラインに関する判断は、事業のクレジット寿命を通じて有効とする。

122 . 達成されている発生源による排出の人為的削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕を 99 項(b)に従って検証するために、〔事業に参与している締約国〕〔事業の参加者〕はこれら人為的な排出削減又は人為的除去の強化が適切なベースライン、モニタリング計画及びクレジット寿命に従って監視され計算されたことを立証するために、附則...で規定する報告書式に従って情報を提出するものとする。

123 . 検証チームは事業を検討し、報告された発生源による人為的排出の削減(訳注：原文は「人為的」が重複している)〔又は吸収源による人為的除去の強化〕が適切なベースラインとモニタリング計画〔及びクレジット寿命〕に従って監視され計算されているかどうかについて、またもしそうであれば、二酸化炭素相当トンで表示される、達成された人為的排出削減又は人為的除去の強化の数量について判断を行うものとする。〔検証チームはその判断を理由の説明とともに、事務局を通じて公表できるようにするものとする。〕

124 . 〔〔事業設計文書に関する、或いは報告された発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕に関する〕検証結果の判断は、その判断が公表されてから〔30〕日後に、事業〔を受け入れている〕〔に参与している〕締約国又は〔x〕その他の締約国が〔適切な機関〕による見直しを要求しない限り、最終的なものと見なされるものとする。この見直しが要求された場合、〔適切な機関〕は可及的速やかに、かつ...以内に、この判断を見直すものとする。〔適切な機関〕はその決定を公表するものとし、その

決定が最終的判断となる。】

125. 事業活動を受け入れていて、117～〔123〕〔124〕項で指定される手続の対象となる締約国は、〔123〕〔124〕項に従って判断が行われた場合のみ ERUs を移転することができ、〔123〕で指定される二酸化炭素相当トン数を越える ERUs は移転できない。

126. 各ERU に関連する事業の情報は、127 項で説明する事業識別子付きの電子的な接続を通じて公表するものとする。

（訳注：127 項には該当しないと思われる）

127. 国内法で義務づけられている場合を除いて、検証チーム〔又は適切な機関〕は情報提供者の書面による同意なしに、他の場合であれば公表できない、特許或いは極秘と記された事業関連の情報を開示してはならない。排出データ或いは削減〔又は除去〕が追加のものであるかどうかに関するその他のデータは守秘義務のあるものとは見なさないものとする。

128. 事業に関与している締約国は、いつの時点でも117～〔123〕〔124〕項で規定する手続を使用することができる。

選択肢 B (129～131 項)：

（一部の締約国は、第6条の事業の実施に関する指針を可能な限り第12条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第12条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第12条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。）

129. 第6条の事業に関与している各締約国は、当該活動に関する情報を報告するものとする。

報告フォーマット（注釈：追って作成する）

130. 第6条の事業に関する締約国の報告には、事業ごとに下記を含めるものとする。

(a) 関与する締約国の間で合意されたベースライン。

(b) 当該年次の温室効果ガスの発生源による人為的排出削減量〔又は吸収源による人為的除去の強化〕の計算方法。

(c) 当該年次中の排出削減単位の移転と取得。これには各単位についてシリアル番号及びそれが取得により書き込まれた又は移転により削除された締約国の登録簿を含めるもの

とする。

(d) 当該年次に償却された排出削減単位（シリアル番号による）

(e) 締約国の割当量から差し引かれた〔AAUs〕〔PAAs〕

131．第6条の事業に参加している締約国は、発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕を検証するための独自の国内メカニズムを立案することができる。

検討作業（注釈：追って作成する）

選択肢 C（132～133 項）：

132．検証は、承認された事業活動の結果として検証期間中に発生しモニターされた発生源による排出削減及び／又は吸収源による除去の強化に関する〔、参加している締約国によって合意された指針に従って行われる〕定期的な独立した検討と事後の判定である。

133．〔事業の人為的排出削減又は吸収源による人為的除去の強化は、受入締約国が立案するメカニズムに従って検証することができる。〕

選択肢 D（134～135 項）：

134．検証は、承認された事業の結果として検証期間中に発生しモニターされた発生源による人為的排出削減及び／又は吸収源による人為的除去の強化に関する定期的な独立した検討と事後的判定である。

135．〔事業の参加者によって選定された〕〔理事会によって任命された〕検証を行う独立した組織は、

(a) 提出された事業文書が、承認された事業設計文書の必要条件に従っているかどうかを判定するものとする。

(b) 達成度記録の検討、事業の参加者及び利害関係者との面談、測定値の収集、設定された慣行の観察、モニタリング機器の精度の試験などからなる現場検査を適宜行うものとする。

(c) 適切な場合、他の出所からの追加データを使用するものとする。

(d) 登録された事業設計文書に含まれるものと整合した計算手順を使い、適宜上記(a)で使われた或いは上記(b)及び／又は(c)で得られたデータと情報に基づいて、発生源による人為的排出の削減〔及び／又は吸収源による人為的除去の強化〕を検討し判定するものとする。

(e) 実際の事業活動とその操業が、登録された事業設計文書に準拠しているかどうかについて懸念がある場合は、それを明確にする。独立した組織は、懸念があればそれを事業の参加者へ通知するものとする。事業の参加者はそれら懸念に対処して、追加の情報を提出することができる。

(f) 事業の参加者に対してモニタリング方法の適切な変更を勧告する。

(g) 検証報告書を、事業の参加者、関与する締約国〔、事業活動の適格性の確認を担当する独立した組織〕及び〔理事会〕へ提出する。〔理事会〕はこの報告書を公表するものとする。

## K . 認証

(注釈：一部の締約国は認証の職務を検証の職務と合体させるように提案している。)

### 選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

### 選択肢 B (136 ~ 137 項):

(一部の締約国は、第6条の事業の実施に関する指針を可能な限り第12条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第12条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第12条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。)

136 . 認証は、検証に基づき一定期間に事業がその発生源による人為的排出削減及び / 又は吸収源による人為的除去〔並びにその他の達成度指標〕を達成したという独立した組織の書面による保証である。

137 .〔締約国は認証について独自の手続と基準を立案することができる。〕

### 選択肢 C :(138 ~ 141 項)

138 . 認証は、検証に基づき一定期間に事業がその発生源による人為的排出の削減及び / 又は吸収源による人為的除去並びにその他の達成度指標を達成したという独立した組織の書面による保証である。

139 .〔事業の参加者は独立した組織に対して、主として適格性を確認された事業設計文書及び一定期間に対する検証報告書を添付して、当該期間に対する認証申請書を提出するものとする。〕

140. 独立した組織は、検証に基づき一定期間に当該事業活動が人為的排出の削減及び / 又は吸収源による人為的除去を達成したことを書面によって認証するものとする。独立した組織は事業の参加者〔及び理事会〕に対して認証手続きが終了次第書面によってその決定を通知し、決議第 D/CP.6 号に従ってその決定を公表するものとする。

141. 承認された事業に起因する、確認されたベースラインを下回る水準への排出削減は、下記の場合のみ発生した後で認証されるものとする。

(a) 〔事業活動に起因する一定期間の排出削減の認証を [事業の複数の参加者が申請] [事業の一つの参加者が申請] している場合。〕

(b) 〔排出削減 [及びその他の達成度指標] が検証されており、検証報告書が提出されている場合。〕

(c) 〔関与するすべての締約国及び法人が検証期間中に第 6 条の活動に参加する適格性を持っていた場合。〕

#### L . 排出削減単位の発行

(注釈：一部の締約国は、この段階で明らかになる独立した組織の不正行為、背任行為或いは不適格の問題に対処する必要があるかも知れないと示唆している。)

選択肢 A :

142. ERUs の移転と取得は、受入締約国の登録簿にある割当量の単位のシリアル番号に事業識別子を追加し、次に受入締約国の国内登録簿から当該単位を除去し、それを取得する締約国の国内登録簿へ追加することによって行われる。

選択肢 B :

(注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は第 12 条について提案されている方法と手続に対する変更を反映させたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更を加えることができる。)

143. 〔ERUs と割当量とは異なる概念である。ERUs と割当量の間にはファンジビリティがない。〕

選択肢 A (144 項)

144. 事業活動の現場が立地する締約国は、〔AAUs〕〔PAAs〕<sup>16</sup>を ERUs へ転換し、それを決議第 D/CP.6 号〔及び第 3 条 11 項〕に含まれる登録簿に関する規定に従って当該事業活動へ参加している締約国及び / 又は法人へ移転〔する〕〔し、同じ量をその割当量から差し引く〕ことにより ERUs を発行するものとする。〔この発行は、〔当該締約国の手続と基準〕〔関与している締約国によって合意された検証手続〕に従って検証され認証された当該事業の発生源による人為的排出の削減又は吸収源による人為的除去の強化に基づくものとする〕。ERUs は事業参加者の取決めに従ってこれら参加者の間で分配 (sharing) されるものとする。

選択肢 B (145 ~ 146 項) :

145. 事業の参加者は〔理事会〕に対して、独立した組織による認証通知を添付して ERUs 発行の申請を提出するものとする。

146. 〔理事会〕は、〔第 6 条の事業活動に関与している締約国〔、UNFCCC によって認定されたオブザーバー〕〔及び法人〕によって異議申し立てが提起されていないことを条件として〕、

(a) 登録された事業活動に起因する一定期間の人為的排出削減及び / 又は吸収源による人為的除去について、決議第 D/CP.6 号に従って AAUs を ERUs へ転換するものとする。

(b) 〔運営経費への充当のため並びに気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化努力に資金援助を行うための収益の一部を差し引いた〕ERUs を、〔事業の参加者〕〔関与する締約国〕の指定する〔事業の参加者〕〔事業活動に参加している締約国〕の登録簿口座へ配分 (distribution) するものとする。

---

<sup>16</sup> 〔割当量単位 (AAU)〕〔割当量の一部 (PAA)〕は決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

附則X（第6条に関する決議第A/CP.6号の附属書に対する）

【補足性

（注釈：案文を更に統合するために、以前の選択肢3 <現在の選択肢2>を元の形のままで以下に提示する。）

取得に対する制限

1. 選択肢1：「補足性」という用語は使わない。

選択肢21：附属書に含まれる締約国は、第3条に基づくその義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第2条に基づく政策と措置及び第3条2項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書における報告、詳細見直し、不遵守の手続の対象となり、排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国には第6、12、17条に基づくメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する数量的又は質的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢32（ ）：附属書に含まれる締約国の純取得量は、第6、12、17条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad 5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

（ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。）

(b) 1994年から2002年までのいずれかの年次における実際の年間排出量の5倍と割当量の差の50%。

但し、附属書に含まれる締約国が1993年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第8条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

選択肢2（ ）：第6、12、17条に基づく三つのメカニズムのすべてを使用する場合の附属書に含まれる締約国の純移転量は下記を越えてはならない。即ち、

$$5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

（ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。）

但し、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

選択肢 3 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25～30%を越えてはならない。

選択肢 43 : 附属書 に含まれる締約国の第 6 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の履行のために指定された国内努力を達成すること〕〔排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する主要な手段が国内の政策と措置であること〕を条件とする。第 6 条の事業から取得される合計 ERUs の具体的条件は、公正な基準に基づき数量的及び質的に定義されるものとする。〔第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする。同一基準による不遵守処理規程を定める必要がある〕。

選択肢 5 : 第一約束期間の排出目標を満たすための第 6、12、17 条に基づくメカニズムの使用には、制限を設ける必要がある。但し、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう。

#### 【移転に対する制限

2 . 選択肢 1 : (注釈 : 議定書には移転の制限に関する根拠がない。)

選択肢 2 : 附属書 に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第 2 条に基づく政策と措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書における報告、詳細見直し、不遵守の手の対象となり、排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国には第 6、12、17 条に基づくメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する数量的又は質的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢 3 ( ) : 附属書 に含まれる締約国の純移転量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記を越えてはならない。即ち、

$$5 \% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)

但し、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束

期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純移転量の上限を引き上げることができる。

選択肢 3 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25~30%を越えてはならない。

選択肢 4 : 附属書 に含まれる締約国の第 6 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の達成のために指定された国内努力を履行すること〕〔排出の抑制と削減の数量化された約束を達成する主要な手段が国内の政策と措置であること〕を条件とする。第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある。

選択肢 5 : 第一約束期間の排出目標を満たすための第 6、12、17 条に基づくメカニズムの使用には、制限を設ける必要がある。但し、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう。】

〔第 4 条に関連する問題点〕

3 .〔第 6 条に基づく ERUs の移転又は取得に対するいかなる制限も、第 4 条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。〕

4 .〔第 6 条に基づく ERUs の正味の移転又は取得に対するいかなる制限も、第 4 条に基づき運営するそれぞれの締約国に適用されるものとする。〕

5 .〔第 4 条に基づく割当のし直しは、上記...項で述べた制限を考慮して行われるものとする。〕】

**附則 A (第 6 条に関する決議第 A/CP.6 号附属書に対する)**  
**独立した組織認定の基準と手続**

選択肢 A :

(注釈：第 6 条には独立した組織に関する規定がない。)

選択肢 B ( 1 ~ 3 項 ):

(注釈：この選択肢以外の基準を更に検討する必要があるかも知れない。)

1 . 認定基準は主として下記の問題に対処するものとする。

- (a) 認証手続、
- (b) 認証手続の適用を立証するシステム、
- (c) 適格性の確認、検証、認証に関連するすべての文書の管理システム、
- (d) 専門的行動規範、異議申し立て手続、訴訟手続、
- (e) 独立した組織の専門知識と適格性、
- (f) 独立した組織の独立性、
- (g) 独立した組織の保険付保。

2 . 独立した組織の候補者は、下記の組織上の必要条件を満たすものとする。

(a) [法人](国内法人でも国際法人でもよい)であり、その身分を立証する文書を認定機関へ提出できる。

(b) 責任能力を持つ上級管理者のもとで、適格性の確認、検証、認証に関連する作業の種類、範囲、量について必要とされる能力を持つ人員を十分に雇用している。

(c) その活動に必要とされる資金的安定性と資源を確保している。

(d) その活動に起因する法的及び資金的責任をカバーするに十分な用意がある。

(e) 主として組織内における責任分担の手続及び訴訟に対処する手続など、その機能を遂行するための社内手続を文書化しており、それら手続を公表できる。

(f) 本決議及び関連する [COP][COP/MOP] の決議で規定される職務を遂行するのに必要な専門知識を持っており、特に下記に関する知識と理解が十分である。

( ) [第 6 条]、COP 及び COP/MOP の関連決議、及び [理事会] が発表する関連手引き [の運用に関する] 規則、方法、手続及び [指針]。

( ) 第 6 条事業活動としての適格性の確認、検証、認証に関連する環境問題。

( ) ベースラインの設定、排出のモニタリング、その他の環境影響に関する専門知識を含む環境問題に関連する第 6 条事業活動の技術的状況。

( ) 関連する環境検査の必要条件と方法論。

( ) ...

(g) 適格性の確認、検証、認証に関する経営の見直しと判断を含めて、組織の機能の達成度と実施について全体的な責任を負う経営構造がある。独立した組織の候補者は認定機関へ下記を提出するものとする。

- ( ) 上級管理者、重役、上級役員、その他人員の氏名、資格、経験、権限。
- ( ) 権限、責任、職務の割当について上級管理者からのラインを示す組織図。
- ( ) 経営の見直しに関する方針と手続。
- ( ) 文書管理を含む管理手続。
- ( ) 適格性の確認、検証、認証の職務に関する能力を確保し、その達成度を監視するための、独立した組織の人員の訓練と育成に関する方針と手続。
- ( ) 訴訟、異議申し立て、紛争に対処するための手続。

3. 独立した組織の候補者は、下記の作業上の必要条件を満たすものとする。

(a) 下記を含めて信憑性が高く、偏らず、非差別的で、透明性の高い方法で作業する。

- ( ) 作業の不偏性を確保する規定を含めて、不偏性を保護するための文書化された仕組み。この仕組みは、第6条の事業活動の立案に大きな関心を持つすべての利害関係者が有意義に参加できるものでなければならない。
- ( ) もっと大きな組織の一部となっており、当該組織の別の部分が第6条の事業活動の発掘、立案又は資金供与に関与している又は関与する可能性がある場合、独立した組織の候補者は、

認定機関に対して当該組織が実施している或いは実施する可能性のあるすべての第6条事業活動について報告し、当該組織のどの部分がどの第6条事業活動に関与しているかを示すものとする。

認定機関に対して当該組織の他の部分との関連性を明確に示し、利害の対立がないことを立証するものとする。

認定機関に対して、独立した組織としてのその職務と他の職務との間に現在も将来も利害の対立がないことを立証し、また不偏性を犯す危険性を最小限にするためにどのように事業を管理しているかを立証するものとする。この立証は、独立した組織の内部に起因するものであれ、関連組織の活動に起因するものであれ、考えられるあらゆる利害対立の発生源を対象とするものとする。

認定機関に対して、独立した組織もその上級管理者とスタッフも、その判断に影響を与える或いはその活動に関連する判断の不偏性と完全性に対する信頼感を損なうような取引関連、資金関連、その他の訴訟と無関係であり、またこの点について適用されるいかなる規則も遵守していることを立証するものとする。

認定機関に対して、その活動の運営について組織体又は他の当事者による訴訟、異議申し立て、紛争を解決する方針と手続を持っていることを立証するものとする。

(b) 第6条の事業への参加者から入手する情報の機密性を保護し、この点についてCOP/MOPが設定する手続に準拠するための適切な取組をしている。COP/MOPの決議に含まれる手続又は法律によって義務づけられるものを除いて、第6条の事業への参加者から入手し、特許又は機密と記されている、他の場合であれば公表されない情報を、情報提供者の書面による同意なしに開示しないものとする。排出の追加性を判定するために使われる排出データ或いはその他のデータは、機密とは見なされないものとする。

(c) 適格性の確認、検証又は認証の作業を外部の組織又は人物へ下請けに出す場合、独立した組織は、

- ( ) これら下請け作業について全面的に責任を負い、確認/認証の付与又は撤回に対するその責任を維持するものとする。
- ( ) 下請け作業について適正に文書化された取決めを作成するものとする。
- ( ) 下請けの組織又は人物に対して、特に守秘義務と利害の対立について十分な能力を持たせ、本決議の該当する諸規定を遵守させるようにするものとする。
- ( ) 下請け業者を使用することを〔理事会〕へ報告するものとする。

【附則 B（第 6 条に関する決議第 A/CP.6 号附属書に対する）

〔事業の提案〕〔UNFCCC 第 6 条参照マニュアル〕

（注釈：下記の各項目は第 6 条の事業活動、特にベースラインの決定について必要とされる情報に関するものである。）

選択肢 A（1～5 項）：

1．第 6 条の事業活動のベースラインは、事業ごとのものでも複数事業のものでもよい。

(a) 事業ごとのベースラインは、他の場合であれば何が起こるかを表す特定の基準事例における発生源による人為的排出量〔及び／又は吸収源による人為的除去量〕を設定する。事業に起因する排出量及び／又は除去量をこの事業ごとのベースラインと比較して、当該事業に起因する純削減量又は純除去量を計算する。

(b) 複数事業のベースラインは、他の場合であれば何が起こるかを表す特定の地理的地域の特定の部門又は発生源分類における（発生源による人為的排出量〔及び／又は吸収源による人為的除去量に基づく〕達成基準を設定する。同じ部門又は発生源分類で同じ地理的地域における事業に起因する排出量及び／又は除去量をこの複数事業のベースラインと比較して、当該事業に起因する純削減量又は純除去量を計算する。

2．事業活動のベースラインは、議定書が対象とするすべてのガスを包含し、個々の事業について決議第 2/CP.3 号によって定義された地球温暖化ポテンシャル（GWPs）又は適宜その後第 5 条に従って改訂されるものを使って CO<sub>2</sub> 相当の数量で表すものとする。

3．第 6 条の事業活動に関与する締約国は、事業の状況に合わせて事業ごとのベースラインと複数事業のベースラインのどちらか適切な方を選ぶことができる。

4．事業ごとのベースラインは下記の要素からなるものとする。

(a) 歴史的データセット及び／又は将来の趨勢の予測、

(b) 基準事例として使われる特定の地理的地域（例えば、国内地域、国、域内諸国、世界）

(c) 事業の寿命（即ち、ERUs を生成できる期間）

(d) ベースラインは静的なものか動的なものか（即ち、ベースラインが趨勢を反映できるように組み立てられているかどうか、或いは時期を見て調整されるかどうか）

(e) 必要に応じて、ベースラインの更新と改訂の間隔、

(f) ベースラインは起こり得る事業境界の問題にどのように対処するか、

(g) ベースラインに影響を与える可能性のあるすべての想定を明確にし、完全に透明

にするのに十分な情報。

5. 複数事業のベースラインには下記の要素を含めるものとする。

- (a) 集合のレベル(例えば、部門ごとか、小部門ごとか、技術ごとか)
- (b) 歴史的データセット及び/又は将来の趨勢の予測、
- (c) ベースラインの対象となる特定の地理的地域(例えば、国内地域、国、域内諸国、世界)
- (d) ベースラインは静的なものか動的なものか(即ち、ベースラインが趨勢を反映できるように組み立てられているかどうか、或いは時期を見て調整されるかどうか)
- (e) 必要に応じて、ベースラインの更新と改訂の間隔、
- (f) ベースラインは起こり得る事業境界の問題にどのように対処するか、
- (g) ベースラインに影響を与える可能性のあるすべての想定を明確にし、完全に透明にするのに十分な情報。

選択肢 B (6 項):

6. 事業の提案には、事業ごとの又は〔複数事業の〕〔標準化された〕ベースラインの設定方法を含めるものとする。即ち、

- (a) 事業の目標と状況、
- (b) 事業の説明、
  - ( ) 事業の目的、
  - ( ) 事業の境界、
  - ( ) 事業の技術的説明、
  - ( ) 事業の立地場所とその地域に関する情報、
  - ( ) ベースラインの将来の推移に影響を与える主要な指針要因。
- (c) 提案されるベースライン設定方法、
  - ( ) ベースライン計算方法の説明、
  - ( ) 提案されるベースライン設定方法の適切性の正当化、
  - ( ) クレジット期間案の正当化、
  - ( ) 事業の推定寿命、
  - ( ) 承認された〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報、
  - ( ) ベースラインの推定で使われた主要なパラメーターと想定値の説明、
  - ( ) 排出に関する歴史的データ、変数、使用したパラメーターなどベースライン排出量を計算するのに使用したデータソース、
  - ( ) 当該活動の過去の排出量、

- ( ) 事業の寿命期間中における年間ベースライン排出量と排出削減量の予測、
- ( ) 感度分析、
- (xi) 数量的な不確実性、
  - データ、
  - 想定値、
  - 主要な要素、
  - その他
- (xii) 提案されるベースライン設定方法の強みと弱点。
- (d) 提案されるベースライン設定方法に関する結論、
- (e) モニタリング計画、
  - ( ) 事業境界の内と外における事業達成度指標、
  - ( ) 事業達成度指標とデータの質の評価に必要なデータ、
  - ( ) データの収集とモニタリングで使われる方法、
  - ( ) 提案されたモニタリング方法の精度、比較可能性、完全性、有効性の評価、
  - ( ) モニタリング方法、記録、報告に関する品質保証と品質管理の規定、
  - ( ) 削減された〔又は除去された〕排出量を計算するためのモニタリング・データの使用方法に関する説明。
- (f) 参考事項。

選択肢 C ( 7 ~ 12 項 ):

7 . UNFCCC 第 6 条参照マニュアルは、本文書に含まれる規定と指針を反映させ、また COP/MOP〔及び理事会〕による決議を〔考慮して〕〔理事会〕が〔継続的〕〔定期的〕に更新するものとする。このマニュアルは下記を考慮に入れるものとする。

(a) 事業の提出物と独立した組織の勧告に対応して、新規の及び改訂されたベースラインとモニタリング方法の承認。

(b) 〔適宜専門知識を持つ組織を利用する〔理事会〕による研究開発。〕

(c) 他の情報源からのインプット。

8 .〔理事会〕〔COP/MOP〕は下記を含む UNFCCC 第 6 条参照マニュアルを公表するものとする。

(a) 事業固有のベースライン計算方法を裏付けるのに提出を義務づけられる情報、

(b) 下記を含めて、それぞれの承認された〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインに関する情報、

- ( ) 事業が〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインを使用する適格性を満たすための基準（例えば、技術、所属分野、地理的地域）

- ( ) クレジット期間、
- ( ) 承認されたベースライン計算方法、
- ( ) ベースライン設定方法が事業の境界線について起こり得る問題に対処する方法。これには可能であれば標準漏出補正係数とその適用ルールを含める。
- (c) 事業計画文書のフォーマット（本附則の附属書参照）
- (d) 承認されたベースライン設定方法を適用するのに必要な他の情報、
- (e) 〔各種事業に関するモニタリングの指針、及び各モニタリング方法に関するグッドプラクティス事例の基準、〕
- (f) 〔事業の種類ごとの統一報告フォーマット。必要に応じてデータと報告方法に関する個々の必要条件を加える。〕
- (g) 〔感度分析の使い方に関する手引き、〕
- (h) 事業の種類ごとにベースライン決定のための〔グッドプラクティス〕の例、
- (i) 〔...〕

（注釈：以下の9～12項は上記選択肢Cで義務づけられる事業設計文書に関するものである。）

9. 適格性の確認を受ける事業活動は、〔関与する各締約国〕〔受入締約国〕によって承認され、独立した組織へ提出される事業設計文書の中で詳細に説明されるものとする。事業設計文書の中でベースラインに関する部分には、選定したベースラインを完全に理解した上で事業確認子をつけるものとする。

10. 〔事業設計文書〕〔事業参加者が事業承認を求めて提出する情報〕の内容と仕組みには下記を含めるものとする。

(a) 〔〔関与する各締約国〕〔受入締約国〕の指定された連絡先からの、提案された事業が正式に承認されたことを示す書状〕

(b) 事業の目的と状況に関する簡単な要約、

(c) 事業の説明、

( ) 事業の目的（事業の設計と実行に関与する行為者を含む）、

( ) 〔政策的及び制度的枠組み、

関連部門に関する受入国の政策基準、

受入国の法的枠組み、

事業の組立と実施に関与する社会的行為者、〕

( ) 事業の技術的説明、及び技術選択の実行可能性を含めた〔技術移転の説明〕、

( ) 事業の立地場所とその地域に関する情報、

( ) 事業の境界、

- ( ) ベースライン並びに第 6 条事業活動の将来の推移に影響を与える主要なパラメーター、
- ( ) [社会経済的観点、  
事業が受入締約国の社会経済的状況に与える影響、  
事業がその境界線の外へ与える影響、  
事業の実施と運転が与える追加の（間接的な）影響]。
- (d) ベースライン設定方式案、
  - ( ) 選定されたベースライン計算方法の説明。（[標準化された][複数事業の]ベースラインの場合は UNFCCC 第 6 条参照マニュアルの該当する部分を示す）
  - ( ) ベースライン設定方式案が適切であるという正当化、
  - ( ) クレジット期間案の正当化、
  - ( ) 事業の推定寿命、
  - ( ) [承認された [標準化された][複数事業の] ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報]、
  - ( ) ベースラインの推定で使われた主要なパラメーターと想定値の説明、
  - ( ) 排出に関する歴史的データ、変数、使用したパラメーターなどベースライン排出量を計算するのに使用したデータ源、
  - ( ) 当該活動の過去の排出量、
  - ( ) 事業の寿命期間中におけるベースラインの年間排出量と排出削減量の予測、
  - ( ) [感度分析]
  - (xi) 不確実性（数量的な）：、
    - データ、
    - 想定値、
    - 主要な要素、
    - その他
  - (xii) [ベースライン設定方式案の強みと弱点]。
- (e) [ベースライン設定方式案に関する結論]
- (f) [経済的及び資金的情報、
  - ( ) 資金源と、資金供与が追加的なものであるという証拠、
  - ( ) 財務分析と経済分析（内部収益率、準備積立金、資金の流れ）
  - ( ) 事業の実施と寿命期間中の運営に関するコストの推定。）
- (g) [必要な場合に、資金確保への支援の要請]
- (h) その他の情報、
  - ( ) 現地の利害関係者によるコメント、及びそれら利害関係者の関与に関する説

明、

( ) 該当する場合は、他の環境協定への貢献（例えば、生物多様性や砂漠化に関するものなど）

(i) モニタリング計画、

( ) 事業境界の内と外における〔適切な〕事業達成度指標〔に関連する技術的、環境的、経済的パラメーター〕、

( ) 事業達成度〔指標〕〔パラメーター〕とデータの質の評価に必要なデータ、

( ) データの収集とモニタリングで使われる方法、

( ) 提案されたモニタリング方法の精度、比較可能性、完全性、有効性の評価、

( ) モニタリング方法、記録、報告に関する品質保証と品質管理の規定、

( ) 削減された〔又は除去された〕排出量を計算するためのモニタリング・データの使用方法に関する説明。

(j) 参考事項。

#### 11. 事業参加者が提供すべき年間情報：

(a) 実際の排出量、

(b) ベースラインの推移、及び

(c) 排出量に影響を与えるが、承認された事業活動には含まれていない要素。

(注釈：〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインを使用する事業に特有の要素を明らかにするためには、さらに検討する必要があるかも知れない。)

12. 事業設計文書の情報を完全なものとするための指針には、下記の規定を含めるものとする。

(a) ベースラインの排出量、実際の排出量、ベースラインの吸収源による除去量、実際の除去量、漏出及び排出削減量は、決議第2/CP.3号によって定義された地球温暖化ポテンシャル（GWPs）の数値又はその後第5条に従って改訂されるものを使って計算されるCO<sub>2</sub>相当排出量1トンの単位で表すものとする。

(b) ベースラインの排出水準の推定値は、使用される方法に従って個別の活動に仕分けられるものとする。事業設計文書は、ベースラインの推定で使われた集合化の水準に従って事業のベースライン推定値に含まれる個々の削減活動について、分解された活動データと排出係数を提示するものとする。

(c) 事業の参加者は、国内政策（特に、エネルギー補助金、森林伐採の奨励策など歪曲的な政策）がどの程度ベースラインの決定に影響を与えているかを論議する必要がある。ベースラインの決定に使われるデータは、使用可能な最高の品質のものでなければならない。】

附則 C (第 6 条に関する決議第 A/CP.6 号附属書に対する)

締約国による報告

(注釈：この附則はすべてのメカニズムに関するものであり、従って各メカニズムの決議で反復されるものである。これは第 7 条に基づいて採択される指針に組み込むこともできる。)

選択肢 A：

(注釈：この附則は必要がない。)

選択肢 B (1 ~ 3 項)：

1. 第 7 条〔及び第 5 条 2 項〕に基づく指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は発生源による人為的排出量及び吸収源による除去量の年間目録に下記の情報を組み込むものとする。

(a) 当該年次の〔開始時〕〔終了時〕のその登録簿における ERUs、CERs<sup>10</sup>、及び〔AAUs〕〔PAAs〕の保有状況（シリアル番号で示す）

(b) 当該年次の登録簿における最初の ERUs の移転及び CERs と〔AAUs〕〔PAAs〕の発行（シリアル番号と取引番号によって示す）

(c) 当該年次の登録簿における ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得（シリアル番号と取引番号によって示す）

(d) 当該年次における登録簿からの ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の償却（シリアル番号と取引番号によって示す）

(e) 以後の約束期間のためにバンキングされる ERUs、CERs、及び〔AAUs〕〔PAAs〕（シリアル番号で示す）

(f) 第 6、12、17 条に基づくメカニズムへの参加を認可又は承認されている、当該締約国の管轄地域内の居住者である法人、民間の及び公的な組織の名称と連絡先について最新の情報をダウンロードできるインターネットの URL。

2. 第 7 条の指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は下記に関する情報をその国別報告書に組み込むものとする。

(a) 第 6 条と第 12 条に基づく事業活動、

(b) その CDM 事業活動が、附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に貢献するのをどの程度支援しているか、

---

<sup>10</sup> 「認証排出削減量」(CER) は決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

(c) 選択肢 1 : [ 取得した CERs が第 3 条に基づく排出の抑制と削減の数量化された約束の履行に対して予想される貢献度及び国内対策の予想される貢献度に関する推定。 ]

選択肢 2 : 下記に関する当該締約国の現在における最善の推定 :

( ) 当該締約国が議定書第 3 条に基づく排出の抑制と削減の数量化された約束を履行するために、ERUs、CERs、又は [AAUs] [PAAs] の純取得を考慮に入れないで第一約束期間に削減、回避、又は隔離を必要とする温室効果ガス排出の合計数量 (二酸化炭素相当のトン数で示す) 及び

( ) 当該締約国が第一約束期間の各年次に取得 (移転分を差し引いたもの) を予定している ERUs、CERs、及び [AAUs] [PAAs] それぞれの及び合計の数量。

(d) 締約国が 117 項(c) (訳注: この条項番号は修正されていないのでは?) で義務づけられる推定値を立案するために使用する主要な想定値と方法。これは推定の根拠を明確に理解するのに十分な詳細度のものとする。

(e) 条約第 4 条 3、5、8、9 項に関連して COP が設置する各基金、及び議定書第 2 条 3 項、第 3 条 14 項、第 12 条に関連して COP/MOP が設置する各基金に対する締約国の年間拠出額。各基金の設置以降の各拠出の日付も示す。

(f) 第 2 条 1 項及び 2 項に基づき実施される政策と措置及び第 3 条 1 項に基づき排出の抑制と削減の数量化された約束を履行するために実施されるその他の政策と措置が、条約第 4 条 8 項と 9 項で言及されるものを中心とする発展途上国に与える影響に関する締約国の現在の最善の質的及び数量的推定値。これには、これら政策と措置が下記に関連してこれら発展途上国に与える影響に関する締約国の最善の数量的推定値を含めるものとする。即ち、

( ) 2000 ~2012 年の間の各年次に発展途上国が当該締約国へ輸出する原料、燃料及び最終製品の単位数量と金額、

( ) 2000 ~2012 年の間の各年次に発展途上国が当該締約国から輸入する最終製品の金額、

( ) 2000 ~2012 年の間に発展途上国が対外債務について当該締約国及びその法人へ支払う金利合計額とその金利率、並びに 117 項(f) (訳注: この条項番号は修正されていないのでは?) で義務づけられるすべての推定値の立案で締約国が使用した主要な想定値と推定方法。これは推定の根拠を明確に理解するのに十分な詳細度のものとする。

(g) 締約国が議定書第 2 条 3 項及び第 3 条 14 項に含まれるその約束を履行するために講ずるすべての対策。これら対策がそれら条項及び 117 項(f) (訳注: この条項番号は修正されていないのでは?) に従って提出される情報の中で言及される有害な影響を最小限に抑えるのにどのようにまたどの程度寄与するかに関する詳細な情報、並びに本項(g) で義務づけられる情報を立案するのに締約国が使用した主要な想定値と推定方法。これは推定

の根拠を理解するのに十分な詳細度のものとする。及び

(h) 議定書第3条2項に含まれるその約束を履行するために締約国が取っている及び取ろうとしているすべての対策。これには、それら対策が議定書に含まれるそれぞれの約束について、「達成に向けて立証可能な前進」となる又はならないと当該締約国が判断する理由の詳細な説明を含めるものとする。

3. 附属書 に含まれない締約国は、受け入れている CDM 事業活動について、条約第 12 条に基づく報告の約束の枠内で報告するものとする。〔この報告には、附属書 に含まれる締約国が第 3 条に基づく約束を達成するのを、どのように支援したかを含めるものとする。〕

附則D（第6条に関する決議第A/CP.6号附属書に対する）

【「収益の一部」の決定と配分（distribution）】

1. 「収益の一部」は下記の諸規定又は COP/MOP によって採択されるそれらの後継規定に従って定義されるものとする。即ち、

(a) 「収益の一部」は下記のように定義される。

選択肢 1：ある事業活動に対して発行される ERUs の〔件数〕〔金額〕の一定比率。

選択肢 21：ある事業活動に参加している附属書に含まれる締約国へ発行される ERUs の〔件数〕〔金額〕の〔一定比率〕〔x%〕。

選択肢 3：当該第6条事業〔活動〕の価値の〔一定比率〕〔\_ %〕。

選択肢 4：附属書に含まれる締約国が附属書に含まれない締約国における事業活動を通じて温室効果ガスの排出を削減する際に発生するコストと、当該事業活動へ資金供与を行う附属書に含まれる締約国自体で温室効果ガス排出削減活動を行うとした場合に発生するであろうコストとの差。

(b) 「収益の一部」の水準は\_ %とする。

2. 選択肢 1：〔運営経費に充当するために使われる「収益の一部」は、その金額の [10] [y] %を上回らないものとし、この目的のために理事会事務局が管理している勘定へ移転されるものとする。〕収益の一部の〔残る金額〕〔20%〕は、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化努力に資金援助を行うために使われ、COP/MOP の設置する適応基金がこの目的のために維持している勘定へ移転されるものとする。

選択肢 2：「収益の一部」の金額の 10%は運営経費に、20%は適応基金に、30%は当該事業活動の受入締約国がその持続可能な開発の目標を達成するのを支援するために、それぞれ使われるものとする。

（注釈：この選択肢 2 の規定は第 6 条の事業活動には当てはまらない可能性がある。）

3. 選択肢 1：収益の一部は、〔移転する〕〔取得する〕締約国によって該当する勘定へ移転されるものとする。

〔選択肢 2：収益の一部は、理事会が査定し、徴収して、該当する勘定へ移転するものとする。〕】

第二部：京都議定書第12条

【決議案〔第B/CP.6号〕：京都議定書第12条で規定された  
クリーン開発メカニズムに関する方法と手続

締約国会議は、

京都議定書第12条において、附属書に含まれない締約国が持続可能な開発を達成して、条約の最終的な目標に貢献するのを支援し、また附属書に含まれる締約国が第3条に基づく排出の抑制と削減の数量化された約束の一部を履行するのを支援することを目的とするクリーン開発メカニズム(CDM)が定義されていることを想起し、〔また、本決議附属書に対する附則Xに含まれる諸規定を考慮に入れ、〕

その決議第1/CP.3号、特にその第5項(e)を想起し、

また、主として京都議定書第12条で定義されるクリーン開発メカニズムの方法と手続について、事業活動の第三者による検査と検証を通じて透明性、効率性及び説明責任を確保し、また京都議定書第12条10項の意図も含める目的で、適宜「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会合に対する勧告も含めて、その第6回会合において京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、クリーン開発メカニズムを中心とするこれらメカニズムに関して実施される作業計画を定めたその決議第7/CP.4号も想起し、

また、その決議第8/CP.4号も想起し、

更に、その決議第14/CP.5号も想起し、

京都議定書第12条に基づく事業の追加性を評価するための信頼できる透明性の高いベ  
ースラインが必要であることを重視し、

事業の開発者、適格性確認機関と認証機関を対象とする方法に関する手引きが必要であ  
ることを認識して、

1. 関係締約国に対して、条約の附属書に含まれない締約国がクリーン開発メカニズムへの参加を容易にするための能力向上を支援する措置を実施し始めるように要請する。

(選択肢A(2項)):

2.〔クリーン開発メカニズムを〔京都議定書第12条10項に基づいて暫定的に、また〕本決議附属書に含まれる方法と手続に従って設置することを決議する。締約国会議は、「京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」の第1回会合まで、クリーン開発メカニズムに関する後者の責任を引き受けるものとする。〔暫定的〕理事会は〔YYYY年MM月DD日〕までに最初の会議を開き、主として下記を行うものとする。

(a) 〔〔暫定的〕UNFCCCクリーン開発メカニズム参照マニュアルを〔YYYY年MM月DD日〕までに発表する〕。

(b)〔その運営の**手続案を締約国会議第 [x] 回会合へ提出する**〕。

選択肢 B ( 3 ~ 6 項 ):

3 . **クリーン開発メカニズムを迅速にスタートさせるために理事会を設置することを決議する。**

4 . **上記 3 項で述べた理事会及びその理事会が認定する運営組織が、本決議附属書で規定するクリーン開発メカニズムの理事会及び指定された運営組織と同じ方法で運営されること、及び理事会の最初の会合は〔YYYY 年 MM 月 DD 日〕までに開催されることを決議する。**

5 . **本決議において、締約国会議は本決議附属書の規定に従い、「京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」の責任を引き受けることを決議する。**

6 . **本決議は採択され次第発効し、本決議 13 項で述べる決議が「京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」によって採択されるまで効力を有することを決議する。**

7 .〔**選択肢 1 : 科学上及び技術上の助言に関する補助機関に対して、その第 [x] 回会合以前に、埋立地ガスを含む再生可能エネルギーと運輸部門を中心とするエネルギー効率化技術に関する最終的なポジティブ・リストを作成するように要請する。**

**選択肢 2 : 締約国が環境と社会への有害な影響を最小限に抑えるような方法で技術を利用すべきことを重視して、下記の分類に基づく安全で環境上適正な、適格性のある事業のポジティブ・リストを採択することを決議する。**

(a) **再生可能エネルギー : 太陽エネルギー、風力エネルギー、持続可能なバイオマス、地熱及び地熱発電、小規模水力発電、波力及び潮汐力、周囲温度、埋立地ガスを含むバイオガスからのエネルギー回収。**

(b) **エネルギー効率化 : 熱電併給施設及びガス火力発電所向けの先端技術、既存のエネルギー生産施設の大幅な改善、製造工程・建物・エネルギーの搬送・輸送・配給のための先端技術及び/又は大幅な改善、さらに効率的で汚染の少ない大量公共輸送機関(乗客用と貨物用)及び既存の車両の改良又は代替。**

(c) **需要側管理 : 家庭、業務、運輸及び産業における消費の改善。**

(d) **京都議定書発効後の「京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第 1 回会合が上記 3 項で規定するポジティブ・リストを、当初のポジティブ・リストで得られた経験に基づいて検討するように勧告する。**

8 .〔**気候変動政府間パネル (IPCC) に対して、理事会の指導によりベースライン設定のための指針を作成するように要請する。その際には下記を考慮に入れるものとする。即ち、**

(a) **クリーン開発メカニズムの方法と手続に関する決議案第[-/CMP.1]号附属書のベースラインに関するすべての項、〔クリーン開発メカニズムの暫定的段階について〕〔暫定的〕理事会が承認するすべてのベースライン設定方法、及び本決議附属書 1 で規定する委**

**任事項。]**

9. [科学上及び技術上の助言に関する補助機関に対して、その第16回会合でベースライン設定に関する指針を採択するように要請する。]

10. [選択肢1：[締約国] [地域的グループ] に対して、本決議附属書に含まれる方法に従って〔暫定的〕理事会のメンバーを〔YYYY年MM月DD日〕までに指名するように要請する。]

選択肢2：本決議附属書に含まれる方法に従って指名された、附属書2に含まれる〔暫定的〕理事会のメンバーを選任する。]

11. [条約事務局] に対し、本決議附属書に含まれる、割り当てられた〔暫定的〕職務を実行するように要請する<sup>1</sup>。

12. 締約国に対して、〔暫定的〕理事会の運営経費に充当するために設置される信託基金へ資金を拠出するように要請する。この拠出金は、要請があれば、運営経費として徴収された「収益の一部」から返済されるものとする。

13. 議定書発効後の「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会合が下記の決議を採択するように勧告する。

**決議 / [CMP.1]：京都議定書第12条で規定された  
クリーン開発メカニズムに関する方法と手続**

**京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、**

**京都議定書第3条及び第12条に含まれる諸規定を考慮に入れ、**

**第12条<sup>2</sup>2項及び3項に従って、クリーン開発メカニズム(CDM)は附属書 に含まれない締約国<sup>3</sup>が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に対して貢献するのを支援し、また附属書 に含まれる締約国が第3条に基づく排出の抑制と削減の数量化された約束の一部を履行するのを支援するものであることを特に念頭に置き、〔また、本決議附属書に対する附則Xに含まれる諸規定を考慮に入れ、〕**

**認証された事業活動には、それぞれ附属書 に含まれる締約国と附属書 に含まれない締約国が、クリーン開発メカニズムの上記二重の目的を達成するために参加しなければならないことを認識し、**

**持続可能な開発を目的として附属書 に含まれない締約国が認証された事業活動へ参**

<sup>1</sup> [暫定的ベースによる]クリーン開発メカニズムの〔迅速なスタート〕〔設置〕が資源の問題に与える影響を明確にする必要がある。

<sup>2</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

<sup>3</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

加することは、クリーン開発メカニズムが他のメカニズムとは異質であることを認識し、

【また、〔第3条12項〕〔京都議定書第3条12項に従って、一の締約国が他の締約国から第12条の規定に基づき取得するいかなる認証排出削減量も、取得する締約国の割当量に追加され〔ること、及び〕京都議定書第3条と第12条は、それに従って一の締約国が他の附属書に含まれない締約国から取得するいかなる認証排出削減量も取得する締約国の割当量に追加されるが、これらいかなる取得も締約国が附属書Bに登録された排出の抑制と削減に関する数量化された約束に従ってその割当量を変更することなく、第3条による排出の抑制と削減に関する数量化された約束の遵守に寄与させる目的でのみ行われると規定していること〕を念頭に置き、】

更に、CDMに基づいて認証された事業活動からの「収益の一部」が〔主として〕〔運営経費に充当するため、及び〕気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の、特に最も影響を受けやすい極貧層の人口を対象として食料と農業の持続性に対する影響を考慮して、適応化努力に資金援助を行うために使われることを念頭に置き、

【CDMの目的を達成するための行動において、締約国は条約第3条、特に下記を考慮することを確認し、即ち、

〔衡平性：条約における衡平性の原則は、公正な開発の権利及び活動の地域的分布の公平性、並びにすべてのメカニズムに公正な手続と必要条件が適用されること、を根拠として、CDMのすべての側面に適用しなければならない。発展途上国の開発の権利は、いかなる方法でも有害な影響を受けてはならない。CDMは、発展途上国と先進国との間に存在する不衡平性を存続させるいかなる可能性又は潜在性も持たないようにしなければならない。〕

〔衡平性：先進国と発展途上国の間の衡平性は、発展途上の締約国の人口一人当たり排出量に関する公正な権利に関する衡平性で、発展途上国の人口一人当たり排出量が依然として相対的に少ないこと、及び世界の排出量に占める発展途上国のシェアがその社会的及び開発的ニーズを満たすために増大するであろうことを考慮し、また発展途上の締約国の最大かつ最重要の優先課題は経済的及び社会的開発と貧困の根絶であることを十分勘案し、一方先進締約国は発展途上の締約国との間の人口一人当たり排出量の不衡平性を軽減する観点から、国内の政策と措置を通して、引き続きその排出量を抑制し削減する必要があることを確認するものである。〔先進国は人口一人あたりの排出量が先進国と発展途上国との間で収束経路（con-verging path）に到達する水準までその温室効果ガス排出量を圧縮して、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、いずれかの時点で低下させる傾向と関連づけるものとする〕。〕

CDMは先進国と発展途上国との間の過去及び現在の不衡平性を凍結或いは存続させるいかなる可能性又は潜在性も固定化してはならない。CDMの実施は、公正な開発の権利、附属書に含まれる締約国と含まれない締約国によるCDM事業の超過軽減コストの

共同負担、及び地域別にバランスのとれた活動を根拠とする必要がある。〔CDM に基づく事業は、長期的に受入締約国の排出削減コストを引き上げるものであってはならない。〕

〔CDM 事業活動を通ずる排出の抑制と削減は、いかなる権利、所有権又は資格も作り出す或いは付与するものではない。〕

〔包括性：第 12 条に基づく事業はすべての関連する温室効果ガスの人為的な発生源、〔吸収源、貯蔵庫〕、適応化対策を包括的に対象とし、すべての経済分野を包含する。〕

持続可能な開発：CDM 事業活動は、受入締約国の設定する優先順位に従って受入締約国の持続可能な開発に貢献するものとし、長期的な「生態的負債」を生み出してはならない。〔しかし、これら活動は他の多国間協定又はアジェンダ 21 及び持続可能な開発委員会で合意されている原則に反するものであってはならない。〕CDM は環境的及び社会的観点から極貧者の生活の質を改善し、また受入締約国の民間部門における〔事業活動の計画と実施に関連する〕機会を創出することを指向する必要がある。

〔気候変動への有効性：いかなる CDM 事業活動も、第 12 条 5 項(b)に従って、気候変動の軽減に関連する実質的で測定可能な長期的便益をもたらすものとする。〕

〔追加性：発生源による人為的排出の削減〔及び吸収源による除去の人為的強化〕は、第 12 条 5 項(c)に従って、当該事業活動がなくても起こるであろうものに追加するものでなければならない。附属書 に含まれる締約国から CDM 事業活動への〔公的〕資金供与は、〔条約の資金的メカニズムの枠内並びに現行の政府開発援助（ODA）の流れにおける附属書 に含まれる締約国の資金的義務〕〔地球環境ファシリティ 〔及び〕 又は〕 その他附属書 に含まれる締約国の資金的約束、政府開発援助、〔及び〕 又は〕 その他協力体制からの資金供与〕〔に明確に追加するもの〕〔かつ〕〔それらの流用にならないもの〕でなければならない。〔通常の商業的に実行可能な事業は、CDM 事業の適格性を持ってないものとする。〕〕

透明性：CDM に基づく事業活動と制度は、機密情報を保護すると同時に、締約国に発生するコスト、リスク、債務に関するものを含めて、あらゆる面で透明でなければならない。

非差別、競争の歪曲防止：発展途上のすべての締約国は、自主的に CDM 事業活動へ参加する或いはそれを開始することができる。一方的な措置によって附属書 に含まれない締約国がいずれかの CDM 事業活動への参加或いはその開始を阻止されるようなことがあってはならない。CDM の活動は受入国の市場における競争を歪曲してはならない。

後発発展途上国に特有のニーズ：CDM に基づく活動は後発発展途上国に特有のニーズ、特にその特殊な技術的ニーズ及び能力向上のニーズを十分に考慮に入れる必要がある。

小規模島嶼発展途上国に特有の脆弱性と特性：CDM に基づく活動は、小規模島嶼発展途上国に特有の脆弱性と特性、特に適応化活動のための能力向上及び CDM 事業活動の実施を考慮に入れる必要がある。

気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上国に特有の状況（特に最も影響を受けやすい極貧層の人口を対象として食料と農業の持続性に対する影響を考慮して）： CDM に基づく活動は、脆弱な発展途上国に特有の状況、特に適応化活動のための能力向上及び CDM 事業活動の実施を考慮に入れる必要がある。

附属書 に含まれない締約国への〔最先端の、費用効果の高い〕技術及び財源の移転： 事業活動は、附属書 に含まれない締約国が必要とする〔先端的な〕環境上安全かつ適正な技術へアクセスできるようにしなければならない。 CDM 事業活動における技術移転は、条約に基づく発展途上の締約国への技術移転に関する〔附属書 〕〔附属書 〕に含まれる締約国の約束に追加するものでなければならない。 発展途上の締約国に特有のニーズについては、技術的ニーズを明らかにし、技術習得能力の向上を支援する際に対処しなければならない。

譲渡の可能性：一旦発行された CERs は他の締約国又は法人へ譲渡〔できる〕〔できない〕。

ファンジビリティ/ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位〔、認証排出削減量〕及び〔割当量単位〕〔割当量の一部〕を〔同等な環境的有效性を確保する目的で COP/MOP が設定する規則と手続に従って〕取引すること〔ができる〕〔はできない〕。】

**決議第 B/CP.6 号を勸案して、**

**1 . 決議第 B/CP.6 号に従って取られるいかなる対策も確認し十分に実施することを決議する。**

2 . 本決議の附属書に含まれる CDM に関する方法と手続を採択することを決議する。

3 . 第 12 条 8 項に従って使われる「収益の一部」は〔y の x%〕とし、そのうち〔z% 未満〕は運営経費に充当するために附則 D に含まれる規定に従って徴収され、割り当てられるものとし、また〔100 - z% 以上〕は附属書の附則 E で定義される適応基金<sup>1</sup> に割り当てられるものとする**ことを決議する**〔。気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化努力に資金援助を行うための「収益の一部」は、条約及び議定書の他の規定に基づく適応化活動に対する附属書 に含まれる締約国による資金供与に追加されるものでなければならない〕。

4 . 選択肢 1：更に、附属書に含まれる方法と手続及びそれに基づき設定される指針を見直し、適宜改訂することを**決議する**。これは〔CDM の運営開始から〕5 年後〔COP/MOP による採択から 3 年以内〕とし、その後は定期的に行い、CDM 事業活動の実施とその地理的分布、適応事業への資金援助の配分（distribution）及び適応基金に関連する問題な

<sup>1</sup> 〔適応基金は、第 6 条と第 17 条に基づき、気候変動の有害な影響及び/又は第 6 条と第 17 条に基づく対応措置実施の影響を特に受けやすい発展途上締約国の適応化努力に資金援助を行うために設置されるものとする。〕

どを含めるものとする。改訂は、〔第一約束期間及び〕既に登録されている事業活動に影響を与えないものとする。〔本決議に対するいかなる改訂も、全締約国のコンセンサスによって行われるものとする。〕

選択肢2：更に、主として CDM 事業活動の実施とその地理的分布並びに「収益の一部」に関する締約国による経験を考慮に入れて、これら〔方法と手続〕〔指針〕及び本決議とその附属書を将来改訂する可能性を検討できることを決議する。改訂は、第一約束期間及び既に登録されている事業活動に影響を与えないものとする。〔本決議に対するいかなる改訂も、全締約国のコンセンサスによって行われるものとする。〕

5.〔条約事務局に対して〕本決議附属書に含まれる同事務局に割り当てられた職務を遂行するように要請する<sup>4</sup>。〕

---

<sup>4</sup> 運用に関するこの項の資源関係への影響を明確にする必要がある。

## ・ 附属書：クリーン開発メカニズムに関する方法と手続

### A . 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割

1 . 【京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（COP/MOP）は、下記に関するものを含めて、主として第 12 条<sup>1</sup> 4 項で述べる理事会の監督的役割の内容と範囲を決定するものとする。

(a) COP/MOP の決議を作成し実施するための規則、指針、又は手続を設定する理事会の権能及び権限の範囲。

(b) 【それぞれ第 12 条 5 項と 7 項で述べた指定された運営組織及び / 又は独立検査人の決定又は結論に対する「異議申し立て」に関する決議】。

(c) ある事業が主張する CERs<sup>2</sup> を実際に生み出しているか、いないならその後どうなるかに関する当初の又は最終的な判定について考えられる何らかの役割（あるなら、どのような役割か）。

(d) COP/MOP が第 12 条に基づく活動の進捗状況について報告を受けられるように、指定された運営組織及び / 又は独立検査人の活動を総合的に監視することに関する限界。

(e) これら役割の一部又は全部の組合せ並びにその他の役割に従事すること。】

2 . 【COP/MOP は、下記を含めて主として理事会が COP/MOP に従属することの意義を判断するものとする。】【理事会が COP/MOP に従属することを認識して、】

(a) 理事会の決議に対する「異議申し立て」を COP/MOP へ持ち上げることができる【かどうか】。そのような「異議申し立て」は認められ【るか否かについて】、COP/MOP は理事会の決議又はその他の行為について独自の判断で見直し、変更、或いは破棄することを妨げられないことを明確にしなければならない。

(b) 【COP/MOP が、COP/MOP の判断で或いは「異議申し立て」を理由として、理事会の決議を見直す或いは検討する場合に、実施に関する補助機関（SBI）及び科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）のそれぞれの役割を設定する必要がある。】

(c) 【「異議申し立て」が認められる場合、どの機関、どの理由で又はどの種類の問題についてそれを行うか】【理事会の決定に対する異議申し立て及び COP/MOP の独自の判断による理事会の決定の見直しに関する規則と手続は、これら手続における SBI 及び SBSTA のそれぞれの役割に関する指針を含めて、附則 F で規定される。】

(d) 【「異議申し立て」が認められる場合、それを提起する期限、及び COP/MOP が「異議申し立て」を検討するための手続。】

<sup>1</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

<sup>2</sup> 「認証排出削減量」（CER）は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

(e) 【それら「異議申し立て」が認められる場合、或いは COP/MOP が独自に理事会の決議を見直す又は検討する場合、COP/MOP による問題の処理が終わるまで当該決議が停止されるための条件。】】

(注釈：4 項は前記二つの項で取り上げた異議申し立ての問題に対処する。)

3. COP/MOP は下記により CDM に関するその権限を【行使し】【持ち】また CDM に関する指導を行うものとする。

(a) 理事会の年次報告書を検討し、【該当する場合は】【事業の適格性、追加性の基準、ベースラインの決定方法などの問題、モニタリング、検証、認証、認定、報告などの問題、及び報告フォーマット【に関する指針を設定する COP/MOP による決議の実施の管理状況】について】理事会へ必要な指導を行う。

(b) 【理事会会合の暫定議題の作成と配布、及び【附則...で規定された】締約国<sup>3</sup>と認定されたオブザーバーが理事会で行う発表に関する規則と手続を【承認する】【定期的に見直し、必要に応じて改訂する】。】

(c) クリーン開発メカニズムの理事会の職務を定める。

(d) CDM の運営のための方法と手続の見直しを採択する。認証された事業活動がない場合にも起こるであろうものに追加的な排出削減かどうか判定するための方法論上の問題とベースラインに関する判断を含めて、クリーン開発メカニズムとそれに含まれる事業活動の機能に関する原則、規則、方法、指針を立案する。

(e) 選択肢 1 :【認定機関】によって指定される運営組織のリストを受け付ける。

選択肢 2 :【認定機関】によって推奨される一連の運営組織を指定する。

(f) 【事業の公正な分布を【確保する】【推進する】ために、CDM 事業の地域別及び小地域別の分布状況を見直し、それに基づき理事会へ適切な指導を行う。】

4. 選択肢 1 :【COP/MOP は理事会による決議に対する異議申し立てを検討する【ことができる】【ものとする】。COP/MOP は、【x か国】の締約国又は CDM 事業活動の提案者の要請により、或いは独自の判断により、・・・(訳注：原文は相当乱れており、網掛け部分が二つ目の文の間に割り込んでいる)【SBI と SBSTA のそれぞれの役割に関する指針を含めて、】理事会の決議に対する異議申し立てに関する規則と手続は、附則 F で規定される。COP/MOP は SBSTA 及び SBI の【技術上及び手続上の】助言に基づき理事会の決議又はその他の行為を見直し、変更し、或いは無効とすることができる。COP/MOP は【x か国】の締約国の要請を受けてから【x】【か月】【回の会合】以内に最終決定を行うものとする。】(訳注：原文は相当乱れており、網掛け部分が二つ目の文の間に割り込んでいる)

<sup>3</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り議定書の締約国を意味する。

選択肢2：〔COP/MOPは附属書 の締約国又は受入国、CDM事業の提案者、又はそれら事業によって〔受入国で直接〕影響を受ける公的な又は民間の組織<sup>4</sup>からの異議申し立てを受け入れるものとする。〕

選択肢3：〔理事会の決議に関連して締約国が提起できる問題について、その目的のために立案される予定の規則に従って、検討し決議を行う。〕

選択肢4：（注釈：案文は必要がない。締約国はCOP/MOPの手続規則に従ってCOP/MOPの議案の中に理事会の決議に対する異議申し立てを含む議案を提案することができる。）

5.〔締約国間の紛争の〔調停〕〔解決〕は、条約第14条に従って行われるものとする。〕〔但しかかる調停は、これら指針で言及されるCOP/MOP及び理事会、或いは決議...<sup>2</sup>で言及される遵守機関の権限又は決議に制限を加えたり、何らかの方法で無効とする或いは阻害するものであってはならない。〕

6. 但し、本項のいかなる規定も、理事会の決議或いはその他の措置の見直し、変更、又は破棄を含めて、CDMの活動に関連すると自らが判断する問題についてCOP/MOPが検討し決議を行うことを妨げるものではない。

## B. 理事会

7. 理事会は、

(a) CDM事業活動が条約、議定書、及びCOP/MOPの関連するすべての決議と整合性を持つように、COP/MOPの権限と指導に従いCDMの〔日常的運営〕〔実施〕を監督するものとする。

(b) 本決議、その附属書、及びCOP/MOPの関連する決議で述べられている職務及び委任事項を実行する責任を負い、かつ理事会は〔COP/MOPとは別の常設機関として〕COP/MOPに対して全面的に説明責任を負うものとする。（訳注：原文は網掛けしてあるが、以前の案文の一部）

(c) CDMを機能させるために、規則、方法と指針、及び関連手続についてCOP/MOPへ勧告を行うものとする。

(d) 〔ベースラインの立案と定義、及び認証された事業活動がなくても起こったであろうものに追加する排出削減かどうかの判定に関するUNFCCCのCDM参照マニュアルを維持し公表する。〕

<sup>4</sup> 「民間の又は公的な組織」は、第12条9項で述べる組織である。

<sup>2</sup> 「決議...」は、第18条に基づいて遵守制度を設定する決議を意味する。

(e) [ CDM 事業活動が、可能な限り温室効果ガス排出に関連するすべての人為的発生源、[吸収源と貯蔵庫] 及び適応について包括的に対象とし、すべての経済分野を包含するようにするものとする。]

(f) [ CDM 事業活動を行える分野及び含まれる事業活動の種類 [を改訂或いは修正し、][について COP/MOP に対して勧告し]、 [COP/MOP に対してその採択勧告を提出するものとする]。]

(g) [ 適格性の確認、登録、モニタリングに関する後述の G、H、I の諸規定に従って、新しいベースラインと監視方法について [決定] [承認] [COP/MOP に対して勧告] 、 [COP/MOP に対してその採択勧告を提出するもの]とする。]

(h) [ COP/MOP の決議 [に従って][に沿って] 民間の及び / 又は公的な組織へ指導を行う。]

(i) 認定基準を見直し、COP/MOP に対してその改正を勧告するものとする。

(j) 適格性の確認と登録に関する後述の G と H の諸規定に従って、CDM 事業活動の登録を行う。

(k) CDM 事業活動の登録簿を作成し維持する。

(l) CERs の発行に関する後述の L の諸規定に従って CERs を発行する。事業活動による認証排出削減量及び第 3 条に基づく約束の履行の一助とするための締約国によるその取得量を登録し説明するものとする。

(m) CERs の中央登録簿を維持し、毎年すべての締約国に対して、各締約国及びその居住者である法人の登録簿口座について報告するものとする。

(n) 第 12 条 8 項で言及されている収益の一部を、附則 E に従って評価、徴収、移転するものとする。

(o) 選択肢 1 : [CDM プロジェクトが公正に分布するための対策を提案する。]

選択肢 2 : 制度的な障壁を明らかにする目的で、事業活動の地域別分布を検討し COP/MOP へ報告する。

(p) [ 主として理事会会合の暫定議題の作成と配布、及び締約国と認定されたオブザーバーが理事会で行う発表に関連して理事会を効率的に機能させるための理事会の規則と手続、及び [規則と手続に関する決議] と [附則 G に基づく COP/MOP によるその改訂] について、COP/MOP へ勧告を行う。]

(q) 理事会又は指定された運営組織による決議に基づく CDM の方法と手続の遵守に関連して、締約国又は UNFCCC によって認定されたオブザーバーの提起する懸念に対処するための独立した検討手続を定め、採択するものとする。

(r) [ 附属書 に含まれない締約国の CDM 事業への参加に必要な能力の向上を支援するために COP/MOP が設定するメカニズムを適宜推進する。][COP/MOP が設定する枠内で第 12 条に基づく他の諸機関へ職務を適宜 [割り当て][勧告し]、[また、特に附属書 に

含まれないすべての締約国による幅広い参加の推進に必要な制度的能力の開発に関する多国間機関の役割を定め][、COP/MOPでの採択のためにその勧告を提出する。]

(s) [事業の情報交換所となること、及び資金を必要としている CDM 事業活動案と投資機会を探している投資家に関する要約情報を公表することを含めて、必要に応じて CDM 事業活動の [国内、二国間及び] [多国間] 資金調達を支援する。]

(t) [「CDM 公正配分基金」を管理する。]

(u) [登録された事業設計文書、受け取った公衆によるコメント、検証報告書、理事会の決議、及び発行されたすべての CERs に記載されているものを含めて、事業活動について守秘義務のないすべての関連情報][識別番号を含めて CDM 事業の登録に関する守秘義務のない関連情報]を公表する。

(v) COP/MOP の決議に含まれる適用対象の手続又は法律によって義務づけられる場合を除いて、情報提供者の書面による同意なしに、他の場合であれば公表できない、特許或いは極秘と記された CDM 事業参加者から入手した情報を開示してはならない。

(w) COP/MOP の各会合で、理事会の活動、登録された新規事業、及び発行された CERs について報告し、適宜 COP/MOP への勧告を作成して検討を求める。

(x) 附則 E で定義される適応基金を効果的に管理できるようにする。

(y) 附則 A の説明に基づき、第 5 条 2 項に従って事業ごとにベースライン設定方法を承認する。

(z) 理事会は、COP/MOP の委任により、運営組織の [認定機関][となる][を設置する][を選定する]。ある運営組織(OE)が事情聴取に基づきもはや基準又は決議を満たしていない場合は、当該 OE の指名を停止或いは取り消して、当該 OE へ通知し、決定を公表する。理事会は附則 A 及び議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の関連決議に含まれる基準と手続に従って、第 12 条 5 項及び 7 項の職務を遂行する運営組織を認定して指名し、十分な根拠があればそれら運営組織の認定又は指名を停止又は取り消すものとする。

(注釈：以前の 20 ~22 項は [認定機関] の項へ移してある。)

8. 理事会は下記に基づき [x 名] の理事によって構成されるものとする。

[選択肢 1：附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国から同数の代表者。]

[選択肢 2：附属書 BI に含まれる締約国によりそこから選ばれる [ 8] [x] 名と、附属書 BI に含まれない締約国によりそこから選ばれる [ 8] [x] 名。]

選択肢 3：国連が定めた五つの地域の締約国が提案するそれぞれ [ 3] [ 7] 名の代表者を [ 輪番制]。

選択肢 4：(COP の「ビューロー」など) 締約国の慣行によって設定された固有のバランスを反映した、公正で地理的に公平な構成で、かつ機能的に小規模なもの。

選択肢 5 : アジアの代表者 2 名、米州の代表者 2 名、欧州の代表者 2 名、アフリカの代表者 2 名、小規模島嶼国の代表者 [ 1 ] [ 2 ] 名で、合計 [ 9 ] [ 10 ] 名の理事。

選択肢 6 : UNFCCC 手続規則 22 号に基づいて選定される 11 名に、附属書 に含まれる締約国によって選定される 2 名及び附属書 に含まれない締約国によって選定される 3 名を加えて合計 16 名とする。

9 . 理事会の理事は〔国連が定めた五つの地域のそれぞれの〕附属書 に含まれる締約国〔及び含まれない締約国〕によって指名され、〔COP/MOP〕〔それぞれ附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国〕によって選出され、また〔締約国によって推薦され〕〔国連が定めた五つの地域の [それぞれで] [適切なる地域で] 指名され〕るものとする。〔空席も同じ方法で埋めるものとする〕〔空席は、空席となった理事を指名した地域グループによって指名される後継者を COP/MOP が選出して埋めるものとする〕。

10 . 理事は 2 年〔まで〕の期間について指名され、最大限 2 期〔連続〕の就任が可能とする。任期を互い違いとするために、附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国からそれぞれ最初に指名された委員のうち〔y 名〕〔半数〕は、最初の任期を〔 1 〕〔 3 〕年とする。委員はその後任者が選出されるまで職にとどまるものとする。

11 . 理事は適切な技術的専門知識を持ち、〔また個人の資格で行動するものとする〕。

12 . 理事は、登録その他の目的で理事会へ提出されるいかなる CDM 事業活動とも、金銭的その他の利害関係を持たないものとする。

13 . 理事は、理事会による CERs の発行について、金銭的その他の利害関係を持たないものとする。

14 . 理事会に対する責務として、理事は理事会におけるその職務により知り得た守秘義務のある情報を開示してはならない。

15 . 守秘義務のある情報を開示してはならないと言う理事の義務は、当該理事に関する義務であり、理事会の理事としての任期が終了後も義務として残るものとする。

16 . その職務を引き受ける前に、各理事は事務局長、又は自身の認可する代表者を証人として下記の宣誓を書面によって行うものとする。

17. 理事会は、下記のいずれかを根拠として理事の解任を決議することができる。即ち、

- (a) 利害の対立に関する規定の違反、
- (b) 守秘義務規定の違反、
- (c) [x] 回続けて理事会の会議へ出席しなかった場合、及び
- (d) 理事会が妥当と判断する他の理由。

18. 選択肢 1 : COP/MOP は理事会の議長と副議長を理事の中から選出するものとし、そのうち一人は附属書 I に含まれない締約国の理事とする。

選択肢 2 : COP/MOP は理事会の議長と副議長を地域的に公正な順番で選出するものとする。

選択肢 3 : 理事会は独自にその議長と副議長を選出するものとし、そのうち一人は附属書 BI に含まれる締約国から、もう一人は附属書 BI に含まれない締約国から選ばれるものとする。議長と副議長は、それぞれ附属書 BI に含まれる締約国の理事と含まれない締約国の理事との間で毎年交代するものとする。

19. 理事会は年間 3 回以上、必要に応じて会合するものとする。

20. 理事会の議決に要する定足数は、附属書 BI に含まれる締約国の理事の過半数、及び附属書 BI に含まれない締約国の理事の過半数を合わせた理事の 3 分の 2 以上とする。

21. 【理事会の決議は可能な限りコンセンサスによるものとする。議長は〔可能な限り〕コンセンサスを確保するものとする。〔コンセンサスのためのあらゆる努力が払われても合意に到達できなかった場合、[実体的な事項に関する] 決議は [会合に出席して投票を行う] [附属書 BI に含まれる締約国によりそこから選出された理事の過半数及び附属書 BI に含まれない締約国によりそこから選出された理事の過半数を満たす] 理事の 3 分の 2 の多数決によって行われるものとする。〕**】** 手続上の問題に関する決議は、出席して投票する理事の多数決とすることができる。ある事項を手続上の問題として取り扱うかどうかに関する決議は実体的な問題と見なすものとする。】投票を棄権する理事は、投票しなかったと見なすものとする。

22. 〔理事会は、国連の定める五つの地域のそれぞれから少なくとも 1 名の理事が出席していなければ決議を行わないものとする。理事会は、自らが責任を持ついかなる決議も他へ委任することは認められない。〕

23. 選択肢 1 : 〔理事会の会合には、その規則と手続によって別途禁止される場合を除き、

それら規則と手続に従って、すべての締約国及びすべての認定されたオブザーバーが、オブザーバーとして自由に出席できるものとする。]

**選択肢 2 : [理事会の会合は非公開とし、招致されたオブザーバーのみ出席できるものとする。]**

24. 理事会によるすべての決議の全文は事務局によって保管され、[各締約国 [及び適宜その他の組織] [及び COP/MOP が受け取る必要があると判断する部類の個人及び組織へ] 傳達され、公開可能にされるものとする。理事会で使用される言語は英語とする。決議は国連の六つの公用語に翻訳され公開可能とする。]

25. 選択肢 1 : 理事会は、適宜 COP/MOP の指導に基づき、その活動に必要な運営上の支援を手配することができる。[ UNFCCC の ] 事務局は、[ 条約第 8 条 2 項(a) 及び 2 項(g) に述べられたその職務の範囲内で ] [ 理事会の要請に基づき、COP/MOP の指導のもとに ] [ 必要に応じて理事会を支援する ] [ 理事会に対して運営上及び事務上の支援を提供する ] [ ものとする ] [ ことができる ]。この支援には、第 12 条 6 項に関するものを含めた CDM 活動に関する情報のとりまとめ、統合、普及、及びその他理事会が要請する事務的職務の遂行を含めることができる。

選択肢 2 : 理事会は技術的及び管理的スタッフで構成される理事会専用の事務局の支援を受けるものとする。理事会は条約事務局の中に設置され、条約事務局はこの役割を受け入れられるように拡大されるものとする。

26. 理事会は、技術的及び方法論上の問題 [ を取り扱う ] [ について助言する ] ために、適宜地域的バランスを考慮に入れた方法で [ 外部の ] [ 専門家 ] [ 専門的知識 ] に依存することができる。[ したが、利害対立の回避に関する附則 H の規則を厳格に遵守することを条件とする。]

27. 理事会は、その職務の遂行を支援するための委員会、パネル、又は作業グループを設置することができる。

(注釈：以下の各項は理事会と、下記の D 項で職務を説明する運営組織との間の関係に関するものである。)

28. 理事会は、CERs の発行要請を受け取り次第、第 12 条 8 項で述べた「収益の一部」を評価するものとする。理事会は事業活動の結果として発行される CERs の数量から、[ 事

業参加者<sup>5</sup>へ配分（distribution）する前に、適切な〔収益の一部〕〔CERsの数〕を差し引くものとする。運営経費に充当される収益の一部の金額は、理事会がその目的のために保有するものとする。気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応努力に資金援助を行うために使われる〔残る〕収益の一部の金額は、〔COP〕〔COP/MOP〕によって設置される適応基金へ移管される〕（附則 E 参照）〔既存の制度を通じて提供される〕ものとする。

29. 〔事務局は、登録簿に関する決議第 D/CP.6 号の諸規定に従って CERs の生成、移転、償却を登録して報告し、中央登録簿を維持し、毎年すべての締約国に対して各締約国及びその居住者である法人の登録簿口座について報告するものとする。〕

### 【C.〔認定機関〕】

（注釈：上記 7 項(z) は一つの選択肢として認定機関の職務を理事会へ割り振っており、従って本項では理事会と認定機関の双方ともカッコでくくる必要はない）

30. 〔〔認定機関〕は附則 A に含まれる基準と手続及び〔理事会〕〔COP/MOP〕による関連決議に従って運営組織を認定するものとする。理事会〔認定機関〕は適宜認定基準を適宜見直し、COP/MOP に対して認定基準の改訂及び修正の採択を勧告することができる。〕〔運営組織の認定に関する作業を担当する〔認定機関〕は、理事会がその補助機関として設置するものとする。この〔認定機関〕は理事会の指導のもとに機能する。第 12 条 5 項の規定により、認定した運営組織のリストを COP/MOP へ提出して指定の承認を求めるものとする。〕〔附則 A に含まれる基準に基づき、理事会は COP/MOP に対して第 12 条 5 項で言及する運営組織の指定候補者について勧告するものとする。〕

31. 選択肢 1：〔認定機関〕によるこの認定は、第 12 条 5 項に規定されている COP/MOP による運営組織の指定に対応するものである。理事会〔認定機関〕は毎年 COP/MOP に対して指定された運営組織のリストを提出するものとする。理事会〔認定機関〕は指定されたすべての運営組織について公開可能なリストを維持するものとする。

選択肢 2：第 12 条 5 項の規定に基づき、理事会〔認定機関〕は第 12 条 5 項に従って運営組織を指定するため、認定された組織のリストを COP/MOP へ提出して承認を求めるものとする。理事会〔認定機関〕は指定されたすべての運営組織について公開可能なリストを維持するものとする。

---

<sup>5</sup> 「参加者」とは、CDM 事業活動〔について〕〔を実施するための〕契約を締結している締約国、締約国〔に居住する〕〔の〕民間の又は公的な組織、又はそれら双方を意味する。

32. [認定基準に関連して運営組織の提出する情報が認定に関する決議の実施に不十分な場合、[認定機関] は運営組織と協力して能力分析を行うことができる。これは

- (a) 評価されるニーズに対応する技能の査定からなり、
- (b) 関連する各技術分野の必要条件を対象とし、
- (c) 当該運営組織が CDM 活動の代表的な技術分野、環境的状况及び関連する影響を明確にできることを立証するためのものである。]

33. [認定機関][理事会] は、[x] 年を越えない定期的間隔で、またどの段階であれ抜き打ち検査を通じて、指定されたそれぞれの運営組織が引き続き認定基準に準拠しているか見直すものとする。それには適宜下記が含まれる。

- (a) 指定された運営組織の関連する職務及び活動の検査、
- (b) 下請けに出す作業を含めて、適格性の確認、検証又は認証作業の質の監視。

34. 指定された運営組織を見直すに当たり、[認定機関][理事会] は必要に応じて運営組織及び/又は事業参加者に追加の情報を要求することができる。

35. 理事会〔認定機関〕は、ある運営組織がもはや認定の基準又は適用される COP/MOP の決議を満たしていないと判断した場合、〔COP/MOP が最終承認するまで暫定的に、〕当該組織の指定を〔COP/MOP が〕停止又は撤回する〔ように、COP/MOP へ勧告する〕ことができる。理事会〔認定機関〕はかかる決定を指定された当該運営組織と COP/MOP へ直ちに通知するものとする。指定〔の停止又は撤回を勧告する〕〔を撤回する〕という理事会〔認定機関〕のいかなる決議も、指定された当該運営組織が聴聞の機会を持った後でのみ行われるものとする。理事会〔認定機関〕はこの種の事例に関する決議を公表するものとする。

36. [登録されている事業活動は、それに関する適格性確認報告書、検証報告書又は認証書の中で見いだされた欠陥が指定の停止又は撤回の理由とならない限り、指定の停止又は撤回の影響を受けないものとする。] ある事業活動について、適格性確認報告書、適格性検証報告書又は認証書の中で見いだされた欠陥が指定された運営組織の指定の停止又は撤回の理由となる場合、理事会は当該事業活動の登録の継続或いは発行された CERs の有効性などへの影響について決定を行うものとする。[登録された事業活動に有害な影響を与える決定は、影響を受ける事業参加者が聴聞の機会を持った後でのみ行われるものとする。]

#### D . 指定された運営組織

37 . 指定された運営組織〔に〕は、D 項、G ~K 項及び本決議の附属書並びに COP/MOP〔及び理事会〕のその他関連決議で述べる職務を遂行する責任を〔負わせる〕〔負う〕ものとする。

38 . 指定された運営組織は、

- (a) 〔〔認定機関〕を通じて〕〔COP/MOP〕によって〔認定〕〔指定〕されるものとする。
- (b) 理事会の監督を受け、**理事会を通じて COP/MOP に対して説明責任を負うものとする。**
- (c) CDM 事業活動案の適格性を確認する。
- (d) **COP/MOP の決議する方法と手続に従って、認証された事業活動がない場合でも起こったであろうものに追加する発生源による人為的な排出の削減及び〔吸収源による人為的除去の強化〕を検証し、監視し、認証する。**
- (e) 〔理事会〔及び CDM について指定された受入締約国の国内当局〕の監督を受け、理事会を通じて COP/MOP に対して全面的な説明責任を負うものとする。〕
- (f) COP/MOP〔及び理事会〕の該当する決議で指定される方法と手続を**遵守すべき対象**となる。
- (g) 〔CDM について指定された受入締約国の国内当局によって、そこで運営することを承認される〕〔及び/又は〕〔CDM 事業活動の適格性確認、検証又は認証を行う受入締約国の適用法を遵守する〕ものとする。
- (h) **当該運営組織及びその下請け組織が、適格性の確認、監視、検証、又は認証を行う組織として選定されている CDM 事業活動の参加者との間に〔実体的又は想定される〕利害の対立がないようにする。**（訳注：原文は文章が乱れており、カッコは付加）
- (i) 認定基準に関連する状況に変化が生じた場合に、直ちに〔認定機関〕〔理事会〕〔及び受入国〕へ報告する。状況の変化が認定基準に違反するものではないと〔認定機関〕〔理事会〕が判断した場合、認定機関は当該運営組織の認定を追認するものとする。
- (j) 〔自らが適格性確認を行った CDM 事業活動を検証及び/又は\_\_\_してはならない。〕**CDM 事業活動については下記の職務のいずれか一つだけを行う。即ち、適格性確認、モニタリング〔、検証又は認証〕〔又は検証と認証〕。**（訳注：下線部がいまだに欠落している）
- (k) 〔発生源による**人為的な**排出の削減〔及び/又は吸収源による**人為的**除去の強化〕を**自らが**適格性確認、検証及び/又は認証したすべての CDM 事業活動のリストを維持し公表するものとする。これには、該当する場合にそれらの職務に使用した下請け業者の特定も含まれる。運営組織は認証された各事業活動の記録を、クリーン開発メカニズムを担当する事業受入締約国の指定された国内当局に提供するものとする。〕

(I) 附則 A に従って理事会へ年次活動報告書を提出する。附則 A で義務づけられる文書化と記録のシステムを当該年次報告書の根拠とするものとする。

#### E . 参加

39 . CDM 事業活動への参加は自主的なものである。

40 . 附属書 に含まれない締約国は、下記の場合に CDM 事業活動〔から便益を受ける〕〔へ参加する〕〔に着手する〕ことができる。

(a) 議定書を批准している。

(b) 〔条約第 12 条に基づくその約束〕〔を遵守している〕〔に対する不遵守を立証されていない〕。

(c) 〔CDM について設定された規則と指針及び関連する議定書の諸規定〔を遵守している〕〔に対する不遵守を立証されていない〕〕。

(d) 〔COP/MOP によって採択された遵守制度に拘束されており、その手続とメカニズムに従って、CDM への参加から除外されていない。〕

(e) 〔決議第 D/CP.6 号に含まれる登録簿に関する諸規定〔に準拠している〕〔を履行している〕。〕

41 . 〔附属書 に含まれない締約国は、特に決議第 1/CP.3 号 5 項(e)に関連して、CDM に基づく事業を 〔附属書 の締約国が開始する事業に適用される方法と手続に基づいて〕〔CDM に基づく方法と手続及びそれに基づき指針を遵守することにより〕、個別に又は共同で提案、開発、資金供与、実施することができる。〔第 12 条 8 項で述べる目的のために留保される CERs を除いて〕かかる事業が生成する CERs は、〔当該事業活動に参加している〕 附属書 に含まれる締約国又は附属書 に含まれる締約国〔の居住者である〕〔の〕法人が第 3 条に基づき 〔その〕〔参加している締約国の〕 約束を履行するために〔受入締約国の国内政策に従って、移転することができる〕〔移転されるものとする〕。〕

選択肢 A : ( 42 項 )

42 . 附属書 に含まれる締約国<sup>6</sup> は、第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の一部を履行するため〔補足性の規定を条件として、第 3 条に基づくその排出の約束の達成に対する不足分を補うため〕下記の場合に CERs を使うことができる。

(a) 議定書を批准している。

<sup>6</sup> 「附属書 に含まれる締約国」とは、今後改訂される可能性もある条約附属書 に含まれる締約国、又は条約第 4 条 2 項(g)に基づき通知をした締約国を意味する。

(b) 【〔排出目録と割当量の計算に関する〕〔京都議定書〕〔第5条と第7条〕〔及び条約〔第12条〕〕に基づくその約束〔を遵守している〕〔に対する不遵守を立証されていない。〕】

(c) 【COP/MOPによって採択される〔いかなる遵守制度に拘束されており〕、CDMへの参加から、その手続とメカニズム〔特に第2条1項及び3項、第3条2項及び14項、第6、11、12、17条に関する諸規定〕に従って、除外されていない。】

(d) CDMについて設定された規則と指針〔及び議定書の関連する諸規定〕〔を遵守している〕〔に対する不遵守を立証されていない〕。

(e) 【決議第D/CP.6号に含まれる登録簿に関する諸規定〔に準拠している〕〔を履行している〕〔に対する不遵守を立証されていない〕。】

(f) 【〔附則Xに従って〕国内の〔行動〔政策と措置〕を通じて十分な排出削減を達成している。〕】

#### 選択肢B (43～44項)

43. 附属書に含まれる締約国は、下記の場合に第3条に基づくその排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する一助としてCERsを使うことができる。

(a) 44項(a)に基づく報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第5条1項及びそれに基づき決定される指針の必要条件に従って、モントリオール議定書によって規制されているものを除くすべての温室効果ガスの発生源による人為的排出〔及び吸収源による強化された人為的除去〕の数量を推定する国内制度を設定している。

(b) 44項(a)に基づく報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、〔第7条4項〕〔決議第D/CP.6号〕及びそれに基づき決定される指針の必要条件に従って、その割当量のすべての変化を説明し追跡するためのコンピューター化された国内登録簿を備えている。

(c) 44項(a)に基づく報告書を提出する時点までに、第7条4項及びそれに基づき決定される指針の必要条件に従って、その最初の割当量を設定している。

(d) 44項(a)で説明する報告書の中で、〔モントリオール議定書によって規制されているものを除く温室効果ガスの発生源による人為的排出〔及び吸収源による強化された人為的除去〕〕について最新年次の年間目録を、第5条2項と第7条1項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、提出している。

(e) その後も、44項(a)で説明する報告書の提出に続いて、第7条1項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件によるその割当量に関する年次報告書〔情報〕、及び第5条2項と第7条1項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件による年間目録を、それぞれ提出している。

(f) 【COP/MOPが採択するいかなる遵守制度にも拘束されている。】

(g) 【義務づけられた最新の定期的国別報告書を提出している。】

44. 附属書 に含まれる締約国は、

(a) 上記 43 項(a) ~ (d) [、(f) 及び(g)] の必要条件を満たしていることを文書化した報告書を事務局へ提出して [XX] か月 (第 8 条の専門家による検討チームと遵守 [...] の遵守強制部門に問題の有無を確認し判断をする妥当な機会を与えるに十分な期間) が経過してから、それら必要条件の一又は複数を満たしていないと遵守 [...] が判断しない限り、第 3 条に基づくその排出の抑制と削減に関する数量化された約束を遵守する一助として、CERs を使用することができる。(訳注:[...] は「委員会」と考えられる)

(b) 遵守 [...] の執行部門が事務局に対して、上記 43 項(a) ~ (d) [、(f) 及び(g)] の必要条件に関連して当該締約国が何ら実施上の問題について処分を受けていないと通知している場合は、さらに早い時期から第 3 条に基づくその排出の抑制と削減に関する数量化された約束を遵守する一助として、CERs を使用することができる。

(c) 上記 43 項(a) ~ [(e)] [(g)] の必要条件の一又は複数を満たしていないと遵守 [...] が判断しない限り或いは判断するまで、引き続き参加することができる。遵守 [...] から上記の必要条件の一又は複数を満たしていないと判断された締約国は、これら必要条件を満たしたと遵守 [...] が判断した時のみ、再び参加資格を持つものとする。

(注釈：選択肢 B は遵守に関する決議に関連している。)

【選択肢 C (45 ~ 46 項)：

45. 第一約束期間の開始に先立って、第 8 条に基づき設置される専門家による検討チームは、第 3 条の諸規定に基づく移転と取得に関する下記の適格規準の、附属書 に含まれる締約国による遵守状況を検討するものとする。

(a) 議定書の批准。

(b) [ COP/MOP によって採択される [いかなる遵守制度にも拘束されており、] CDM への参加から、その手続とメカニズム [、特に第 2 条 1 項と 3 項、第 3 条 2 項と 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定] に従って、除外されていない。]

(c) [決議第 /CP.6 号で設定される指針に従って、発生源による人為的排出 [及び吸収源による人為的除去の強化] を推定するための国内制度の実施。]

(d) 決議第 D/CP.6 号で設定される指針に従って、第 3 条 10、11、12 項の諸規定に基づき移転又は取得される割当量の一部、認証排出削減量、排出削減単位を追跡する国内登録制度の設定。

(e) COP/MOP の決議によって設定される [予定の] 基準に対する基準年温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(f) COP/MOP の決議によって設定される [予定の] 基準に対する入手可能な最新の年間温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の期限までの提出、完全性及び正確性。

(g) 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って義務づけられる最新の定期的国別報告書の提出。】

46. 〔第一約束期間の開始後、遵守機関は [決議第 /CP.6 号<sup>3</sup> で設定される手続規則に従い、また] 専門家による検討チーム又はいずれかの締約国が [決議第 /CP.6 号で設定される手続に従って] 提出する情報に基づいて、**附属書 に含まれる**締約国による下記の適格規準の継続的な遵守状況を検討し、それに関する決議を行うものとする。

(a) COP/MOP が定める期日までに年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の提出。

(b) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(c) 決議第 D/CP.6 号に含まれる指針に従って国内登録制度の維持。

(d) 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って定期的国別報告書の提出。

47. 〔**附属書 に含まれる**締約国の排出量はその割当量に満たない場合、当該締約国は取得した CERs を次の約束期間に使うか、**又は別の附属書 の締約国が現行の約束期間に使用できるように移転する**ことができる。〔CERs の取得は当該約束期間の割当量又は第 17 条に基づき移転可能な割当量のいかなる一部も変更するものではない。〕〕

48. 〔第 4 条に基づき事業を運営している締約国は、同じ第 4 条の取決めに基づき運営している他の締約国又は当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第 5 条及び第 7 条に基づくその義務を履行していない場合、CDM 事業活動から発生する CERs を [第 3 条によるその約束を履行する一助として] [取得] **〔及び / 又は〕** [使用] することが [できる] [できない]。〕

49. **選択肢 1 : 国際金融機関及び多国間基金を含めて、附属書 に含まれる或いは含まれない締約国〔の居住者である〕〔の〕民間の又は公的な組織は、下記の場合にそれが立地している又は合法的な居住者である当該締約国の承認を得て CDM 事業活動に参加することができる。**

(a) 当該締約国が、〔該当する場合に、第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する一助として CERs を使用することができる〕〔CDM への参加から除外されていない〕。

<sup>3</sup> 「決議第 /CP.6 号」は、第 18 条に基づき遵守制度を設定する決議に関連するものである。

(b) 当該組織が、CDM について設定された規則と指針〔及び議定書の関連する諸規定〕〔を遵守している〕〔に対する不遵守を立証されていない〕。

(c) 当該組織が、理事会〔及びその国の政府〕による指導を履行している。

**選択肢 2：国際金融機関及び多国間基金を含めて民間の又は公的な組織は、関与する締約国の承認を得て CDM 事業活動へ参加することができる。**

50.〔CDM は、附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国の CDM 事業活動への参加をとともなうものである。附属書 に含まれる締約国は、附属書 に含まれない締約国における持続可能な開発を支援する事業に資金供与を行うものとする。締約国は、理事会による指導を条件として、その民間の及び / 又は公的な組織の CDM 事業活動への関与について責任を負うものとする。〕

51. **選択肢 1：**〔CDM 事業活動へ参加する締約国は、参加する事業活動について及びその民間の及び / 又は公的な組織の関与について、あらゆる段階及びあらゆる局面で責任を負うものとする〕。CDM 事業活動への民間の及び / 又は公的な組織の参加は、議定書及び条約に基づく附属書 に含まれる締約国の約束に影響を与えるものではない。〔附属書 に含まれない締約国が CDM 事業活動の承認の時点で明確に認めていなかったすべてのコスト、リスク或いは責任は、参加する附属書 に含まれる締約国の責任と見なされるものとする。〔附属書 に含まれる締約国或いは〔その居住者である〕〔その〕組織が関与していない事業では、受入締約国が事業の全責任を負うものとする。〕

**選択肢 2：**〔第 12 条 3(a) 項で言及する活動及び認証排出削減量の取得を含めて、CDM に基づき〕民間の及び / 又は公的な組織の〔CDM 事業活動への〕参加を認可する締約国は、議定書及び条約に基づくその義務の履行について引き続き責任を負い、かかる参加が本附属書と整合性を保つようにするものとする。

52. 締約国は、当該締約国及び〔その居住者である〕〔その〕組織またはその管轄区域で操業する組織による CDM 事業活動への参加について、CDM について設定する規則及び指針と整合した国内の規則又は指針を立案することができる。締約国はその国内の規則と指針を公表するものとする。

53. CDM に参加する附属書 に含まれない締約国は、

(a) その領土内に立地する CDM 事業活動を承認し、(承認文書を)提出し、また認定、適格性確認、モニタリング、検証に関する調整作業の中核となる CDM 担当国内当局を指定するものとする。(訳注：カッコ内の文言は原文にない)

(b) 〔適格性を確認された〕 CDM 事業活動を〔事業設計文書に基づいて〕検討及び承認

するための手続を含めた [法的] [及び制度的] [又は管理的] 枠組みを立案し発表する。]

(c) CDM 事業活動への参加について設定される原則、規則、方法、指針と整合性を持つ国内の指針を発表する。

(d) 事業設計文書に基づいてそれぞれの CDM 事業活動を承認し、受入締約国の持続可能な開発の達成に資することを確認する。

(e) 指定された CDM 担当の国内当局から事業の参加者へ、受入締約国が適格性を確認された各事業活動を承認したことを立証する正式承認文書を交付する。これには当該事業活動が受入締約国の持続可能な開発の達成に資するという確認も含まれる。

(f) ベースラインの設定に必要なデータへのアクセス及び / 又はその作成について適宜事業の参加者と協力する。

(g) [CDM への参加を承認した締約国 [の居住者である] [の] 民間の又は公的な組織に関する公開可能な最新のリストを維持する。このリストは当事務局と公衆に対して公表されるものとする。]

(h) [CDM への参加を承認した民間及び公的な組織に、適用される規則と手続を履行させるものとする。]

(i) [附則 C に従って報告を行う。]

54. [CDM に参加する附属書 に含まれる締約国は、

(a) CDM 事業活動を承認する CDM 担当の国内当局を指定するものとする。

(b) 事業設計文書に基づいて CDM 事業活動を検討し承認するための手続を含めた [法的及び] 制度的枠組みを立案し公表する。

(c) 指定された CDM 担当の国内当局から事業の参加者へ、[適格性を確認された] 各 CDM 事業活動の承認を立証するための正式承認文書を交付する。

(d) [CDM への参加を承認した当該締約国 [の居住者である] [の] 民間の又は公的な組織に関する公開可能な最新のリストを維持する。このリストは当事務局と公衆に対して公表されるものとする。]

(e) [CDM への参加を承認した民間及び公的な組織に、適用される規則と手続を履行させるものとする。]

(f) [附則 C に従って報告を行う。]]

55. [締約国の適格性の問題を含めて、決議第 /CP.6 号<sup>4</sup> で規定される遵守制度の対象とならない不遵守の問題は、CDM 理事会によって解決され、履行に関するその他すべての問題は理事会によって決定されるものとする。第 12 条の諸規定及び / 又は適格性の必

---

<sup>4</sup> 「決議第 /CP.6 号」は、第 18 条に基づき遵守制度を設定する決議に関連するものである。

要条件を含めて、CDM について設定される原則、方法、規則及び指針に対する〔複数締約国〔一締約国又は〕〕〔複数組織〔又は一組織〕〕による履行関連の問題は、〔決議第/CP.6号<sup>5</sup>に従って〕締約国、運営組織、〔附属書 に含まれる締約国に関する第8条に基づく検討プロセス〕或いは〔他の手段によって〕提起することができる。〔可能な場合、〕これら不遵守の問題及び締約国間で発生するすべての紛争は〔CDM の枠組みの中で理事会が〕〔第18条〕〔及び第19条〕に基づく手続きに従って〕解決するものとする。〕〔附属書の締約国が〔CERsを取得する〕〔遵守の一助としてCERsを使用する〕ために満たさなければならない42~44項に基づく必要条件を除いて、〔運営組織による本決議諸規定に対する〕不遵守の問題は、CDM の枠組みの中で理事会によって解決されるものとする。〕これらの問題は迅速に解決するものとする。〕

（注釈：民間の又は公的な組織が故意に間違った情報を提供した場合に起こり得る結果に関する項目が必要か？ 附属書 に含まれない締約国が適格性を喪失した場合に、既存のCDM 事業活動はどういう結末になるか？ 不遵守の判定が下されたCDM 事業活動からCERsを発行できるか？）

56.〔不遵守の問題が提起された場合〕〔かかる不遵守或いは締約国間の紛争の問題が発生した場合〕、影響を受けたCDM 事業活動からのCERsは引き続き発行〔、移転〕及び取得することができる。但し、不履行の問題が当該締約国に有利に解決されるまで或いは紛争が解決されるまで、これらCERsは附属書 に含まれる締約国が第3条に基づくその約束を履行するために使用できないものとする。〕（訳注：カッコを追加した）

57.〔締約国によるCDMの範囲を超えた不遵守の問題は、第18条に基づく手続に従って対処されるものとする。〕

（注釈：56項と57項は遵守に関する決議と関連する可能性がある。）

## F. 資金供与

58. 附属書 に含まれる締約国からのCDM 事業活動に対する〔公的〕資金は、資金のメカニズムの枠組みにおける条約附属書 に含まれる締約国の資金的義務並びに現在の政府開発援助(ODA)のフロー〔に明確に追加され〕〔かつ〕〔それらの流用にならない〕ものとする。附属書 に含まれる締約国の地球環境ファシリティ(GEF)〔及び〕〔又は〕その他資金供与の約束、及び政府開発援助(ODA)〔及び〕〔又は〕他の協力体制からの資金供与〕〔の流用であってはならない〕。

<sup>5</sup> 「決議第/CP.6号」は、第18条に基づき遵守制度を設定する決議に関連するものである。

59. 選択肢 1 : CDM 事業活動への資金供与は、附属書 に含まれる〔及び/又は含まれない〕締約国及び〔その民間の又は公的な組織〕〔その居住者である CDM への参加を認められた民間の又は公的な組織〕により、個別に又は共同で供与される〔ものとする〕〔ことができる〕。CDM 事業活動の資金は、それら締約国〔又は組織〕が個別に又は共同で、或いは国際的金融機関及び多国間基金を含む他の資金源から供与することができる。〔クリーン開発メカニズムで認証されたそれぞれの事業活動には、附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国の双方が参加しなければならない。〕

選択肢 2 :〔CDM 事業活動への資金は、参加する附属書 に含まれる締約国から参加する附属書 に含まれない締約国に対して供与され、参加する附属書 に含まれる締約国への〔唯一の〕見返りは、議定書第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の一部を履行するために事業活動から取得できる CERs とする。附属書 に含まれる締約国は、この資金供与に民間の及び/又は公的な組織を関与させることができる。CDM 事業の資金は、附属書 に含まれる参加者が附属書 に含まれる参加者と含まれない参加者との間の二か国間の取決めを通じて供与されるものとする。〕

選択肢 3 :〔CDM 事業活動への資金は、附属書 に含まれる締約国及び〔その民間の又は公的な組織〕〔その居住者である民間の又は公的な組織〕が供与することができる。また、少なくとも一つの附属書 に含まれる締約国又は〔その居住者である〕〔その〕民間の又は公的な組織が含まれている限り、附属書 に含まれない締約国及び〔その民間の又は公的な組織〕〔その居住者である民間の又は公的な組織〕との共同資金供与でもよい。また CDM 事業活動へは、国際的金融機関及び多国間基金が資金供与してもよい。〕

60. 〔CDM 事業活動に対しては、COP/MOP が設置し理事会が管理する多国間基金を通じて資金供与を行う〔ことができる〕〔ものとする〕。この基金は民間及び公的いずれの投資基金となることもできる。この資金供与による事業活動で生成される CERs は、基金への出資比率に応じて〔附属書 に含まれる〕締約国へ配分 (distribution) されるものとする。情報交換所の設置により、事業の選定と資源の割当などの実施の促進及び調整を図るものとする。この市場は、理事会が認定する地域的組織を通じて運用することができる。〕

61. 〔理事会は適格な CDM 事業とその資金供与に関する情報を附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国へ提供し、純粋に市場的手段だけでは取り残される場合が多い締約国へ CDM の投資が行われるように、事業の適格性に関する方法と手続を含めた対策を推進するものとする。必要に応じて、〔理事会は CDM 事業活動の資金調達を支援するものとする〕〔附属書 に含まれない締約国は事業提案書を作成して、理事会に対して資金的及び技術的な支援を申請することができる〕。これら事業は適格性が確認された後資金供与の対象となる。〕

62. [ 理事会は、COP/MOP の承認が得られれば、CDM 事業活動の地域的分布の不均衡に対処する必要がある場合に事業活動へ資金的支援を提供するための「CDM 公正配分基金」を運用するものとする。この基金は、[COP/MOP が定める方式] [附則...で規定される方式] に従って附属書 に含まれる締約国が拠出する資金による。この基金から資金供与を受けた CDM 事業活動から生成される CERs は拠出比率に応じて附属書 に含まれる締約国へ配分 (distribution) されるものとする。附属書 に含まれない締約国は、個別に又は共同で、「CDM 公正配分基金」に対して CDM 事業を提案することができる。理事会は、既存の及び計画されている CDM 事業の地理的分布、持続可能な開発の達成への支援に対する各地域又は国の相対的なニーズ、提案される事業の温室効果ガス排出の抑制と削減に対する貢献度を考慮に入れて、COP/MOP が設定する基準に従って、事業に対して贈与を含む資金を割り当てるものとする。割り当てられる資金は、必ずしも CDM 事業の全コストを賄う必要はない。]

(注釈：以前の FCCC/SB/2000/4 の 52 項にある二つの選択肢を選択肢とはせず、それぞれ独立の項とした。)

63. [使用可能な資金の〔x〕%は後発発展途上の締約国へ配分 (distribution) されるものとする。]

#### G . 適格性確認

(注釈：一部の締約国は、登録に関する職務を適格性確認に関する職務と合体させるように提案している。)

64. 事業設計文書で説明されるそれぞれの事業活動は、CDM に基づく活動として適格性を確認するために、指定された運営組織によって評価されるものとする。これには、当該事業に資金を供与した附属書 に含まれる締約国が、認証された事業活動がない場合でも発生したであろうもの(当該事業がない場合に発生するであろう GHG 排出量との関係で定義される当該事業のベースラインに基づいて計算される)に追加される排出削減に基づいて、第3条に基づくその約束を履行する一助とするために当該事業活動から発生する認証排出削減量を使用できる期間に関する規定も含まれる。

65. 適格性確認は、指定された運営組織がある事業活動を〔事業設計文書に基づいて、附則 B で定義される [UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含まれる]〕CDM の必要条件と対比して第三者的に評価するプロセスである。事業の適格性確認は、当該事業活動を CDM 事業活動として登録するための前提条件である。

66. 事業の参加者は契約上の取決めに基づき、適格性確認のために事業設計文書を指定された運営組織へ提出するものとする。事業設計文書には、〔主として提案される事業固有の又は〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインとモニタリング計画を含めて、〔UNFCCCのCDM参照マニュアル〕〔附則Bで設定される必要条件〕に従って当該事業活動をCDM事業活動として適格性の確認に必要な〕〔本決議で指定されるCDM事業活動の登録に必要な〕すべての情報を含めるものとする。

67. 選択肢1：指定された運営組織は、事業設計文書の中で提出される守秘義務のある或いは特許権を持つ情報について、関与する締約国の国内法によって義務づけられる場合を除いて〔UNFCCCのCDM参照マニュアル〕〔附則B〕に含まれる諸規定に従って機密が保持される〕ように開示しない〔保護する〕ものとする。排出の追加性を判定するために使われる情報は、守秘義務のあるものとは見なされないものとする。事業設計文書は、業務上守秘義務のある情報を除いて公開できるようにするものとする。

選択肢2：国内法で義務づけられている場合を除いて、運営組織は情報提供者の書面による同意なしには、通常は公表できない、固有或いは機密と記されたCDM事業参加者から入手した情報を開示してはならない。排出データ又は排出の追加性の判定に使われるその他のデータは守秘義務のあるものとは見なされないものとする。

68. 事業の参加者が事業活動の〔適格性確認〕〔登録〕のために契約上の取決めに基づいて選定する指定された運営組織は、下記の必要条件が満たされているか確認するために事業設計文書及びいかなる裏付け文書も検討するものとする。

(a) 【事業設計文書が、正式な承認文書の形で〔受入締約国〕〔関与する各締約国〕によって承認されており、〔受入締約国の場合その文書には、受入国自身の優先順位とニーズに基づくその経済的、環境的、社会的状況と、持続可能な開発に関する既存の手引きを考慮に入れて有害な環境的、社会的、経済的影響を最小限に抑える必要性とを勘案して、アジェンダ21及び関連する多国間環境協定で定められているように、当該事業が持続可能な開発の達成を〔いかに支援するか〕〔支援すること〕について述べている。】

選択肢1：

(b) 〔事業の参加者がCDM事業活動に参加する適格性を持つ。〕

(c) 〔事業の〔種類〕がCDMに対する適格性を持つ。〕

(d) 〔受入国で直接影響を受ける市民である利害関係者及び事業の参加者による〔反対意見及び/又は提言〕を、〔関連する国内法による義務に従って〕考慮に入れている。〕

(e) 利害関係者が事業の参加者、運営組織又は関与する締約国に対して、事業設計文書のどの点についてもコメントできる。

(f) 〔事業が、アジェンダ21第34章に記載されている環境上適正な技術に関する基準

を考慮に入れて社会的影響を含めた環境影響評価を行っている。〕〔事業の参加者は、社会的影響を含め、受入国の既存の規則、基準及び法制、或いはそれらが無い場合は環境影響評価に関するOECD-DACの指針など適切な国際的指針及びグッドプラクティスに従って行われる独立した正式な「環境影響評価」(EIA)を委託し資金供与を行う責任を負うものとする。〕

(g) 〔当該事業は89項で規定される限界基準を満たしている。〕(訳注:85項ではないかと思われる)

(h) ベースラインが、本文書〔105項〕及び〔UNFCCCのCDM参照マニュアル〔附則B〕〕で指定する〔新しい〕〔その種のものとしては初めての〕方法或いは承認された方法に関する方式と手続に準拠している。提案される事業活動が105項で規定されるベースラインの基準を満たしている。(訳注:93項ではないかと思われる)

(i) 〔吸収源による人為的除去を強化するための事業の場合、事業設計文書は吸収源事業のクレジットが温室効果ガスの除去の強化及び/又は排出の回避で実質的、測定可能かつ長期的な便益をもたらすようにするものとする。そのためには、事業設計文書に下記を含めなければならない。〕

( ) 炭素が隔離されている期間、及び

( ) 事業で隔離された炭素の一部又は全部が上記( )で述べた期間より前に放出される可能性に対する対処方法。例えば、一定期間より前に放出される炭素を補給するようにする方法、或いは事業の対象期間中に発行するCERsを調整する方法。〕

(j) 当該事業活動が、それがなくても発生するであろうものに追加する発生源による人為的な排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕〔をもたらす〕〔をもたらすと予想され〕、本文書〔及び〔UNFCCCのCDM参照マニュアル〕〕で規定する追加性に従って気候変動の軽減に関連する実質的、測定可能、及び長期的な便益〔に貢献する〕〔をもたらすであろう〕こと。

(k) 〔関連する〕事業達成度〔指標〕のモニタリング、検証及び報告に関する規定が適切であり、本文書の〔...項〕〔及び〔UNFCCCのCDM参照マニュアル〕〔附則B〕〕で規定される諸規定に準拠している。事業設計文書には...項で規定する必要条件を満たすモニタリング計画が含まれている。

(l) 本文書〔...項〕〔及び〔UNFCCCのCDM参照マニュアル〕〔附則B〕〕で〔設定された〕〔指定された〕必要条件を充足するクレジット期間を使っている。

(m) 附属書に含まれる締約国からのCDM事業活動に対する〔公的〕資金供与が、〔資金的メカニズムの枠内並びに現行の政府開発援助(ODA)のフローにおける条約附属書に含まれる締約国の資金的な義務〕〔GEF〔及び〕〔又は〕附属書に含まれる締約国のその他資金供与の約束〕、ODA〔及び〕〔又は〕〔他の協力体制からの資金供与〕〔に明確に追加されるものであり〕〔かつ〕〔それらの流用にはならない〕。

(n) 【事業が、〔本文書及び [UNFCCC の CDM 参照マニュアル] [附則 B] に含まれる〕 CDM 事業活動に関する他の〔いかなる〕〔すべての〕必要条件とも首尾一貫している。】

(o) 事業設計文書には、事業の参加者が例えば上記 68 項(f) で述べた(社会的影響を含む)環境影響評価を通じて、現地の利害関係者と協議し、これら関係者の意見を何時どのように考慮に入れたかについて証拠がある。

**選択肢 2 :**

(a) 事業設計文書には、〔主として [本文書附則 B の附属書で義務づけられるもの] を含めて本決議の諸規定に従って〕下記の情報が含まれる。

- ( ) 事業のベースラインの計算に関する情報、
- ( ) 事業活動の直接的結果として事業境界の外で行われる活動を説明するための対策。
- ( ) 事業の達成度のモニタリング、検証、報告に関する規定。

(b) 事業設計文書には、事業の参加者が例えば上記 68 項(f) で述べた(社会的影響を含む)環境影響評価を通じて、現地の利害関係者と協議し、これら関係者の意見を何時どのように考慮に入れたかについて証拠を含む。

69. 指定された運営組織は、当該事業活動を登録するか否かの判断に十分かどうか判断するために、提供された情報を検討する。情報が十分でなければ、指定された運営組織は適宜事業の参加者に追加の情報を要求することができ、該当する場合は使用方法の変更を勧告することができる。

70. 指定された運営組織が、当該事業はこれまで理事会によって承認されていないベースライン設定方法又は複数事業のベースラインを使っている、或いは当該事業は吸収源による人為的除去を強化するように設計されており、89 項(c) (訳注:85 項(b)ではないかと思われる)で規定される期間と方法の計算に、これまで理事会によって承認されていない方法を使っていると判断した場合、指定された運営組織はこの方法を理事会が検討するように要請しなければならない。理事会は 119 項に従ってそれら方法を迅速に検討し、承認するか否かを判断するものとする。

71. 提供された情報が決定を行うのに十分で、適格性確認に関する G 項に従ってその内容が承認された場合、運営組織は〔89〕項で提供された情報に基づいて当該事業活動を登録するか否かを決定する。

72. 指定された運営組織は〔公衆〕〔締約国及び認定された非政府組織〕〔受入締約国の居住者〕に対して、環境的追加性に関する問題について XX 日以内にコメントする機会を提

供するものとする。指定された運営組織は、67 項の守秘義務を条件として、ハードコピー及び電子的手段を通じて事業設計文書を公開するものとする。運営組織は事業設計文書を公開した日から 60 日間、当該文書のあらゆる面について締約国及び利害関係者のコメントを受け取るものとする。

73. 60 日間が過ぎたら、指定された運営組織は締約国と利害関係者から受け取ったコメントの要約、及びその適格性確認報告書の中でこれらコメントをどのように考慮に入れたかの評価を公表するものとする。これらコメントと 68 項の情報に基づいて、運営組織は当該事業活動の適格性を確認すべきか否かについて判断するものとする。締約国或いは理事会の理事が要求した場合、運営組織は受け取ったすべてのコメントを提供するものとする。

74. 選択肢 1 : [指定された運営組織は、文書化された事業設計が [73 項による適格性確認のための必要条件] [ベースライン設定方法、モニタリング方法、その他 [UNFCCC の CDM 参照マニュアル] [附則 B] に含まれる基準] に適合すると判断した場合、或いは該当する場合に方法及び基準について適正な調整を加えた後、当該事業を CDM 事業活動として登録するように [事業の参加者へ推奨する] [理事会へ勧告する] ものとする。]

選択肢 2 : 指定された運営組織は CDM 事業の登録の [決定] [判断] を、事業設計文書及び受け取った全てのコメントとともに理事会へ提出し、公表するものとする。

75. [指定された運営組織が、事業設計文書には新しいベースライン設定方法又はモニタリング方法が含まれていると判断し、かつ事業の参加者がこれらの方法の適格性が確認されることを望んでいる場合、当該運営組織は [UNFCCC の CDM 参照マニュアル] [附則 B] に含まれる必要条件に照らしてこれら新しい方法を評価し、該当する場合は事業の参加者に対してこれら新しい方法を [UNFCCC の CDM 参照マニュアル] [附則 B] に含めるように推奨するものとする。]

76. 指定された運営組織は、文書化された事業設計が適格性確認の必要条件を満たしていないと判断した場合、それを事業の参加者へ通知して不受理の理由を説明し、該当する場合は使用する方法の変更を推奨するものとする。適格性を確認されなかった事業活動は、事業設計文書に適切な改訂が加えられた後、確認を再検討することができる。

77. [事業の参加者は、CDM に対する適格性を確認された事業活動を [自国政府] [関与する各締約国の指定された国内当局] へ提出して承認を求めるものとする。 [参加する各締約国の指定された国内当局] [参加する締約国の政府] は、CDM の承認について指定された国内当局からの承認文書を通じて、確認された事業活動 [の承認を] [を正式に受理するよう

に] 指示するものとする。受入締約国の場合、この文書では当該事業が受入国の持続可能な開発を達成 [する方法 [すること] を記載するものとする。](訳注：この項の [ ] は原文にはなく、訳者が挿入した)

(注釈：上述の 68(a)項では、政府による適格性確認に先立つ承認について規定している。この 77 項を維持する場合、適格性確認後の政府の承認も必要ということになる。)

(以下の各項では CDM 事業活動の種類を説明する。)

78.【CDM 事業活動は、

- (a) 受入締約国によって、その持続可能な開発を支援すると見なされるものとする。
- (b) 立地場所及び立地国のニーズと優先課題を考慮に入れて、使用可能な最善の、長期的な、環境上安全かつ適正な選択肢に基づくものとする。
- (c) 条約及び議定書の他の規定で義務づけられているものに加えて、[最新の、][適切な]環境上安全かつ適正な技術の移転をもたらすものとする。
- (d) 議定書の附属書 A に記載された分野 / 発生源における温室効果ガスの排出削減を含み、モントリオール議定書によって規制されているものを除くすべての温室効果ガスの発生源による人為的排出量を推定する方法が、IPCC によって承認され、COP 第 3 回会合(決議第 2/CP.3 号)又は第 5 条 2 項に従って COP/MOP の第一回会合で合意されるものである場合、CDM としての適格性を持つものとする。
- (e) [2008 年以前に、SBSTA がその第 [ x ] 回会合より前に採択する予定の埋立地ガスを含む再生可能エネルギーと運輸部門を中心とするエネルギー効率化の技術のポジティブ・リストに含められるものとする。]
- (f) [再生可能エネルギー、どこであれ効率化の最先端にあるエネルギー効率化技術、及び [運輸部門] [いかなる差別もすることなくすべての部門] の排出削減を優先するものとする。]
- (g) [原子力の利用を [支援しない] [含めない] ものとする。]
- (h) {[第 3 条 3 項及び 4 項に関する方法論上の作業の結果が出て、[他の多国間環境協定又はアジェンダ 21 及び国連持続可能な開発委員会で合意された原則にそぐわない] 事業活動に関して COP/MOP が CDM としての適格性について結論を出すまで、}温室効果ガス吸収源による人為的又はそれ以外の除去を強化する活動は含めないものとする。}
- (i) [認証、適格性確認及び登録の手续を通じて CERs が得られる土地利用、土地利用の変更、植林と再植林を含む林業 [及び森林伐採の防止、][吸収源の保全と人為的強化]に関する事業活動は、京都議定書第 3 条 3 項 [及び 4 項] の実施に関する決議第 /CP.6 号で設定される条件を満たしている場合、[2000 年から第 1 約束期間の開始までの間]のみ適格性を持つものとする。](訳注：カッコを追加)
- (j) [砂漠化防止、生物多様性と流域の保全、及び土地管理の改善のための炭素吸収を

優先するものとする。]

(k) [当該事業の追加性、全体的な環境上の完全性、GHG 排出水準の推定方法、或いは他の多国間環境協定の対象となっている分野との関連でマイナスの影響を与える可能性などに関する懸念のため、COP/MOP の決議で除外されている種類の事業活動は含めないものとする。]

79. [CDM 事業活動には、受入締約国の判断により、また持続可能な開発の達成を支援するため、第 3 条 3 項と 4 項の実施に関する決議第 X/CP.6 号に沿って植林と再植林 [及び砂漠化の防止] [吸収源の保全と人為的強化] の活動並びに農業、土地利用の変更、林業における追加の活動を、下記に基づいて含めるものとする。

(a) 事業活動に起因する温室効果ガス排出量及び炭素貯蔵量の変化を測定し報告する方法が確立又は開発されている。

(b) 事業のベースラインを事業ごと又は複数事業で決めることができる。

(c) 土地利用、土地利用の変更、林業に関する事業では、ベースラインの決定で国レベル又は国内地域レベルでの部門別排出の趨勢に対処している。

(d) 事業活動の説明に、当該事業活動に起因する温室効果ガス排出量及び炭素貯蔵量の変化が事業のない場合のベースラインに追加されるものであるという判断が含まれている。

(e) 事業活動に起因する国レベル及び / 又は国内地域レベルの漏出の問題が、事業設計の中で対処されている。

(f) 事業活動に起因する炭素隔離の逆転の可能性が、事業設計の中で対処されている。

(g) 事業活動が、受入締約国によって持続可能な開発を支援すると見なされており、この点について受入締約国から認証されている。

(注釈：この項の前文は、その前の項目に含められている。これら項目は附則 B に附属する事業設計文書に反映されている。)

80. 【選択肢 1 : { COP/MOP 第一回会合以前に開始された事業活動は、当該事業活動が [日付] [2000 年 1 月] 以後に開始され } 又は { 共同実施活動パイロットフェーズとして報告され } であり、かつ本文書、第 12 条 10 項 [及び [UNFCCC の CDM 参照マニュアル]] に含まれる CDM に関する基準と規定に合致している場合のみ、CDM 事業活動として確認及び登録される適格性を持つことができる。[事業活動が確認され登録された後、[2000 年 1 月 1 日以降] [受入締約国が議定書を批准した日付又は 2000 年のいずれか遅い方から] の発生源による人為的排出の削減 [及び / 又は吸収源による人為的除去の強化] は、CERs の遡及的認証及び発行の適格性を持つ。}]

選択肢 2 : 事業活動は、それに基づく発生源による人為的排出の削減 [及び / 又は吸収源による人為的除去の強化] が 2000 年 1 月 1 日以降又は受入締約国が議定書を批准す

る日付のいずれか遅い方に始まったか、或いは共同実施活動パイロットフェーズとして報告されている場合のみ、CDM 事業活動として登録する適格性を持つことができる。事業活動が共同実施活動パイロットフェーズとして報告されており、CDM 事業活動として登録される場合、2000 年 1 月 1 日以降の発生源による人為的排出の削減及び〔吸収源による人為的除去の強化〕〔及び/又は吸収源による人為的除去の強化〕は遡及的検証及び認証の対象となる。】

81.〔CDM 事業活動は、事業をベースとして事業ごとに行われるものとし、〔気候変動以外の理由で行われる〕より広義の事業に組み込むこともできる。同じ種類の複数の小規模な事業活動は、適格性の確認、検証及び認証に関する必要条件について個々の事業の独自性を失うことなく、一括して単一の取引の対象とすることができる。〕

82. CDM 事業活動におけるベースラインは、〔適格性を確認された〕〔承認された又は〔新規の〕〔その種のものとしては初めての〕〕ベースライン設定方法を使って計算された、当該事業活動がない場合に発生源による GHG の人為的排出〔又は〔第 3 条 3 項及び 4 項に関する COP/MOP の決議に従って〕吸収源による人為的除去〕がどうなるかを説明する将来のシナリオである。ベースラインは議定書の附属書 A に記載された発生源からの〔並びに森林伐採による〕排出〔及び吸収源による人為的除去の強化〕を対象とし、議定書の附属書 A に記載されたすべての温室効果ガスを含めるものとする。

（以下の各項は追加性の判定に関するものである。）

選択肢 1（83 項）：

83. CDM 事業活動は、下記が達成された場合に追加性を認められる。

(a) 〔排出の追加性：〕〔気候変動軽減の追加性：〕〔適格性を確認された〕登録された事業〔活動〕がない場合に発生するであろうものにくらべて、排出量が下回る〔或いは吸収源による人為的除去が上回る〕〔ものとする〕。〔ここで、〔適格性を確認された〕〔承認された〕ベースラインは、当該事業活動がないとした場合の発生源による人為的 GHG 排出量〔又は吸収源による人為的除去量〕と定義される。〕

(b) 【資金的追加性：附属書 に含まれる締約国による CDM 事業活動への〔公的な〕資金供与が〔条約の資金的メカニズムの枠内並びに現行の政府開発援助 (ODA) フローにおける附属書 に含まれる締約国の資金的義務〕〔GEF 及び〕〔又は〕その他附属書 に含まれる締約国の資金的約束、ODA、〔及び〕〔又は〕その他協力体制からの資金供与〔に明確に追加するもの〕〔かつ〕〔それらの流用にならないもの〕でなければならない。従って、ODA 及び GEF からの資金は、CERs の取得用資金として使ってはならない。】

(c) 〔投資の追加性：CERs の価値は、当該事業がない場合には資金調達ができない事業

の資金的及び/又は商業的な実行可能性を大幅に改善するものでなければならないか、あるいは活動はプロジェクトなしには資金供与がなされないものでなければならない。CERs がなくても商業的に実行可能な事業は、CDM 事業として認定 [すべきでない] [か、あるいは活動はプロジェクトなしには資金供与がなされない]。]

(d) 意図する事業が、通常の場合は商業的に行われる事業でない。

(e) [技術的追加性：事業に使われる安全かつ適正な技術は [受入締約国の状況に照らして入手可能かつ実行可能な] [国際的に実行可能な] 最善のものとする。]

#### 選択肢 B (84 ~86 項)：

84. 事業活動に起因する発生源による温室効果ガスの人為的排出の削減及び [吸収源による人為的除去の強化] は、当該事業活動が 85 項で設定される限界基準を満たしており、排出削減が当該事業活動について承認されたベースラインを越えている場合に、第 12 条 (5) 項(c)との関連で追加性があると見なされるものとする。

(注釈：以下の二つの項は、CDM 事業に平均以上の環境的達成度を義務づける新しい限界基準を設定し、技術的追加性と投資の追加性に関する基準に取って代わるものである。)

85. CDM 事業として適格性を持つために、提案される事業活動は発生源による人為的排出の削減 [又は吸収源による人為的除去の強化] について、基準シナリオの中で最近実行された活動又は施設とくらべて平均を大幅に上回る水準の達成度を示さなければならない。この限界基準は、下記の場合に満たされるものとする。

(a) 提案される事業活動が理事会によって承認されている限界値を充足することを立証する方法を使っており、指定された運営組織がこの方法を当該事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると判定した場合、又は

(b) 提案される事業活動が、発生源による人為的排出の削減 [又は吸収源による人為的除去の強化] について、平均を大幅に上回る水準の達成度を示すことを立証する別の方法を使っており、理事会が運営組織によって提出される当該方法を承認している場合。理事会がこのベースライン設定方法を承認した場合、指定された運営組織は当該方法が当該事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されているかどうか判定する。

86. 「基準シナリオ」という用語は、理事会によるあらゆるの指導を勧告して、当該事業活動がない場合に関連部門で何が発生する可能性があるかの立証に十分な方法で定義される一連の最近の対比可能な活動又は施設を意味する。基準シナリオの地理的広がり、通常の場合受入国と定義されるが、状況に応じて理事会による何らかの指導を勧告してさらに広い或いはさらに狭い地域を対象として定義することもできる。

87. 事業の参加者は、事業を実施する際に克服する必要のある阻害要因（技術的、経済的、資金的、制度的、管理的な要因など）を明らかにして説明し、また当該事業をベースラインと見なすことができない理由を説明するものとする。

88. [理事会は、[COP/MOPの指導に基づき、理事会の決議がCOP/MOPに対する異議申し立ての、或いはCOP/MOP自身の判断による見直しの対象になることを条件に][この件に関するCOP/MOPの決議を条件に] CDM事業活動の追加性を[判定する][検討する] 最終的な責任を持つものとする。理事会は指定された運営組織の決定の見直しあるいは検査を行い、CDMがなくても事業活動が実施されたであろうと判断する程度に応じて却下する権限を持つものとする。]

（注釈：88項に関連して、113項は、追加の必要条件が満たされれば、登録手続がCOP/MOPによる指導を条件として事業の追加性について判断する最終権限を理事会に与えていると定めている。）

（以下の各項は、気候変動軽減に関連する実質的で、測定可能な、長期的便益の基準に対処する。）

89. [ベースラインが年次中における実際の活動水準の変動を適切に考慮に入れ、漏出を調整していれば、発生源による人為的排出の削減[又は吸収源による人為的除去の強化]は実質的なものと見なされる。確認された事業境界は、事業参加者による管理の範囲内にあり、当該事業活動に起因するものと妥当に判断できる相当な発生源による人為的排出[及び/又は吸収源による温室効果ガス的人為的除去の強化]のすべての発生源と定義される。] 漏出は確認された事業境界の外における発生源による人為的排出の削減[又は吸収源による人為的除去の強化]と定義される。[ベースラインは下記を適切に考慮に入れる必要がある]。

(a) 事業が実施されてその発生源による人為的排出の削減[又は吸収源による人為的除去の強化]が発生する空間的領域と定義される、適格性を確認された事業の境界線には、排出量には直接的なものと間接的なもの[例えば、電力消費の変動に関連するもの]の双方を含める必要がある。

(b) 適格性を確認された事業の境界線の外部における発生源による人為的排出の増大[又は吸収源による人為的除去の減少]と定義される、当該事業による漏出。[適格性を確認された事業の境界線の外部における当該事業活動の排出源による人為的排出の削減[又は吸収源による人為的除去の強化]は、当該事業活動に対してクレジットできない。] 漏出は国内レベル又は国内地域レベルでのみ考慮に入れるものとする。漏出は下記の2種類が考えられる。

( ) 市場の影響：投入財及び/又は産出財の需給均衡状態及び/又は市場価格の変動。

事業開発者はどの市場境界線（地方、地域、国、世界など）が最も関連性が高いかを判断する必要がある。

- ( ) 活動の変化：事業が GHG を排出する活動を縮小し、この活動が（部分的に）他の場所へ移動した場合。

可能な限り、漏出水準を事後に評価できる指標を定めて監視する必要がある。

(c) [ 当該年次における実際の活動水準の変動。]

90 . 発生源による人為的排出の削減 [ 又は吸収源による人為的除去の強化 ] は下記の場合に測定可能であるとされる。

(a) 事業が実施された後の実際の発生源による人為的 GHG 排出 [ 又は吸収源による実際的人為的除去の強化 ] を、本文書及び [ UNFCCC の CDM 参照マニュアル ] [ 附則 B ] の諸規定に従って測定し監視することができる。

(b) 発生源による人為的 GHG 排出 [ 又は吸収源強化 ] [ 又は吸収源による人為的除去 ] のベースラインが、[ 登録された ] [ 承認された ] 方法を使って事後的に計算されている。

91 . [ 気候変動の軽減に関連する事業活動の便益は、各種 CDM 事業活動の寿命と条約第 2 条を考慮に入れて、適切な期間排出削減が持続する場合に、長期的なものとなされる。]

( 以下の各項はベースラインの設定方法と改訂方法を対象としている。)

**選択肢 A (92 ~104 項):**

92 . [ ベースラインの設定は、信頼性、透明性、完全性の原則を指針とするものとする。]

93 . [ ベースラインは、承認された方法の使用又は [ 新規の ] [ その種のものとしては最初の ] 方法の承認に関する本文書 [ 及び UNFCCC の CDM ] 参照マニュアルに含まれる諸規定に従って設定されるものとする。CDM について検討されるベースラインの種類には下記が含まれる。

(a) 事業固有のベースライン：当該事業がない場合に起こるであろうものを表す個々の基準ケースにおける発生源による人為的排出量 [ 及び / 又は吸収源による人為的除去の強化 ] を設定する [ 当該事業固有の ] ベースライン。但し、このベースラインを計算する方法及び一部の標準化されたパラメーターは、適切であれば他の事業にも適用することができる。

(b) [ 複数事業の ] [ 標準化された ] ベースライン：これは特定の地理的地域で特定の種類の事業を対象とし、[ UNFCCC の CDM 参照マニュアル ] [ 附則 B ] に含まれ理事会が承認する [ 達成度基準 ] [ 一般的方法 ] を使用する。

94. 事業の適格性確認と類似事業の反復を容易にするために、事業の参加者は事業設計文書の中で事業のベースラインと追加性を判定するための取組、想定、方法、パラメーター、データ源及び主要な要素の選択について透明度の高い方法で説明するものとする。

95. 既存の発生源によって排出を削減する事業のベースラインは、観察されるその傾向を考慮に入れて、下記のうち最も低いものとする。

- (a) 事業を開始する以前に存在した実際の排出量、
- (b) 当該活動にとって最小費用の（最も妥当な）技術で、経済的には当然採用されるものの。
- (c) 受入国又は該当する地域における現在の平均を上回る産業慣行。
- (d) 〔可能であれば、附属書〔 〕〔 〕の締約国にある既存の発生源の〔平均値〕〔上位 X %〕〕。

96. 〔新規の発生源によって排出を削減する事業のベースラインは、観察されるその傾向を考慮に入れて、下記のうち最も低いものとする。〕

- (a) この新規発生源にとって最小費用の技術。
- (b) この新規発生源について受入国又は該当する地域における現在の産業慣行。
- (c) 可能であれば、附属書〔 〕〔 〕の締約国にある既存の発生源の〔平均値〕〔上位 X %〕〕。

97. 〔発生源による人為的排出を削減する及び / 又は吸収源による人為的除去を強化するための土地利用、土地利用の変更、及び林業の事業における事業設計とベースラインの計算では、下記に対処する〔必要がある〕〔ものとする〕〕

- (a) 事業の継続期間、
- (b) 使用するベースラインの種類（即ち、事業ごとか複数事業か）
- (c) 採用するベースライン設定方法（承認済みか〔新規の〕〔その種のもので初めての〕ものか）
- (d) 持続性の問題、
- (e) 漏出、及び
- (f) 〔環境的〕〔気候変動軽減の〕〔社会的〕追加性、
- (g) 排出が効果的に削減されない〔又は除去が十分な期間維持されない〕場合の責任問題に関する手続。〕〕

98. 〔土地利用、土地利用の変更及び林業の事業における事業設計とベースライン設定に対処する方法と取組は、〔理事会〕〔COP/MOP〕によって承認されるものとする。〕

99.【標準化された】【複数事業の】ベースラインは【下記に従って設定されなければならない】【省略値と見なされ、従って京都議定書の環境関連の完全性を維持し、該当する場合はさらに具体的な分析を行う奨励策とするために、控え目に設定されるものとする。これは下記に従って設定できる。】

【選択肢1：附属書〔 〕〔 〕の締約国における、当該種類の事業の平均値。】（訳注：「第6条」の70項の訳注参照）

選択肢2：適宜既存の又は新規の発生源【並びに吸収源による人為的除去】に対する妥当な、平均を上回る現在の産業慣行【及び傾向】。分析の結果数値が範囲で示され、変動性が説明変数（燃料の入手性と価格、具体的なエネルギー政策、数値の正確な特徴、その他現地の状況）と明確に関連づけられない場合は、平均値ではなく最低排出率を複数事業のベースラインとして設定する【必要がある】【するものとする】。集合のレベル（地理的及び部門別の）は活動の種類（地方的又は国際的に取引される製品、異なる加工ルートの存在、地方的生産条件の影響の程度）に従って慎重に定めるものとする。

選択肢3：【同等な、適格性を確認された事業固有のベースラインより〔x〕%下の水準。】（訳注：カッコを追加）

100.【理事会は、所定の規模を下回る事業で、推定排出削減量が年間AAAトン又はクレジット期間中にBBBトンを下回るものについては、【標準化された】【複数事業の】ベースラインの設定を優先するものとする。】

101.【推定排出削減量が年間CCCトン又はクレジット期間中にDDDトンを越えるいかなる事業も、事業固有のベースラインを使用するものとする。】

102.【事業のベースラインの設定では、産業部門ごとの改革活動、現地での燃料の入手性、【土地利用と土地利用の変更の傾向】、電力部門の拡張計画、当該事業分野の経済情勢など関連する国内政策や国内状況を考慮に入れるものとする。】

103.【ベースラインは、事業が国内の【条約の最終目標の達成に貢献しない政策】【他の場合よりモントリオール議定書によって規制されているものを除く温室効果ガス的人為的排出水準を大きくする活動を奨励する政策及び慣行】から恩恵を受けないようにしなければならない。一方、ベースライン設定方法は、条約の最終的目標に貢献する政策を阻害してはならない。】

（注釈：締約国では、ベースラインの判定に既存の国内法制及び規則を反映させるべきか、またどのように反映させるかについて検討願いたい。）

104. [後発発展途上の締約国の場合、[「開発について疑わしきは有利に解釈する」という方式] [最小費用の選択肢] を、たとえ最小費用の選択肢に担保能力がなくても CERs に価値を与え CDM 事業に担保能力をつけるために、ベースラインと見なすものとする。]

**選択肢 B (105 ~106 項):**

105. 提案される事業活動は、下の 106 項に従ってそれが無い場合に起こるであろう排出量又は除去量を妥当に表すベースラインを使わなければならない。

106. ベースラインは、下記の場合のみ、提案される事業活動が無い場合に起こるであろう排出量又は除去量を妥当に表すと見なすものとする。

(a) 理事会によって承認されており、指定された運営組織が当該事業活動の置かれた状況に照らして適切であり、適正に適用されていると判断するベースライン設定方法を使って設定している場合。又は

(b) 別の方法を使っており、理事会が運営組織によって提出される当該方法を承認している場合。理事会が別のベースライン設定方法を承認したら、指定された運営組織は当該方法が当該事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されているかどうか判定する。

(以下の項は CDM 事業活動のクレジット期間に関するものである。)

107. 選択肢 1：事業の参加者は、下記のいずれかの方法を使って提案する事業活動のクレジット期間を選定しなければならない。

(a) 事業活動が追加の認証排出削減量に対する適格性を失う可能性のある単一のクレジット期間：ベースラインはクレジット期間中固定される。クレジット期間は下記のいずれか短い方と定義される。

( ) 予想される当該事業の寿命、又は

( ) [排出削減の事業活動の場合は]15 年、土地利用の変更及び林業の場合は [X] 年。又は、

(b) 事業の参加者によって [5] 年ごとに [更新される] [更新可能な] クレジット期間。但し、指定された運営組織は、当該事業活動が引き続き最新のデータに基づく限界基準及びベースライン基準を満たしていると判断することを条件とする。

選択肢 2：事業のクレジット期間とは、(a) 事業の運転寿命、(b) [5][x] 年、(c) 事業の参加者が提案する期間のうち最も短いものと定義される、適格性を確認されたベースラインの有効期間を意味する。事業のクレジット期間は確認されたベースラインの改訂によって延長することができる。クレジット期間終了時に改訂の対象となるベースライン判

定の諸要素は、当初から明確にしておく必要がある。

108. 選択肢 1 :〔適格性が確認され〕〔承認され〕登録された事業のベースライン設定方法は、排出削減を検証する指定された運営組織が要請した場合を除いて、クレジット期間中に改訂の対象としてはならない。〕

選択肢 2 : CDM 事業活動のベースライン設定方法は、一旦登録されれば当該事業活動のクレジット期間中有効とする。事業活動の運転寿命が当該 CDM 事業活動のクレジット期間を越える場合は、各クレジット期間の終了時に事業の参加者の要請により新しいベースラインの適格性を確認するものとする。

選択肢 3 : 事業のベースラインは下記の場合に改訂され調整される。

(a) 当該事業の諸要素を決定する新しくより正確な情報が入手できるようになる。

(b) 事業の立地場所に大規模な自然災害が発生して、ベースラインの想定に大きな影響を与える。

109. 〔〔UNFCCC〕の CDM 参照マニュアルに含まれる〕事業固有の又は〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースライン設定方法は、いつの時点でも〔理事会〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂することができる。この改訂は改訂の時点以後に〔適格性を確認される〕〔承認される〕ベースラインだけに関するものであり、従ってクレジット期間中、既存の登録された事業に影響を与えるものではない。〕

## H . 登録

(注釈 : 一部の締約国は、登録の職務と適格性確認の職務を合体させるように提案している。)

110. 〔登録は、CDM 事業として適格性を確認された事業の〕〔関与する各締約国による承認であり、その後で正式に〕理事会により〔承認〕〔認知〕される手続である。登録は当該事業活動の検証、認証、及び CERs の発行の前提条件となる。〕

選択肢 A ( 111 ~ 114 項 ) :

111. 〔事業の参加者〕〔指定された運営組織〕は理事会に対して、適格性の確認された事業設計文書及び指定された運営組織の推薦状を含めて、登録のための申請書を提出するものとする。

112. 理事会は、

(a) 〔事業の参加者による要請に基づき〕、登録の申請書を公表し、〔決議第 D/CP.6 号〕で定義された一意の識別番号を事業活動に付与して、CDM として適格性の確認された事

業を登録するものとする。但し、下記の規定に従って反対意見が提起された場合を除く。

- ( )〔反対意見は、[理事会] が登録申請書と確認された事業設計文書を公表してから YY 日以内に提出することができる。〕
- ( )〔[理事会] は反対意見提出期限から ZZ 日以内に当該事業の登録について結論を出すものとする。〕
- ( )〔[理事会] は事業の参加者に対してその決定を通知し、登録申請を却下又は変更する場合はその理由も通知するものとする。〕
- ( )〔反対意見は締約国、[利害関係者]、[UNFCCC によって認定されたオブザーバー] [及び法人] だけが提出できる。〕

(注釈：これは事業設計文書及び確認手続の中で検討されている利害関係者の反対意見に追加するものである。)

(b)〔事業の参加者が指定された運営組織の推薦状をつけて、新しいベースライン設定又はモニタリングの方法を提出する場合は、〕

- ( )〔申請書を指定された運営組織の推薦状とともに公表し、公衆による YY 日間のコメントを認めるものとする。〕
- ( )〔受け取った情報及び適切と判断する第三者の調査に基づいて、公衆によるコメントの締切日から XX 日以内に、提案された新しい方法を承認、変更して承認、又は却下するものとする。〕
- ( )〔事業の参加者に対してその決定を通知し、登録申請を却下又は変更する場合はその理由も通知するものとする。〕
- ( )〔当該事業を登録し、〔決議第 D/CP.6 号〕で規定する事業の識別番号を付与するものとする。〕

(c)〔〔その決議〕 [CDM の初期の段階では COP の、またその後は COP/MOP の決議] を反映させて [UNFCCC の CDM 参照マニュアル] を改訂するものとする。〕

113. **理事会による登録の〔決議〕〔決定〕は、事業活動に関与している一つの締約国又は理事会の理事を出している少なくとも〔xか国〕の締約国、又は少なくとも〔yか国〕の締約国が理事会により提案された CDM 事業活動の〔登録〕〔決議〕〔決定〕の見直しを要求しない限り、理事会が登録の〔申請書〕〔決定〕を受け取った日から〔30〕〔60〕日〔後に〕〔後から〕最終決定と〔判断される〕〔見なす〕ものとする。見直しの要求は下記の規定に従って行われるものとする。**

(a) 見直しの要求は、**〔事業設計文書のどの点に関するものでもよい〕〔事業固有のベースライン設定方法又は〔複数事業の〕〔標準化された〕ベースライン設定方法を当該事業に適用すること、モニタリング計画の適切性、環境的追加性と漏出に関するその他の問題、及び隔離事業の場合は 68 項に基づく方法の適切性、に関連する問題に限定されるものと**

する)。

(b) 本項に基づく見直しの要求を受け取り次第、理事会は【(本文書の諸規定 [及び UNFCCC の CDM 参照マニュアル] に従って、この要求に価値があるかどうかを判断する) ものとする。】要求に価値がないと判断した場合、理事会は見直しの要求を受け取ってから [2 回目の] 会合までに登録に関する決議を行うものとする。要求に価値があると判断した場合、理事会は本項に従って見直しを行い、提案された登録を承認すべきか否かについて [判断] [決定] するものとする。

(c) 理事会はこの見直しを迅速に、いずれにしても見直しの要求を受け取った後 [2 回目] の会合までに、完了するものとする。

(d) 理事会は事業の参加者に対してその [決定] [決議] を通知し、この [決定] [決議] とその理由を公表できるようにするものとする。

選択肢 B (114 ~ 117 項):

114. 指定された運営組織は、67 項の守秘義務に関する規定を条件として、事業設計文書を公表できるようにするものとする。運営組織は、事業設計文書が公開された日から [30] [60] 日間、85 項で定義された環境的追加性に関する問題について、締約国と UNFCCC の認可を得た非政府組織からコメントを受け取るものとする。

115. コメントの受領期限が過ぎたら、114 項で指定する期間の経過後に、運営組織は 68 項で規定される情報に基づき、また 114 項に基づき受け取ったコメントを勧告して、当該事業活動を登録すべきか否かを判断する。

116. 指定された運営組織は理事会に対して CDM 事業の登録に関する [決定] [判断] を、事業設計文書及び受け取ったコメントとともに提出し、また公表可能にするものとする。

117. 指定された運営組織が提案された事業活動を適格性があると判断した場合、運営組織は理事会に対して、事業設計文書、締約国と利害関係者から受け取ったコメントの要約、及びこれらコメントをどのように考慮に入れたかの説明とともに当該 CDM 事業に関する適格性確認の決定通知書を提出するものとする。運営組織は、その適格性確認報告書をハードコピー及び電子的手段によって公開できるようにするものとする。

118. [承認されなかった事業活動案は、適格性確認とその後の登録のために再検討することができる。事業設計文書に適切な改訂を加えた後、CDM 事業活動として登録されるように改訂された事業活動は、公衆のコメントに関する手続が遵守されることを条件に、公衆のコメントに関するものを含めて適格性確認と登録に関するすべての手続と必要条件

を満たしていなければならない。]

119. [理事会は、提案された新しいベースライン計算方法、及び吸収源による人為的除去の事業によるクレジットが吸収源による人為的除去の強化及び/又は温室効果ガス排出の回避において実質的、測定可能かつ長期的な便益をもたらすようにするために提案された新しい方法を、それら方法を使う事業の登録の前に検討するものとする。理事会がこれら方法を承認する場合、理事会は常に [それ] [その方法] を [UNFCCC の CDM] 参照マニュアルに [類似の特性を持つ他の事業への応用に関する手引きとともに] 含めるものとする。]

120. [理事会は、附則 B に従って事業のベースライン、モニタリング、その他関連事項の立案を容易にし透明性を高める目的で、参照マニュアルを維持するものとする。この参照マニュアルには、承認されたベースライン設定方法、第 xx 条に従って承認された複数事業のベースライン、及び理事会が [適切と判断する] [事業の立案を容易にし透明性を高める] その他の指針を含めるものとする。]

## I . モニタリング

121. 事業の参加者は、事業設計文書の一部として、当該事業の発生源による排出の人為的削減 [又は吸収源による人為的除去の強化] を立証する目的で使われるモニタリング計画を提出するものとする。このモニタリング計画は、下記を行うものとする。

(a) クレジット期間中に事業の境界内で発生する温室効果ガスの人為的排出 [又は人為的除去] を推定又は測定に必要なすべてのデータの収集と保存。

(b) クレジット期間中の事業の境界内における発生源による人為的排出 [及び/又は吸収源による人為的除去の強化] のベースライン判定に必要なすべてのデータの収集と保存。

(c) 当該事業活動に起因するものと妥当に判断できる [相当な]、事業境界外 [だが基準シナリオの中の関連する地理的地域内] における発生源による人為的温室効果ガス排出の増大及び吸収源による人為的除去の強化で可能性あるすべての発生源の明確化。

(d) 前項で明確化された発生源による人為的温室効果ガス排出の増大及び吸収源による人為的除去の強化について測定可能なあらゆる変化の推定に必要なすべてのデータの収集と保存。当該事業活動に起因するものと妥当に判断できる相当な、事業境界外だが基準シナリオの中の関連する地理的地域内における排出量と除去量の測定可能なあらゆる変化を、理事会による指導を考慮に入れて監視又は推定する方法。

(e) [当該事業によるその他の影響 (環境的、経済的、社会的、文化的な影響) の監視に必要な関連するすべてのデータの収集と保存。]

(f) 品質保証と管理手続。

(g) 事業境界内で発生する提案された事業活動に起因する温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減〔及び吸収源による人為的除去の強化〕を、事業設計文書で説明された承認済みモニタリング方法に従って定期的に計算するための手続。

(h) 上記の計算に含まれるすべての段取りの文書化。

122.〔121 項(g)の目的に使われるモニタリング方法は、下記の場合に承認される〕〔モニタリング計画は下記のモニタリング方法を根拠とする必要がある〕。

(a) 指定された運営組織が当該方法を、提案された事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると判断しているとして、以前から理事会によって承認されている。

(b) 特定の事業活動に使用するために提案された別の方法。但し、

( ) 当該方法が提案された事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると、指定された運営組織が判断する場合、及び

( ) 指定された運営組織による登録申請に基づき理事会が当該方法を承認し、その承認に基づいて、当該方法が提案された事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると、指定された運営組織が判断する場合。

(c) 提案されたCDM 事業活動の登録を決定する一環として、理事会が〔新しい〕〔その種のものとしては初めての〕モニタリング方法及びCERs生成との関係を承認する場合。この承認された方法は、その後事業の参加者によりその事業提案文書の中で使われる。承認されたこの方法を使用しない道を選んだ事業参加者は、理事会の承認が必要となる別のモニタリング方法の使用を裏付けるに十分な情報を提出しなければならない。

(d) モニタリングのグッドプラクティスを反映している場合。即ち、置かれた状況に合わせて最も費用効果的な、実用化されたモニタリング方法と少なくとも性能が同等な場合。

123. 事業の参加者は、適格性が確認され登録された〔理事会によって登録された〕事業設計文書に含まれる〔登録された〕モニタリング計画を実施するものとする。当該事業の実施と達成度に関連する体系的な監視と測定は、発生源による人為的な排出の削減〔及び吸収源による除去の強化〕を測定し計算できるに十分なものでなければならない。〔モニタリングの方法は標準化するものとする。〕事業の参加者は、収集されたすべてのデータを、適格性の検証を目的として発生源による人為的な排出の削減〔及び吸収源による除去の強化〕の検証を請け負っている指定された運営組織へ報告するものとする。

124. 事業の参加者が登録されたモニタリング計画を実施するに当たり、第三者がこれを支援することができる。この第三者は事業参加者の責任において作業を行い、事業の適格性確認、検証又は認証に関与する指定された運営組織とは別の組織とする。

125. モニタリングには下記が含まれる。

(a) **登録された CDM 事業活動に関連する温室効果ガスの発生源による人為的排出**〔及び/又は吸収源による**人為的除去**〕。

(b) ベースラインの**発生源による人為的排出量**〔及び/又は吸収源による**人為的除去量**〕の決定に関するパラメーター。〔これには〔国内又は国内地域レベルにおける〕漏出効果を捕捉するための事業境界の外部におけるモニタリング・パラメーターを含めることができる。〕

(c) 〔その他当該事業に関連する影響（環境的、経済的、社会的、文化的な影響）〕

126. モニタリング計画の改訂は、事業の参加者による正当化が義務づけられ、〔理事会による何らかの指導を条件として〕指定された運営組織によって確認されるものとする。モニタリング方法の変更に関する提案は、〔理事会による指導を条件として、指定された運営組織によって〕**及び〔理事会の決議によって〕承認されるものとする。**（訳注：原文では新語句の挿入に混乱がある）

（以下の各項目はモニタリング方法の質的基準に関するものである。）

127. CDM に関するモニタリングは、正確な、整合した、比較可能な、完全な、透明性の高い、的確なもので、グッドプラクティスに基づくものとする。これに関連して、

**正確度**とは、達成度指標の正しい数値を監視し又は決定できる精密さの相対的尺度である。推定値と監視される達成度指標は、判断の可能な範囲内で真の数値を上回ったり下回ったりせず、また不確実性が可能な限り回避されているという意味で、正確なものでなければならない。

**整合性**とは、モニタリング計画がそのすべての要素及びその達成度指標の点で長期間にわたって内部的に整合していることを意味する。モニタリングは、長期間にわたって同じ達成度指標が使われ、これら指標の監視に同じ前提条件と同じ方法が適用される場合に整合していると言える。整合性を理由として、正確度及び/又は完全性を向上させるようにモニタリング方法を変更することを怠ってはならない。

**比較可能性**とは、**発生源による人為的排出量**〔及び吸収源による**人為的除去量**〕の推定値がベースラインと事業の間、及び各事業の間で比較できることを意味する。〔この目的のために、事業の参加者は〔[UNFCCC] の CDM 参照マニュアル〕〔**附則 B**〕に記載されている方法とフォーマットを使用する〔か、その種のものとしては初めての**方法又はフォーマット**については**理事会の許可を得る**〕〕必要がある。

**完全性**とは、事業のベースラインと実際の**発生源による人為的排出量**〔及び/又は吸収源による**人為的除去量**〕に関するモニタリングが、議定書の附属書 A に記載されているす

すべての GHG、部門、発生源分類〔並びに吸収源〕をカバーしていることを意味する。また、完全性は事業境界の内外におけるすべての達成度指標を対象とすることも意味する。更にモニタリング作業は、当該活動の持続可能な開発に対する貢献度を評価する適正な基盤とならなければならない。〕

透明性とは、整合した反復可能なモニタリング活動並びに報告された情報の評価を容易にするために、前提条件、算定式、方法、データ源が明確に説明され文書化されていることを意味する。達成された結果について信用度の高い検証とその結果の認証を行い、また CERs を発行するためには、モニタリング・データとその方法の透明性が不可欠である。

的確性とは、達成度指標が、達成された結果の実際の尺度となることを意味する。従って、モニタリングは、事業の達成度に関する測定可能な実像を描き出す指標に基づくものとする。

グッドプラクティスとは、最も費用効果の高い商業化されたモニタリング方法と少なくとも同等の達成度を意味する。これらモニタリング方法は〔UNFCCC の CDM 参照マニュアル〕〔附則 B〕に記載され、技術〔とベストプラクティス〕の変化を考慮に入れて〔COP/MOP によって〕〔継続的に〕〔定期的に〕更新されるものとする。

128. モニタリングの基準は、発展途上国の資源的及び技術的制約要因を考慮に入れつつも、条約の目標が達成されるに十分な厳格さを持ったものでなければならない。〔参加する附属書 に含まれる締約国は事業のモニタリングのために、参加する附属書 に含まれない締約国に対して必要な資金的及び技術的支援を提供するものとする。〕

129. 登録されたモニタリング計画の実施、及び該当する場合にその〔適格性を確認された〕〔承認された〕改訂は、検証、認証及び CERs の発行の条件となるものとする。

## J . 検証

130. 検証は、登録された事業活動の結果として検証期間中に発生しモニターされた発生源による人為的排出の削減〔及び吸収源による人為的除去の強化〕に関する指定された運営組織による定期的かつ独立した検討と事後の判定である。

131. 〔事業の参加者〔によって選定された〕〔が契約した〕〕〔理事会によって任命された〕検証を行う指定された運営組織は、

(a) 提出された事業文書が、登録された事業設計文書の必要条件及び本文書〔と UNFCCC の CDM 参照マニュアル〕で定められた関連諸規定に従っているかどうかを判定するものとする。

(b) 達成度記録の検討、事業の参加者及び利害関係者との面談、測定結果の収集、設定さ

れた慣行の観察、モニタリング機器の精度の試験などからなる現場検査を適宜行うものとする。

(c) 適切な場合、他の出所からの追加データを使用するものとする。

(d) モニタリング結果を検討し、登録された事業設計文書に含まれるものと整合した計算手順を使い、適宜上記(a)で使われた或いは上記(b)及び/又は(c)で得られたデータと情報に基づいて、**発生源による人為的排出の削減〔及び/又は吸収源による人為的除去の強化〕**を判定するものとする。

132. **事業の文書を検討し、適宜現場検査を行う際に、指定された運営組織は発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕を推定するモニタリング方法が正しく適用されたか、またその文書が完全かつ透明なものか検証するものとする。**

(a) 実際の事業とその操業が、登録された事業設計文書に準拠しているかどうかについて懸念がある場合は、それを特定する。指定された運営組織は、懸念があればそれを事業の参加者へ通知するものとする。事業の参加者はそれら懸念に対処して、追加の情報を提出することができる。

(b) 事業の参加者に対してモニタリング方法の適切な変更を勧告する。

(c) 検証報告書を、事業の参加者、関与する締約国〔、事業の適格性確認を担当する指定された運営組織〕及び理事会へ提出する。**決議第 D/CP.6 号に従い、この報告書は公表されるものとする。**

133. 選択肢 1 : **〔[吸収事業の場合を除いて、] ある年次における CDM 事業活動による排出削減量は、ベースラインの排出量から当該年次における当該 CDM 事業活動に起因する実際の**発生源による人為的排出量**と漏出量を差し引いて〔又は実際の吸収源による人為的除去量からベースラインの吸収源による除去量と漏出〕〔及び/又は炭素貯蔵量〕を差し引いて事後的に計算される。〕**

選択肢 2 : 事業の参加者は運営組織に対して、一定期間にわたる事業活動に関連して生じた**発生源による人為的排出の削減〔及び/又は吸収源による人為的除去の強化〕**の認証を求める申請を提出するものとする。事業の参加者はこの申請の一部として下記の計算と文書を含めるものとする。

(a) 事業境界内で当該事業活動に起因するものと妥当に判断できる相当な排出量〔及び除去量〕。

(b) 事業境界の外だが基準シナリオの地理的地域内で、当該事業活動に起因するものと妥当に判断できる相当な排出量〔及び除去量〕。

(c) 上記(a)と(b)の合計排出量〔及び除去量〕。

(d) 基準シナリオの地理的地域内の合計排出量〔及び除去量〕と該当するベースライン

との比較。及び

(e) 当該事業活動に起因するものと妥当に判断できるが、基準シナリオの地理的地域の外で相当な排出量〔及び除去量〕の変動を説明する、理事会によって義務づけられた追加の要因。

## K . 認証

(注釈：一部の締約国は認証の職務を検証の職務と合体させるように提案している。)

134 . 認証は、一定期間に事業活動がその発生源による人為的排出の削減〔及び/又は吸収源による人為的除去の強化〕並びに検証対象となったその他の必要な達成度指標を達成した、又は**妥当な確度でそれを達成するであろうという**、〔当該事業を検証した〕〔事業の参加者から請け負った〕指定された運営組織の書面による保証である。

135 . 〔事業の参加者は指定された運営組織に対して、主として登録された事業設計文書及び一定期間に対する検証報告書を添付して、当該期間に対する認証申請書を提出するものとする。〕

136 . **事業の参加者から請け負った指定された運営組織は、〔他の指定された運営組織による〕検証報告書に基づいて、一定期間に当該事業活動が検証対象となった発生源による人為的排出の削減〔及び/又は吸収源による人為的除去〕を達成した〔又は達成する見込みである〕**ことを書面によって認証するものとする。運営組織は事業の参加者〔及び理事会〕に対し、認証手続きが終了次第書面によってその〔決定〕〔勧告〕を通知し、決議第D/CP.6号に従ってその決定は公表されるものとする。

137 . 登録された事業活動に起因する、登録されたベースラインを下回る水準への排出の削減は、下記の場合のみ発生した後で認証されるものとする。

(a) 〔事業に起因する一定期間の排出削減の認証を [事業の(複数の)参加者が申請][事業の(一つの)参加者が申請] している場合、〕

(b) 〔排出削減 [及びその他の達成度指標] が検証されており、検証報告書が提出されている場合。〕

(c) 関与するすべての締約国〔及び民間の又は公的な組織〕が検証期間中に CDM に参加する適格性を持っていた場合。

## L . 認証排出削減量の発行

(注釈：一部の締約国は、この段階で明らかになる運営組織の不正行為、背任行為或いは不適格の問題に対処する必要があるかも知れないと示唆している。)

138.〔CERs は移転 [できない] [できる]。〕〔一旦発行されたCERs は他の附属書 の締約国又は組織へその指定された排出削減の約束を遵守するために移転することができる。〕

139.〔CERs と附属書 に含まれる締約国の割当量との間にはファンジビリティが [ない] [ある]。CERs と割当量とは異なる概念である。CERs と割当量とは互いに混ぜ合わせることも同化させることもできない。〕〔締約国は、それらの実質的な環境的等価を確保するために COP/MOP によって設定される規則と手続に従って ERUs、CERs、[AAUs] [PAAs] を取引することができる。〕

選択肢 A (140～142 項): (訳注: 原文は (111～113 項))

140.〔事業の参加者 (又はその代理者として指定された運営組織) は理事会に対して、指定された運営組織による認証通知を添付して CERs 発行の申請を提出するものとする。〕

141. 理事会は、〔CDM 事業活動に關与している締約国 [、UNFCCC によって認定されたオブザーバー] [及び民間の及び/又は公的な組織] によって異議申し立てが提起されていないことを条件として〕

(a) 登録された事業に起因する一定期間の〔人為的排出削減〕〔発生源による人為的排出の削減〕〔及び/又は吸収源による人為的除去の強化〕について、CERs を発行するものとする。

(b) CERs に一意のシリアル番号を付与するものとする。

(c) 〔附則 D に従って決定され配分 (distribution) される〕 運営経費に充当するため、また気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応努力に資金援助を行うための〕 収益の一部を差し引いた CERs を、〔事業の参加者〕〔関与する締約国〕の指定する、〔事業の参加者〕〔附属書 に含まれる [及び含まれない] 締約国〕の登録簿口座へ配分 (distribution) するものとする。

142.〔CERs は遵守のためだけに使うことができ、〔バンキング〕することも他の締約国へ販売又は移転することもできない。〕〔CERs は、附属書 B の締約国が現行約束期間又はその後の約束期間における遵守のために使うか、附属書 B の別の締約国へ移転して、当該締約国がその排出抑制の約束の履行に使うことができる。〕

選択肢 B (143 項): (訳注: 原文は (114 項))

143. 理事会の権限に基づいて作業するこの制度の管理者は、CDM 事業活動に基づく CERs の数量の認証を確認する最終 認証報告書を 指定された運営組織から受け取り次第、

- (a) それぞれのCER に一意のシリアル番号を付与する（ものとする）
- (b) 第12条8項に従って運営経費に充当するため、及び適応努力に資金援助を行うための収益の一部を附則Dに従って評価、徴収し、それを該当する口座へ移転する（ものとする）
- (c) CERsを【附属書に含まれる締約国から】（認証報告書に記載されている参加者間の配分（distribution）取決めに基づいて）事業参加者の該当する登録簿へ移転する。関与する締約国が承認した配分（distribution）取決めの規定に基づき、CERsを事業参加者の登録簿口座へ移転する。
- (d) 「収益の一部」を保有する登録簿へCERsを移転する。

附則 X (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)

[「の一部」/補足性]

取得に対する制限

1. 選択肢 1 : 「の一部」という用語を定義しない。

選択肢 21 : 附属書 に含まれる締約国は、第 3 条に基づく義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第 2 条に基づく政策と措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書における報告、詳細レビュー、不遵守の手続の対象となり、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国には第 6、12、17 条に基づくメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する定量的または定性的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢 32 ( ) : 附属書 に含まれる締約国は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせた純取得量について、下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad 5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)

(b) 1994 年から 2002 年までのいずれかの年次における実際の年間排出量の 5 倍と割当量の差の 50%。

但し、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家のレビューを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

選択肢 3 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25~30%を越えてはならない。

選択肢 3 ( ) : 附属書 に含まれる締約国が第 3 条に基づく履行のために使える CERs の全体量は、総割当量の 25%までに限定されるものとする。

選択肢 43 : CDM 事業活動は、先進締約国が排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部を達成するために、当該締約国による国内活動を補足するものでなければならぬ。先進締約国の CDM 事業活動への参加は、第 3 条に基づく約束の履行において、[指定された国内努力を満たすこと] [40%は国内の対策によって達成すること]を条件とす

る。第6、12、17条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする。附属書 に含まれる締約国による CERs の取得の上限は、35%に固定されるものとする。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある。

選択肢5：附属書 に含まれる締約国が抑制と削減の約束を満たすために使用する CERs に、短期的制限を課することができるが、長期的には CERs は自由に利用できる。

**[第4条に関連する問題点]**

2．[第12条に基づく CERs の移転又は取得に関するいかなる制限も、第4条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。]

3．[第12条に基づく CERs の純移転又は取得に関するいかなる制限も、第4条に基づき運営するそれぞれの締約国に適用されるものとする。]

4．[第4条に基づく再割当は、上記...項で述べた制限を考慮して行われるものとする。]

附則 A (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)  
運営組織認定の基準と手続

(注釈：この附則に含まれる以外の基準を更に検討する必要があるかも知れない。)

1. 認定基準は主として下記の問題に対処するものとする。

- (a) 認証手続に関する良好な専門知識、
- (b) 認証手続の適用を立証するための手続の実施、
- (c) 適格性の確認、検証、認証に関連するすべての文書の管理システム、
- (d) 職業的行動規範、異議申し立て、訴訟手続、
- (e) 指定された運営組織の専門知識と適格性、
- (f) 指定された運営組織の独立性と利害対立のないこと、
- (g) [指定された運営組織の保険付保。]

2. 運営組織は、下記の組織上の必要条件を満たすものとする。

(a) 法人(国内法人でも国際法人でもよい)であり、その身分を立証する文書を[認定機関へ]提出できる。

(b) 責任能力を持つ上級管理者のもとで、[適格性の確認][登録]、検証、認証に関連する作業の種類、範囲、量について必要とされる能力を持つ人員を十分に雇用している。

(c) その活動に必要とされる資金的安定性と資源を確保している。

(d) その活動に起因する法的及び資金的責任をカバーするに十分な用意がある。

(e) 主として組織内における責任分担の手続及び訴訟に対処する手続など、その機能を遂行するための社内手続を文書化しており、それら手続を公表できる。

(f) 本決議及び関連する[COP][COP/MOP]の決議で規定される職務を遂行するのに必要な専門知識を持っており、特に下記に関する知識と理解が十分である。

( ) CDM の運営、COP 及び COP/MOP の関連決議、及び理事会が発表する関連手引きの運用に関する規則、方法、手続及び指針。

( ) CDM 事業としての [適格性の確認][登録]、検証、認証に関連する環境問題。

( ) ベースラインの設定、排出のモニタリング、その他の環境影響に関する専門知識を含む環境問題に関連する CDM 事業の技術的状況。

( ) 関連する環境検査の必要条件と方法論。

( ) [持続可能な開発の規準と実施。]

( ) 発生源による GHG 排出量及び / 又は吸収源による人為的除去の強化の計算方法。

( ) ...

(g) [適格性の確認][登録]、検証、認証に関する経営の見直しと判断を含めて、組

織の機能の達成度と実施について全体的な責任を負う経営構造がある。運営組織の候補者は〔認定機関〕へ下記を提出するものとする。

- ( ) 上級管理者、重役、上級役員、その他人員の氏名、資格、経験、権限。
- ( ) 権限、責任、職務の割当について上級管理者からのラインを示す組織図。
- ( ) 経営の見直しに関する方針と手続。
- ( ) 文書管理を含む運営手続。
- ( ) 適格性の確認、検証、認証の職務に関する能力を確保し、その達成度を監視するための、運営組織の人員の訓練と育成に関する方針と手続。
- ( ) 訴訟、異議申し立て、紛争に対処するための手続。

3. 指定された運営組織としての職務にそぐわない違法行為、不正行為及び/又はその他について未解決の問題はない。

4. 運営組織の候補者は、下記の運営上の必要条件を満たすものとする。

(a) 国内当局の監督のもとで、下記を含めて信憑性が高く、偏らず、非差別的で、透明性の高い方法で作業する。

- ( ) 作業の不偏性を確保する規定を含めて、不偏性を保護するための文書化された仕組み。この仕組みは、CDM 事業の立案に大きな関心を持つすべての利害関係者が有意義に参加できるものでなければならない。

- ( ) [より大きな組織の一部となっており、当該組織の別の部分が CDM 事業の発掘、立案又は資金供与に関与している又は関与する可能性がある場合、運営組織の候補者は、

認定機関に対して当該組織が実施している或いは実施する可能性のあるすべての CDM 活動について報告し、当該組織のどの部分がどの CDM 活動に関与しているかを示すものとする。

〔認定機関〕に対して当該組織の他の部分との関連性を明確に示し、利害の対立がないことを明確に立証するものとする。

〔認定機関〕に対して、運営組織としてのその職務と他の職務との間に現在も将来も利害の対立がないことを明確に立証し、また不偏性を犯す危険性を最小限にするためにどのように事業を管理しているかを立証するものとする。この立証は、運営組織の内部に起因するものであれ、関連組織の活動に起因するものであれ、考えられるあらゆる利害対立の発生源を対象とするものとする。

〔認定機関〕に対して、運営組織もその上級管理者とスタッフも、その判断に影響を与える或いはその活動に関連する判断の不偏性と完全性に対

する信頼感を損なうような取引関連、資金関連、その他の訴訟と無関係であり、またこの点について適用されるいかなる規則も遵守していることを立証するものとする。

[[認定機関] に対して、その活動の運営について NGO を含む組織体又は他の当事者による訴訟、異議申し立て、紛争を解決する方針と手続を持っていることを立証するものとする。]]

(b) CDM 事業への参加者から入手する情報の機密性を保護し、この点について COP/MOP が設定する手続に準拠するための適切な取組をしている。COP/MOP の決議に含まれる手続又は法律によって義務づけられるものを除いて、CDM 事業への参加者から入手し、特許又は機密と記されている、他の場合であれば公表されない情報を、情報提供者の書面による同意なしに開示しないものとする。排出の追加性を判定するために使われる排出データ或いはその他のデータは機密とは見なされないものとする。

(c) [適格性の確認][登録]、検証又は認証の作業を外部の組織又は人物へ下請けに出す場合、運営組織は、

- ( ) これら下請け作業について全面的に責任を負い、確認/認証の付与又は撤回に対するその責任を維持するものとする。
- ( ) 下請け作業について適正に文書化された取決めを作成するものとする。
- ( ) 下請けの組織又は人物に対して、特に守秘義務と利害の対立について十分な能力を持たせ、本決議の該当する諸規定を遵守させるようにするものとする。
- ( ) 下請け業者を使用することを理事会へ報告するものとする。

附則 B (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)  
[[UNFCCC] クリーン開発メカニズム参照マニュアル]

1. **選択肢 1** : [[UNFCCC] の CDM 参照マニュアルは、本文書に含まれる規定と指針を [反映させ][含め]、また COP/MOP [及び理事会] による決議を考慮して理事会が継続的に更新するものとする。このマニュアルは下記を考慮に入れるものとする。

(a) 事業の提出物と他の組織から提出された運営組織の勧告に対応する、新規の及び改訂されたベースラインとモニタリング方法の承認。

(b) [ 適宜専門知識を持つ組織を利用する理事会による研究開発。]

(c) 他の情報源からのインプット。]

**選択肢 2** : この附則 B とその附属書には、決議第 / [CMP.1] 号の附属書で規定される「クリーン開発メカニズムに関する方法と手続」の管理を容易にするための諸規定が含まれる。

2. [ 理事会は、主として下記に関連する COP/MOP 及び理事会の決議に基づく電子書式及び印刷物による [UNFCCC] の CDM 参照マニュアルを発行し、維持し、公表するものとする。][ 理事会は下記に関する決議を COP/MOP へ定期的に勧告することができる。]

**選択肢 A ((a) ~ (f) 項):**

(a) **ベースライン設定方法**

( ) [ 新規の ][ その種のものとしては初めての ] ベースライン設定方法に関する COP/MOP の必要条件、

( ) 承認されたベースライン設定方法。

(b) **適格性の規準**

( ) 追加性、

( ) 「事業の種類」、

( ) その他。

(c) **モニタリング**

( ) [ 新規の ][ その種のものとしては初めての ] モニタリング方法に関する COP/MOP の必要条件、

( ) 承認されたモニタリング方法。

(d) **事業設計文書 (本附則 B の附属書も参照のこと)**

(e) [ 認定機関 ] の必要条件

(f) **運営組織の必要条件**

選択肢 B (a) ~ (j) 項):

- (a) 事業固有のベースライン計算方法を裏付けるために必要な情報。
- (b) [標準化された][複数事業の]ベースラインに関するそれぞれの承認された設定方法  
方法  
または下記を含むベースライン設定方法に関する情報、
  - ( ) 事業が該当する場合に[標準化された][複数事業の]ベースラインを使用する  
適格性を満たすための規準(例えば、技術、所属分野、地理的地域)
  - ( ) クレジット期間、
  - ( ) 承認されたベースライン計算方法、
  - ( ) ベースライン設定方法が事業境界について起こり得る問題に対処する方法。こ  
れには[可能であれば標準的な漏出補正係数とその適用ルール][漏出による  
予想排出削減の変化を測定、対処及び/又は計算するために適用される措置]  
を含める。
- (c) 事業設計文書のフォーマット(本附則の附属書参照)
- (d) 承認されたベースライン設定方法を適用するのに必要な他の情報、
- (e) [各種事業に関するモニタリングの指針、及び各モニタリング方法に関するグッ  
ドプラクティスの基準、]
- (f) [...項に基づき、事業の継続期間を判定するため、及び事業を通じて隔離された  
炭素の一部又は全部が放出される可能性に対処するための承認された方法、]
- (g) [事業の種類ごとの統一報告フォーマット。必要に応じてデータと報告方法に関  
する個々の必要条件を加える、]
- (h) [事業が附属書 に含まれない締約国の持続可能な開発の達成を支援するかどう  
かの判断規準、]
- (i) [[感度分析の使い方に関する手引き、]]
- (j) 事業の種類ごとの、ベースライン決定のためのベストプラクティスの例。

3. [事業の開発者と指定された運営組織は、決議[第 B/CP.6 号]に従って、[UNFCCC  
参照マニュアル]に含まれるベースライン設定に関する指針を使用するものとする。この  
指針に従って、事業の開発者と指定された運営組織は当該指針に含まれる各種の方法を使  
うことができ、入手可能なデータ次第で最も正確な推定値を生成すると判断される方法を  
優先的に選べる。また、事業の開発者はこの指針に従って、事業の状況をもっとよく反映  
できると判断される別の方法を使うこともできる。但し、その方法はこの指針と整合性を  
持ち、適切に文書化されていないといけない。]

## 附則 B (UNFCCC の CDM 参照マニュアル) の附属書

### 事業設計文書

1. [ 適格性の確認を受ける ] [ 登録される ] 事業活動は、[ 関与する各締約国 ] [ ホスト締約国 ] によって承認され、指定された運営組織へ提出される事業設計文書の中で詳細に説明されるものとする。

(注釈：この 1 項は 3 項を合体できる。)

2. 事業設計文書の中のベースラインに関する部分によって、事業の [ 適格性確認者 ] [ 登録者 ] は選択されたベースラインについて完全に理解できるものとする。

3. 事業設計文書の内容と仕組みには下記を含めるものとする **事業活動は事業設計文書の中で詳細に説明され、下記を含めるものとする。**

(a) [ 関与する各締約国 ] [ ホスト締約国 ] の指定された CDM 担当国内当局からの、持続可能な開発との関連を含めて提案された **事業活動** を正式に受け入れる旨の書状。 **ホスト締約国の書状では、当該事業が当該受入国の持続可能な開発の達成 [ をどのように支援するか ] [ を支援すること ] を述べるものとする。**

(b) **事業の目的と枠組みに関する簡単な、客観的で技術に偏らない要約。**

(c) **事業の説明、**

( ) **事業の目的、**

( ) [ **政策的及び制度的枠組み、**

**関連部門に関する受入国の政策的基準に言及すること、**

**ホスト国の法的枠組みとその実施の程度に言及すること、**

**事業の設計と実施に関与する社会的行為者、]**

( ) **事業の技術的説明、及び技術選択の実行可能性を含めた技術移転の説明、**

( ) **事業の立地場所とその地域に関する情報、**

( ) **事業の境界に関する簡単な説明 (地理的に)、**

( ) **ベースライン並びに CDM 事業活動の将来の推移に影響を与える主要なパラメーター、**

( ) [ **任意：社会経済的観点、**

**事業がホスト締約国及び / 又は事業が実施される特定の地域の社会経済的状况に与える影響、**

**事業がその境界外の影響地域へ与える社会経済的影響、**

**事業の実施と職務が与える追加的な (間接的な) 影響。]**

(d) **アジェンダ 21 及び関連する多国間環境取決めで定義される持続可能な開発への貢献度、**

- (e) 提案されるベースライン設定方法、
- ( ) 選定されたベースライン計算方法の説明。( [標準化された] [複数事業の] ベースラインの場合は UNFCCC の CDM 参照マニュアルの該当する項を示す )
  - ( ) 提案されるベースライン設定方法の適切性の正当化、
  - ( ) 提案されるクレジット期間の正当化、
  - ( ) 事業の推定運営寿命、
  - ( ) 承認された [標準化された] [複数事業の] ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報、
  - ( ) ベースラインの推定で使われた主要なパラメーターと仮定の説明、
  - ( ) 事業の参加者は国内政策 (特にエネルギー補助金、森林伐採に対する補助金など歪曲的な政策) がどの程度ベースラインの決定に影響を与えているかを論議する必要がある。ベースラインの決定に使われるデータは、入手可能な最高の品質のものでなければならない。
  - ( ) 排出 [及び / 又は除去] に関する歴史的データの変数、使用したパラメーターなどベースライン排出量 [及び / 又は除去量] を計算するのに使用したデータソース、
  - ( ) 該当する場合は、当該活動の過去の排出量 [及び / 又は除去量]、
  - ( ) 事業の寿命期間中における年間ベースライン排出量と排出削減量の予測、
  - (xi) [感度分析、]
  - (xii) 不確実性 [(該当する場合は数量的問題など)]:
    - データ、
    - 仮定、
    - 主要な要素、
    - その他、
  - (xiii) [事業の境界線] [ベースライン設定方法が潜在的な事業境界の問題をどのように扱っているか]、国内及び国内地域内における損失及び漏出の計算方法とその責任の評価、
  - (xiv) [新しい] [その種のものとしては初めての] ベースライン設定方法の場合は、提案するベースライン設定方法の長所と欠点を説明する、
  - (xv) 事業に関連するその他の環境的影響。
- (f) 69 項に基づいて要求されている社会的影響を含めて環境影響評価の要約に関するすべての情報。
- (g) 提案するベースライン設定方法に関する結論、
  - (h) [[隔離に関する事業] [に加えて、土地利用、土地利用の変化及び林業の事業の場合] 事業の参加者が吸収源事業によるクレジットをどのように確保するか]の説明が、温

室効果ガスの除去の強化及び / 又は排出の回避に実質的、測定可能かつ長期的な便益に反映されることになる。この目的のために、事業設計文書には下記を含めるものとする。

- ( ) 炭素が隔離されているであろう期間の提案。
- ( ) 事業によって隔離された炭素の一部又は全部が、上記( ) による期間より前に放出される可能性への対処方法。例えば、指定された期間より前に放出される炭素を埋め合わせる方法、或いは当該事業の継続期間中に CERs の発行率を調整する方法など、及び
- ( ) 炭素隔離の潜在的可逆性に対処する方法。]
- (i) [ 経済及び資金に関する情報 :
  - ( ) 資金供与の出所と、資金供与が追加的なものであるという証拠、
  - ( ) [ 財務分析と経済分析 ( 内部収益率、積立準備金、資金のフロー ) ]、
  - ( ) [ 事業の実施と寿命期間中のメンテナンスに関するコストの推定 ]、
- (j) 選択肢 1 : 追加性 : 当該事業活動が CDM の追加性の資格をどのように満たすかの説明。  
選択肢 2 : 事業の追加性
  - ( ) 国際的及び公的資金を含む財源。
  - ( ) 経済的及び資金的評価、
  - ( ) 技術的評価、
- (k) [ 必要な場合に、資金確保への支援の要請、 ]
- (l) その他の情報 :
  - ( ) 現地の利害関係者による観測及び / 又は提案に関するコメント、及びそれら利害関係者の関与に関する説明。( 訳注 : 原文は( ) )
  - ( ) 該当する場合は、他の環境関連取決めへの貢献 ( 例えば、生物多様性や砂漠化に関するものなど ) ( 訳注 : 原文は( ) )
- (m) モニタリング計画 :
  - ( ) 事業境界線の内と外における事業の達成度指標、
  - ( ) 事業の達成度指標とデータの質の評価に必要なデータ、
  - ( ) データの収集とモニタリングで使われる方法、
  - ( ) 提案されるモニタリング方法の精度、比較可能性、完全性、有効性の評価、
  - ( ) モニタリング方法、記録、報告に関する品質保証と品質管理の規定、
  - ( ) 排出削減量 [ 又は除去量 ] を計算するためのモニタリング・データの使用法に関する説明、
- (n) [ ベースライン、監視された排出量及び / 又は除去量、及びその他関連パラメータを含む、事業境界内で発生する追加的削減及び / 又は除去を定期的に計算する方式案 ] [ 削減された [ 又は除去された ] 排出量の計算と下記の文書化 ]:

- ( ) 事業境界内で当該事業活動による、有意かつ妥当に判断できる排出量 [ 及び除去量 ]
- ( ) 事業境界の外だが参照シナリオの地理的地域内における、当該事業活動によるものと妥当に判断できる [ 有意な ] 排出量 [ 及び除去量 ]
- ( ) 上記(a) と(b) の合計排出量と除去量。
- ( ) 参照シナリオの地理的地域内で、承認された方法を使って計算される、当該事業活動によるものと妥当に判断できる合計排出量 [ 及び除去量 ] と該当するベースライン設定方法による排出量との比較。
- ( ) 基準シナリオの地理的地域の外だが、当該事業活動によるものと妥当に判断できる [ 有意な ] 排出量及び除去量の変化を説明するために、事務局が要求する追加の要素。
- ( ) 一定期間中に削減された排出量。

(o) 参考事項。

(注釈 : [ 標準化された ] [ 複数事業の ] ベースラインを使う事業に特有の要素を明らかにするには、さらなる検討が必要である。)

4 . 理事会は主として下記の規定を含めて、事業設計文書の情報を完全なものとするための指針を承認するものとする。

(p) ベースライン排出量と実際の排出量、[ 人為的吸収源によるベースライン除去量と人為的吸収源による実際の除去量、] 漏出量及び排出削減量は、決議第 2/CP.3 号によって定められ、その後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャル (GWP) の数値を使って計算される CO<sub>2</sub> 換算排出量 1 トンの単位で表すものとする。

(q) ベースライン推定値の排出 [ 又は除去 ] 水準は、使用される方法に従って個別の活動に仕分けられるものとする。事業設計文書は、ベースラインの推定で使われた集合化の水準に従って事業のベースライン推定値に含まれる個々の削減活動について、分解された活動データと排出 [ 及び / 又は除去 ] 係数を提示するものとする。

(r) 事業の参加者は、国内政策 ( 特にエネルギー補助金、森林伐採に対する補助金など歪曲的な政策 ) がどの程度ベースラインの決定に影響を与えているかを論議する必要がある。ベースラインの決定に使われるデータは、入手可能な最高の品質のものでなければならない。

## 附則 C (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)

### 締約国による報告

(注釈：この附則はすべてのメカニズムに関するものであり、従って各メカニズムの決議で反復される。これは第 7 条に基づいて採択される指針に組み込むこともできる。)

1. 第 7 条 [ 及び第 5 条 2 項 ] に基づく指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は発生源による人為的排出量及び吸収源による人為的除去量の年間目録に下記の情報を組み込むものとする。

(a) 当該年次の [ 開始時 ] [ 終了時 ] のその登録簿における ERUs<sup>7</sup>、CERs、及び [ AAUs ] [ PAAs ]<sup>8</sup> の保有状況 ( シリアル番号で示す )

(b) 当該年次の登録簿における最初の ERUs の移転及び CERs と [ AAUs ] [ PAAs ] の発行 ( シリアル番号と取引番号によって示す )

(c) 当該年次の登録簿における ERUs [、CERs ] 及び [ AAUs ] [ PAAs ] の移転と取得 ( シリアル番号と取引番号によって示す )

(d) 当該年次における登録簿からの ERUs、CERs 及び [ AAUs ] [ PAAs ] の償却 ( シリアル番号と取引番号によって示す )

(e) 以後の約束期間のためにバンキングされる ERUs、CERs 及び [ AAUs ] [ PAAs ] ( シリアル番号で示す )

(f) 第 6、12、17 条に基づくメカニズムへの参加を認可又は承認されている、当該締約国の管轄区域内の居住者である法人、民間の及び公的な組織の名称と連絡先について最新の情報をダウンロードできるインターネットの URL。

2. [ 第 7 条の指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は下記に関する情報をその国別報告書に組み込むものとする。

(a) 第 6 条と第 12 条に基づく事業活動、

(b) その CDM 事業活動が、附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に貢献するのをどの程度支援しているか、 ]

(c) 取得した CERs が第 3 条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の達成に対して予想される貢献度及び国内対策の予想される貢献度に関する推定。

3. 附属書 に含まれない締約国は、受け入れている CDM 事業活動について条約第 12

<sup>7</sup> 「排出削減単位」( ERU ) は決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

<sup>8</sup> [「割当量単位 ( AAU )」][「割当量の一部 ( PAA )」] は決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

条に基づく報告の約束の枠内で報告するものとする。[この報告には附属書に含まれる締約国が第3条に基づく約束を達成するのを、どのように支援したかを含めるものとする。]

附則D（クリーン開発メカニズムに関する決議第B/CP.6号附属書に対する）

「収益の一部」の決定と配分（distribution）

1. 運営経費に充当するために使われる「収益の一部」は理事会がこの目的のために保有するものとする。収益の一部の残る金額は附属書の附則Dで定義される「適応基金」へ割り当てられ、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化努力に資金援助を行うために使われるものとする。収益の一部は下記の諸規定又はCOP/MOPによって採択されるそれらの後継規定に従って定義されるものとする。即ち、

(a) 「収益の一部」は下記のように定義される。

選択肢1：ある事業活動に対して発行されるCERsの[件数][金額]の一定比率。

選択肢21：ある事業活動に参加している附属書に含まれる締約国へ発行されるCERsの[件数][金額]の[一定比率][x%]

選択肢3：当該CDM事業[活動]の価値の[一定比率][\_%][これによって、運営経費と適応基金への拠出金は初めから確保される。]

選択肢42：附属書に含まれる締約国が附属書に含まれない締約国における事業活動を通じて温室効果ガスの排出を削減する際に発生するコストと、当該事業活動へ資金供与を行う附属書に含まれる締約国自体で温室効果ガス排出削減活動を行うとした場合に附属書に含まれる当該締約国で発生するであろうコストとの差[のx%]

選択肢5：あるCDM事業に参加している附属書に含まれる締約国が取得する当該事業のCERsの金額を根拠に賦課され、附属書に含まれる当該締約国が支払わなければならない課徴金。

(b) 「収益の一部」の水準は\_%とする。

2. 選択肢1：運営経費に充当するために使われる収益の一部は、その金額の[10][y]%を上回らないものとし、この目的のために理事会事務局が保持している口座へ移転されるものとする。収益の一部の[20%][残る金額]は、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化のコストの支払援助のために使われ、COP/MOPが設置する適応基金によってこの目的のために保持される口座へ移転されるものとする。[30%は、当該事業活動のホスト締約国が持続可能な開発の目標を達成するのを支援するために提供されるものとする。]

選択肢2：「収益の一部」の金額の10%は運営経費に、20%は適応基金に、30%は当該事業活動のホスト締約国がその持続可能な開発の目標達成を支援するために、それぞれ使われるものとする。

3. COP/MOPは本附則に含まれる収益の一部に関する決定及び/又は配分(distribution)の改訂を決議できる。

[ 附則 E ( クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する )  
適応基金に関する決議第 X/CP.6 号

**締約国会議は、**

**条約第 4 条 1 項 e) と 4 項及び第 10 条 1 項 b を念頭に置き、**

**また、決議第 11/CP.1 号及び第 2/CP.4 号の諸規定も念頭に置き、**

1 . 選択肢 1 : [ 第 6 条<sup>9</sup> 及び ] クリーン開発メカニズムに基づく事業活動から [ 及び第 17 条に基づく取引から ] の収益の一部を、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国<sup>10</sup> の適応化のコストの支払援助のために使えるように、適応化の事業と対策へ資金的支援を配分 ( distribution ) するための適応基金を設置することを決議する。

選択肢 2 : 条約第 4 条 8 項に記載されているように、特に脆弱な発展途上の締約国が適応化のコストの支払援助のための適応基金を設置することを決議する。この適応基金は、第 6 条に基づく事業活動、第 12 条に基づき認証された事業活動、及び第 17 条に基づく割当の一部の移転と取得、による収益の一部を根拠にするものとする。

2 . 更に、この適応基金は [ [ 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が定める ] 既存の機関 ] [ 条約の資金的メカニズムの運営を委任される組織 ] によって管理されることを決議する。

3 . 選択肢 1 : また、附属書 に含まれない締約国は、資金援助を必要とするその適応化の事業と対策について適応基金へ提案書を提出すべきことを決議する。

選択肢 2 : また、附属書 に含まれない締約国は、[ 適応化事業明確化プロセスに従って ] 資金供与を必要とする適応化事業を明確にし、適応基金へ資金援助の申請書を提出すべきことを決議する。

4 . [ 更に、適応基金から適応化事業への資金供与は、条約に基づいて行われている適応化に関する作業と整合性を持たせるべきことを決議する。 ] 附属書 に含まれない締約国は、これら活動を実行できるようにあらゆる段階で能力向上の支援を受けるものとする。

5 . また、適応基金から資金援助を受ける適応化の事業と対策は、

( a ) ある地域における脆弱な国に共通の必要性及びその地域の各事業間で必要とされる相互補完関係を考慮して、国が推進し、

( b ) 関係締約国の持続可能な開発のための国家戦略及び優先課題と適合性を持ち、締約国の国別報告書で見いだされた具体的な脆弱性に対して [ 、条約に基づく適応化関連作業と整合した方法で ] 対処し、

<sup>9</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

<sup>10</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

(c) 持続可能な開発のための国際的取決め及び国際的に合意された行動計画と整合性を保ち、

(d) 社会的及び環境的影響評価の対象となり、

(e) 決議第11/CP.1号1(d)( )項及び( )項(FCCC/CP/1995/7/Add.1)を考慮に入れて立案され、

(f) 費用効果的な方法で実施され、

(g) クリーン開発メカニズムの事業と同じ水準のモニタリングと報告の対象となるものとするを決議する。

6. また、森林に炭素貯蔵庫を維持することを目標とする適応化事業も適応基金から資金援助を受けることができることを決議する。これら事業は高い優先順位を与えられ、**附属書**に含まれない締約国の国別報告書の情報を手引きとし、下記の活動に限定されるものとする。

(a) 自然林の保全、及び

(b) 危機に瀕した保護地区の保護。

7. 更に、適応基金が資金援助を行う適応化の事業と対策は、主として京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議によって設定され管理され、[適応化の事業と対策][気候変動の有害な影響を特に受けやすい**附属書**に含まれない締約国]に優先権を与える「脆弱性指標」に従い、また[気候変動の有害な影響を特に受けやすいことに加えて、クリーン開発メカニズムに基づく認証排出削減量を生み出している**附属書**に含まれない締約国を更に優先して]選定することを決議する。

(注釈：適応基金の管理と配分(distribution)については更に洗練化が必要であり、また京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による追加の決議を必要とする。)]

## 【 . 決議第B/CP.6号に対する附属書1

### 京都議定書第12条で定義されたクリーン開発メカニズム に関する方法と手続

#### A . ベースラインに関する指針設定のための参照事項

1 . [IPCC ][ 理事会の指導を受ける専門家 ] は、CDM 事業に関するベースライン設定のための指針を作成するに当たって、主として下記の参照事項を手引きとするものとする。

目的 :

2 . ベースライン設定に関する指針の目的は、下記のために事業ベースの活動に関するベースライン設定方法について手引きを提供することにある。

(a) 理事会によって承認され、クリーン開発基金のための方法と手続に関する決議案 [ 第 /CMP.1 号 ] 附属書のベースラインに関するあらゆる項目に含まれている、すべてのベースライン設定方法を調和させ、更に推敲し、拡張し、整合性を持たせる。

(b) 事業の開発者が客観的で透明性の高い、また信頼性の高い方法で、ベースラインを立案できるようにする。また、

(c) OEs がベースラインを整合性のある透明性の高い方法でチェックするための指針となる。

内容 :

3 . 手引きは下記の分野を対象とする。

(a) 相互に明確に区別でき、ベースライン設定方法について共通の特徴を示す事業分類 (例えば、部門、技術、地理的分野による) の定義。

(b) 最も正確なベースラインを設定できる可能性の高い方法。方法に関する手引きは、区別された事業分類について、データの入手性を考慮した集合化の水準、地理的分野及びデータの入手性に関する手引きを含めて、事業固有の及び複数事業のベースラインを対象とする必要がある。

(c) 将来の動的変化を考慮に入れた上で、最も現実的かつ最も可能性の高いシナリオを実現するため、方法の選択の手引きとなる意思決定系統図及びその他の方法論的手段。

(d) 良好な正確度を保てる手法の標準化の可能性範囲。可能かつ適切であれば、常に標準化されたパラメーターを作成する必要がある。高度に標準化されたベースラインを採用している事業からの排出削減を過大評価しないように、標準化は控え目に行う必要がある。

(e) 事業境界内に含めるべき温室効果ガスを勘案した事業境界の決定。漏出との関連性、及び漏出水準の事後的評価を可能とする適切な事業境界と指標の設定に関する勧告。

(f) 事業のクレジット寿命。

(g) データの選択（国際的、省略時、国内的）及び測定すべき指標を含むデータ収集。推定と不確実性の扱いに関する助言。

(h) 部門別改革活動、現地の燃料の入手性、電力部門の拡張計画、事業分野の経済情勢を中心として、関連する国内政策、国又は地域に固有の状況を組み込むこと。】

.....

### 第三部：京都議定書第17条

#### .[決議案[第C/CP.6号]: 排出量取引に関する原則、方法、規則、指針

#### 締約国会議は、

京都議定書第17条を想起し、

**決議第1/CP.3号、特にその5項b)を想起し、**

また、主として京都議定書第17条に基づく排出量取引の検証、報告及び説明責任に関する原則、方法、規則、指針について、適宜「京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会合に対する勧告も含めて、その第6回会合において京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、クリーン開発メカニズムを中心とするこれらメカニズムに関して実施される作業計画を定めたその決議第7/CP.4号も想起し、

**また、その決議第8/CP.4号も想起し、**

更に、その決議第14/CP.5号も想起し、

**京都議定書第3条と第17条に含まれる諸規定を考慮に入れ、[また、本決議附属書の附則Xに含まれる諸規定も反映し]**

第17条<sup>1</sup>に従って、附属書Bに含まれる締約国<sup>2</sup>が第3条に基づくその約束を履行する目的で排出量取引に参加できること、及びこれらいかなる取引も第3条に基づき[また本決議附属書に対する附則Xに含まれる諸規定を反映して]排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成することを目的とする国内の行動を補足するものであることを念頭に置き、

また、[第3条10項及び11項][京都議定書第3条10項に従って、一の締約国が他の締約国から第6条又は第17条の規定に基づき取得するいかなる排出削減単位又はいかなる割当量の一部も、取得する締約国の割当量に追加されること、及び京都議定書第3条11項に従って、一の締約国が他の締約国に対して第6条又は第17条の規定に基づき移転するいかなる排出削減単位又はいかなる割当量の一部も、移転する締約国の割当量から差し引かれること]を念頭に置き、

更に、京都議定書第3条と第17条に含まれる諸規定は、それに従って一の締約国が他の締約国へ移転するいかなる割当量の一部も移転する締約国の割当量から差し引かれ、一の締約国が他の締約国から取得するいかなる割当量の一部も取得する締約国の割当量に追加されるが、これらいかなる移転或いは取得も締約国が附属書Bに登録された排出の抑制

<sup>1</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

<sup>2</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

及び削減に関する数量化された約束に従ってその割当量を変更することなく、第3条による排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の遵守に寄与させる目的でのみ行われると規定していることを念頭に置き、

この議定書は附属書Bに含まれる締約国に対して第6、12、17条に基づきいかなる種類の排出についても何の権利、所有権、又は資格も作り出す或いは付与するものではなく、また第17条に基づく排出量取引は第3条に基づく約束の達成を目的として割当量の一部の移転及び取得を計上するためだけであることを認識して、

排出量取引の目的を達成するための行動において、締約国は条約第3条、特に下記の事項を指針とすることを確認し、即ち、

[ 衡平性：先進締約国と発展途上の締約国との間の衡平性には、発展途上の締約国の人口一人当たりの温室効果ガス排出量に関する衡平性が含まれ、発展途上国の人口一人当たりの排出量が依然として相対的に少ないこと、及び世界の排出量に占める発展途上国のシェアがその社会的及び開発的ニーズを満たすために増大するであろうことを考慮し、またこれら締約国の最大かつ最重要の優先課題は経済的及び社会的開発と貧困の根絶であることを十分勘案し、一方附属書Bに含まれる締約国は先進締約国と発展途上の締約国との間の人口一人当たり排出量の不衡平性を軽減する観点から、国内における政策と措置を通じて排出水準を引き下げること为目标として、引き続きその排出量を抑制し削減することを確認するものである。]

先進国と発展途上国の間の衡平性は、発展途上の締約国の人口一人当たり排出量に関する公正な権利についての衡平性で、発展途上国の人口一人当たりの排出量が依然として相対的に少ないこと、及び世界の排出量に占める発展途上国のシェアがその社会的及び開発的ニーズを満たすために増大するであろうことを考慮し、またこれら締約国の最大かつ最重要の優先課題は経済的及び社会的開発と貧困の根絶であることを十分勘案し、一方先進締約国は先進締約国と発展途上の締約国との間の人口一人当たり排出量の不衡平性を軽減する観点から、国内における政策と措置を通じて排出水準を引き下げること为目标として、引き続きその排出量を抑制し削減することを確認するものである。

[ 議定書は条約附属書及び附属書Bに含まれる締約国に対していかなる権利、所有権又は資格も作り出し或いは付与しておらず、また国際的な市場制度又は市場体制も作り出していないことを認識して、]

[ 排出量取引は、附属書Bに含まれる締約国が第3条に基づくその約束を達成するために、それら締約国の間で割当量の一部の移転と取得を計上するためだけのものである。]  
透明性。

[ 気候変動への有効性：気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能かつ長期的な利益を達成するものとする。][ 全体的な排出削減量は、他の場合より少なくてはならない。]

ファンジビリティ/ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位[、認証排出削減

量]及び[割当量単位]を[同等な環境の有効性を確保する目的で京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が設定する規則と手続きに従って取引すること]ができる][はできない]

1. 上記の諸原則及び本決議の附属書に含まれる[京都議定書第17条に基づく]排出量取引に関する[検証、報告及び説明責任を中心とする]方法、規則及び指針を採択することを決議する。

2. [更に、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、排出量取引に参加している締約国が報告した割当量の一部の取得及び移転を承認又は却下する権限を持つことを決議する。]

3. 関係締約国に対して、附属書に含まれる移行期経済の締約国の排出量取引への参加を容易にするように要請する。

4. [第12条8項に従って使われる「収益の一部」は第17条の取引にも適用されて[yのx%]とし、そのうち運営経費に割り当てられるのは[z%未満]適応基金<sup>3</sup>に割り当てられるのは[100-z%以上]とすることを決議する。適応化コストの支払援助を行うための「収益の一部」は、条約及び議定書の他の規定に基づく適応化活動に対する附属書に含まれる締約国による資金供与に追加されるものでなければならない。]

5. [また、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に代わって理事的職務を行う権限を付与される機関は、(締約国会議のビューローなど)締約国の慣行によって設定された独自の代表制のバランスを反映させた理事構成にするものとするを決議する。]

6. 下記を念頭に置いて、[排出量取引制度][第17条に基づく排出量取引]の運営の基準となる方法、規則及び指針を見直すこと、[及び締約国の関連する経験を考慮に入れて、将来これら方法、規則及び指針の改訂を検討できること][及び附属書に含まれる方法、規則、指針を将来改訂する場合は、**コンセンサスを得た上で、締約国の関連する経験を考慮に入れて行うこと]**を決議する。即ち、

(a) **最初のレビューは第一回調整期間終了から1年後の[2005年][2012年][2013年][2016年]以前に行われるものとする。**

(b) その後の改訂は[それ以降定期的に][3年間隔又は...の要請があり次第]行われるものとする。

(c) [方法、規則、指針の変更は、それらが採択された約束期間の次の期間に発効[するものとする][させることができる]。]

---

<sup>3</sup> 適応基金は、気候変動の有害な影響及び/又は第6条と第17条に基づく対応策実施の影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化コストの支払援助を行うために設置されるものとする。

7 .[ 条約の事務局に対して ] 本決議の附属書に含まれる、それに割り当てられた職務を遂行し<sup>4</sup>、特に第 17 条に基づく排出量取引に参加する適格性を [ 持たない ] [ 持たないと判定された ] 締約国の公表可能なリストを維持することを要請する。

8 .[ 締約国会議が [ その第\_\_回会合で ] 下記の決議を行うように要請する。即ち、

- (a) 民間部門の組織を含む検証組織及び検査組織の役割を定める。
- (b) 法人を対象とする国内の割当と説明責任の手続に関する指針を発表する。
- (c) 競争の歪曲の可能性を追跡し、指針に標準的検査を含める。]]

---

<sup>4</sup> 運用に関するこの項の資源関係への影響を明確にする必要がある。

・ 附属書：排出量取引に関する方法、規則及び指針

〔選択肢 1 :

定義

1 . 本附属書において、

- (a) 「締約国」とは、別途指定がない限り本議定書の締約国を意味する。
- (b) 「議定書」とは、国連気候変動枠組条約の京都議定書を意味する。
- (c) 「条」とは、別途指定がない限り議定書の条項を意味する。
- (d) 「割当量」には、AAUs、CERs、及びERUsが含まれる。
- (e) 「割当量単位」(AAUs) は、第3条7、8項〔第3条3、4項〕に基づいて算定される単位で、各単位は決議第2/CP.3号で定義された、又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って算定される、二酸化炭素相当量1メートルトンに等しい。
- (f) 「排出削減単位」(ERU) は、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って算定される、二酸化炭素相当量1メートルトンに等しい。
- (g) 「認証排出削減量」(CER) は、第12条とそれに基づく必要条件に従い発行される単位で、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って算定される、二酸化炭素相当量1メートルトンに等しい。

選択肢 2 : (注釈：本項は必要がない。)

(注釈：以下の段落は参加に関するものである。)

選択肢 A (2 ~ 4 段落):

2 . 条約の附属書 及び議定書の附属書 B に含まれる締約国は、下記の場合に第17条に基づく排出量取引に参加することができる。

(a) 議定書を批准している。附属書 B に含まれる締約国は約束の達成において、国内の政策及び措置を通じて排出量を抑制及び削減に関する約束を越えて抑制又は削減しており、そのために使用しなかった割当量の一部を、割当量を超える国内の排出量分を相殺するために割当量の一部を取得しようとしている別の附属書 B に含まれる締約国に移転できる場合、当該割当量の一部を当該締約国へ移転することができる。

(b) 〔[排出目録と割当量の説明に関する] 議定書第 [3、] 5、7条 [と条約第12条] に基づく約束 [並びに排出量取引について設定される規則と指針及び議定書のその他関連規定] に [準拠している] [対する不遵守を立証されていない]。〕

(c) 選択肢 1 : 〔[COP/MOP によって採択される遵守制度に拘束されており]、第 17

条に基づく排出量取引への参加から、その手続とメカニズム [、特に第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定] に従って、除外されていない。]

**選択肢 2：条約第 4 条 3、5、8、9 項の諸規定及びそれに基づく COP の決議、並びに議定書第 2 条 1 項と 3 項、第 3 条 2 項と 14 項、第 4、5、7、11、17 条の諸規定及びそれに基づく COP 又は COP/MOP の決議を遵守している。**

(d) 決議第 D/CP.6 号に含まれる登録簿に関する諸規定〔に準拠している〕〔に対する不遵守を立証されていない〕〔を遵守している〕。

(e) 〔COP/MOP で合意された国際的基準に従って、その目録が認定された独立機関によって認証されている。〕

(f) 〔**附則 X に従って、国内的な [行動 [政策及び措置] を通じて十分な排出削減を達成している。**〕

(g) **当該締約国が、条約第 12 条又は議定書第 7 条によって義務づけられるすべての情報及び補足的情報、並びに排出量取引の方法、規則、指針に関する本附属書の附則 B で義務づけられるすべての情報を含めて、条約第 12 条及び議定書第 7 条によって締約国に義務づけられるすべての国別報告書（これら義務は COP 又は COP/MOP がそれぞれ適宜作成することができる）を提出しており、当該締約国が [AAUs]/[PAAs] の移転又は取得を提案する年次の直前年次に関する国別報告書の提出が、それに適用される提出期限を厳格に遵守して行われている<sup>5</sup>。**

**3 . 第一約束期間の開始〔に先立ち〕〔及びそれ以後〕、第 8 条に基づき設置される専門家による検討チームは、上記 2 項に記載された適格規準に対する附属書 A 及び附属書 B に含まれる締約国の遵守状況を検討するものとする。**

**4 . 附属書 A 及び附属書 B に含まれる締約国について、上記 2 項の規定の遵守について決議... に従って問題が提起された場合<sup>6</sup>、**

**(a) 当該問題は決議... に従って解決されるものとする<sup>7</sup>。**

**(b) 締約国は、その問題が提起された後でも [AAUs]/[PAAs] を取得又は移転できるが、問題が提起された後で取得した [AAUs]/[PAAs] は、上記 2 項のいずれかの規定に対する**

<sup>5</sup> この 2 項(g)は、COP が第 17 条に関する規則と指針に関するその決議を採択すると同時に、附属書の各締約国に、条約第 4 条 3、5、8、9 項の諸規定とそれに基づく COP の決議、及び議定書第 2 条 1 項と 3 項、第 3 条 2 項と 14 項、第 4、5、6、7、11 条の諸規定とそれに基づく COP/MOP の決議（議定書のこれら条項について COP が COP/MOP へ勧告した決議を含む）を遵守していることを立証するための詳細な情報を国別報告書に含めるように義務づける適切な決議を採択することを想定したものである。

<sup>6</sup> 「決議...」は、第 18 条に従って遵守制度を設定する決議を意味する。

<sup>7</sup> 「決議...」は、第 18 条に従って遵守制度を設定する決議を意味する。

遵守の問題が最終的に解決されるまで、取得した締約国が議定書第3条1項に基づくその約束を満たすために使用することはできない。

(c) 附属書及び附属書Bに含まれる締約国が、第17条に基づき [AAUs]/[PAAs] を取得した時点で、上記2項のいずれかの規定を遵守していないと判定された場合、この取得を理由とする第3条10項に基づく当該締約国の割当量へのこれら [AAUs]/[PAAs] の追加は、決議...により不遵守の最終決定が行われた時点でキャンセルされるものとし、それ以降当該締約国の割当量の一部とは見なされないものとする。

選択肢B (5～8項):

5. 第17条に基づき割当量の一部を移転又は取得するためには、締約国は

(a) 3項に基づく報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第5条1項及びそれに基づき決定される指針の必要条件に従って、モントリオール議定書によって規制されているものを除くすべての温室効果ガスの発生源による人為的排出及び吸収源による除去の見積りを行うための国内制度を設定しなければならない。

(b) 6項に基づく報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第7条4項及びそれに基づき決定される指針の必要条件に従って、その割当量のすべての変化を説明し追跡するためのコンピューター化された国内登録簿を備えなければならない<sup>8</sup>。

(c) 6項に基づく報告書を提出する時点までに、第7条4項及びそれに基づき決定される指針の必要条件に従って、その最初の割当量を設定していなければならない。

(d) 6項で説明する報告書の中で、〔モントリオール議定書によって規制されているものを除く温室効果ガスの発生源による人為的排出及び吸収源による除去〕について最新年次の年間目録を、第5条2項と第7条1項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、提出していなければならない<sup>9</sup>。

(e) その後も、6項で説明する報告書の提出に続いて、第7条1項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件によるその割当量に関する年次報告書〔と情報〕、及び第5条2項と第7条1項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件による年間目録を、それぞれ提出していなければならない<sup>10</sup>。

(f) COP/MOP が採択するいかなる遵守制度にも拘束されていなければならない。

(g) 義務づけられた最新の定期的国別報告書を提出していなければならない。

6. 締約国は、上記5項(a)～(d)〔、(f)及び(g)〕の必要条件を満たしていることを文書化

<sup>8</sup> この項は、国内登録簿に関する指針が第7条4項に基づいて決められると想定している。指針が京都議定書の別の条項に基づいて合意される場合は、訂正が必要となる。

<sup>9</sup> これはLULUCFに関する目録の作成と報告義務とは無関係である。

<sup>10</sup> これはLULUCFに関する目録の作成と報告義務とは無関係である。

した報告書を事務局へ提出して〔X〕か月（第8条の専門家による検討チームと遵守〔…〕の執行部門に問題の有無を確認し判断をする妥当な機会を与えるに十分な期間）が経過してから、それら必要条件の一又は複数を満たしていないと遵守〔…〕が判断しない限り、第17条に基づく割当量の一部を移転或いは取得することができる。

7. 締約国は、遵守〔…〕の執行部門が事務局に対して、上記5項(a)~(d)〔、(f)及び(g)〕の必要条件に関連して当該締約国が何ら実施上の問題について処分を受けていないと通知している場合は、より早い時期から第17条に基づく割当量の一部を移転或いは取得することができる。

8. 締約国は、上記5項(a)~〔(e)〕〔(g)〕の必要条件の一又は複数を満たしていないと遵守〔…〕が判断しない限り或いは判断するまで、引き続き参加できる。遵守〔…〕から上記の必要条件の一又は複数を満たしていないと判断された締約国は、これら必要条件を満たしたと遵守〔…〕が判断した時のみ、再び参加資格をもつものとする。

選択肢C（9~10項）:

9. 第一約束期間の開始に先立ち、第8条に基づき設置される専門家による検討チームは、第3条の諸規定に基づく移転と取得に関する下記の適格規準に対する**附属書 及び附属書B**に含まれる締約国による遵守状況を検討するものとする。

(a) 議定書の批准

(b) 選択肢1:〔〔COP/MOPによって採択される遵守制度に拘束されており、〕第17条に基づく排出量取引への参加から、その手続とメカニズム〔、特に第2条1項と3項、第3条2項と14項、第6、11、12、17条に関する諸規定〕に従って、除外されていない。〕

**選択肢2:当該締約国は条約第4条3、5、8、9項の諸規定とそれに基づくCOPの決議及び議定書第2条1項と3項、第3条2項と14項、第4、5、7、11、17条、及びそれに基づくCOP又はCOP/MOPの決議を遵守している。**

(c) 決議第-/CP.6号で設定される指針に従って、発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量の見積りを行うための国内制度の実施。

(d) 決議第D/CP.6号で設定される指針に従って、第3条10、11、12項の諸規定に基づき移転又は取得される割当量の一部、認証排出削減量、排出削減単位を追跡する国内登録制度の設定。

(e) COP/MOPの決議によって設定される〔予定の〕基準に対する基準年温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(f) COP/MOPの決議によって設定される〔予定の〕基準に対する入手可能な最新の年間温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の期限までの提出、完全性及び正確性。

(g) 選択肢 1 : [決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って義務づけられる最新の定期的国別報告書の提出。]

選択肢 2 : 条約第 12 条又は議定書第 7 条によって義務づけられるすべての情報及び補足的情報、並びに排出量取引の方法、規則、指針に関する本附属書の附則 B で義務づけられるすべての情報を含めて、条約第 12 条及び議定書第 7 条によって締約国に義務づけられるすべての国別報告書（これら義務は COP 又は COP/MOP がそれぞれ適宜作成することができる）を提出しており、当該締約国が [AAUs]/[PAAs] の移転又は取得を提案する年次の直前年次に関する国別報告書の提出が、それに適用される提出期限を厳格に遵守して行われていること<sup>11</sup>。

10. 第一約束期間の開始後、遵守機関は決議... で設定される手続規則に従って、また専門家による検討チーム又はいずれかの締約国が決議... で設定される手続に従って提出する情報に基づいて、下記の適格規準の継続的な遵守状況を検討し、それに関する決議を行うものとする<sup>12</sup>。

(a) COP/MOP が定める期日までに年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の提出。

(b) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(c) 決議第 D/CP.6 号に含まれる指針に従って国内登録制度の維持。

(d) 選択肢 1 : 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って定期的国別報告書の提出。

選択肢 2 : 条約第 12 条又は議定書第 7 条によって義務づけられるすべての情報及び補足的情報、並びに排出量取引の方法、規則、指針に関する本附属書の附則 B で義務づけられるすべての情報を含めて、条約第 12 条及び議定書第 7 条によって締約国に義務づけられるすべての国別報告書（これら義務は COP 又は COP/MOP がそれぞれ適宜作成することができる）を提出しており、当該締約国が [AAUs]/[PAAs] の移転又は取得を提案する年次の直前年次に関する国別報告書の提出が、それに適用される提出期限を厳格に遵守して行われていること。

<sup>11</sup> この 9 項(g)は、COP が第 17 条に関する方法、規則及び指針に関するその決議を採択すると同時に、附属書 及び附属書 B の各締約国に対して、条約第 4 条 5、8、9 項の諸規定とそれに基づく COP の決議、及び議定書第 2 条 1 項と 3 項、第 3 条 2 項と 14 項、第 4、5、7、11、17 条の諸規定とそれに基づく COP 又は COP/MOP の決議(議定書のこれら条項について COP が COP/MOP へ勧告した決議含む)を遵守していることを立証するための詳細な情報を国別報告書に含めるように義務づける適切な決議を採択することを想定したものである。

<sup>12</sup> 「決議...」は、第 18 条に従って遵守制度を設定する決議を意味する。

(e) 条約第 4 条 3、5、8、9 項の諸規定とそれに基づく COP の決議及び議定書第 2 条 1 項と 3 項、第 3 条 2 項と 14 項、第 4、5、7、11、17 条、及びそれに基づく COP 又は COP/MOP の決議の遵守。

11. [第 4 条に基づき事業を運営している締約国は、同じ第 4 条の取決めに基づき運営している他の締約国又は当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第 5 条及び第 7 条に基づくその義務を履行していない場合、第 17 条に基づく割当量の一部を [第 3 条によるその約束を履行する一助として] [取得] [移転] [使用] することが [できる] [できない]。]

12. [地域的経済統合のための機関内部を含めて、第 3 条の約束の遵守及び排出量取引に関する一部の締約国間の取決めは、COP/MOP による監督とそれに対する説明責任の対象になるものとする。]

13. 締約国の排出量取引への参加に関する適格性の変更 [、又は適格基準に合致する新規参加者に関する変更] は、その時点の約束期間中に行うことができる。

14. 排出量取引に参加する適格性を持つ [附属書 A 及び] 附属書 B に含まれる締約国は、[当該締約国が附則 A に従って正確な監視、検証、説明責任及び法人への [AAUs] [PAAs] の割当、並びに取引が当該締約国の割当量に与える影響の管理に関する国内制度を設定し維持していれば、] その法人に対して第 17 条に基づく ERUs<sup>13</sup> [、CERs<sup>14</sup>] 及び [AAUs] [PAAs]<sup>15</sup> の移転又は取得を承認することができる。

15. 法人が第 17 条に基づく排出量取引へ参加することを承認する締約国は、第 17 条に基づく排出量取引へ参加することを承認された当該締約国の居住者である [、又はそこで運営している] 法人に関する最新のリストを維持し、[その国内登録簿を通じて] 当事務局及び一般が入手できるようにするものとする。

16. 法人が第 17 条に基づく排出量取引へ参加することを承認する締約国は、議定書に基づくその義務の履行に対する責任を負い、[これら移転及び取得が [各締約国へ適用される排出量取引に関する原則、方法、規則及び指針] [法人に対する国際的指針] ] [かかる参加が本附属書] と整合性を持つようにするものとする。承認する締約国が上記 6 ~ 8 項の

<sup>13</sup> 「排出削減単位」(ERU) は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

<sup>14</sup> 「認証排出削減量」(CER) は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

<sup>15</sup> 「割当量単位」(AAU) 及び「割当量の一部」(PAA) は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

規定に従って不適格になっている間、法人は第17条に基づく排出量取引に参加できない。

17. 排出量取引に参加している締約国は、〔附則B〕〔第7条〕に従って報告を行うものとする。

(注釈：以下の各段落は運営方法に関するものである。)

18. 選択肢1：ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得は、〔附属書〕に含まれる締約国の間の二国間及び多国間取決め〕〔二国間と多国間の取決め及び市場取引〕〔取引〕を通じて行〔われるものとする〕〔うことができる〕。〔ERUs〔、CERs〕〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転又は取得を希望する締約国〔又は法人〕は、移転の前に移転されるべき数量を公表するものとする。〕

選択肢2：締約国又は法人が実施する、内登録簿向けに発行されている〔AAUs〕〔PAAs〕の最初の移転は、移転又は取得の申し出を価格に基づいて匿名でマッチさせる開かれた透明性ある取引を通じて行うものとする。その後の〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得並びにERUsとCERsの移転と取得は、二国間又は多国間の取決め或いは市場取引を通じて行うことができる。

19. ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得は、唯一のシリアル番号によって識別される単位を移転する締約国の登録簿から取得する締約国の登録簿へ移すことによって行われるものとする。

20. 〔移転と取得は、〔COP〕〔COP/MOP〕によって採択される規則、方法及び指針に従って、〔COP〕〔COP/MOP〕の指定する独立機関によって認証されるものとする。〕

21. 選択肢1：〔各約束期間の終了時から履行期限終了までの\_\_〔日間〕〔か月間〕の〕〔約束期間の最後の年次について専門家による検討チームが最後の締約国の目録に関する最終報告書を発表してから\_\_日後に終了する〕〔調整〕期間を設定し、その間に締約国は割当量を上回る排出量を消去する目的でERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕を取得できるものとする。第3条に従って計算されるERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得を考慮に入れても、約束期間の終了時に排出量はその割当量を超過する締約国又は法人は、ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕を移転〔することはできない〕〔してはならないものとする〕。

選択肢2：〔約束期間の最後の年次について専門家による検討チームが最後の締約国の目録に関する最終報告書を発表してから〕〔約束期間の最後の年次について専門家による検討チームが行う目録検討の終了日としてCOP/MOPが定める日付から〕〔1か〕月間、

各締約国は当該期間に対する第3条1項に基づくその約束を履行するために、当該約束期間の終了以前に発行された〔AAUs〕〔PAAs〕及び当該約束期間の終了以前に達成された削減に対して発行されたERUsとCERsを取得又は移転できる。

(以下の各項は「収益の一部」に関するものである。)

22.〔〔移転される〔AAUs〕〔PAAs〕〕〔各排出量の取引高〕の一定比率と定義される「収益の一部」は、運営経費を支弁するため及び気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために、**附則C**に基づく口座へ〔移転する〕〔取得する〕締約国によって移転されるものとする。〕

23.〔選択肢1：運営経費を支弁するために用いられる収益の一部の金額は〔YYY〕によって評価され、〔ZZZ〕によって保有されるものとする。気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために用いられる収益の一部の〔残る〕金額は、〔COP〕〔COP/MOP〕が設置する適応基金へ移転されるものとする。〕

24.〔選択肢2：適応するための費用の支払いを支援するために用いられる収益の一部の比率は、第12条8項のものと同じとする。〕

(注釈：以下の段落は遵守の問題に関するものである。)

25. 選択肢1：発生締約国の責任：〔遵守期限〕〔上記21項で述べた調整期間〕を過ぎた約束期間における実際の排出量が、第3条に従って算定される**遵守の目的で償却されたERUs〔、CERs〕**及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得を考慮に入れても、その割当量を超える締約国は、**COP/MOP**が採択する遵守制度に関する諸規定の対象になるものとする。

選択肢2：共同責任：一締約国が第3条に基づく約束につき不遵守を起こした場合、第17条の規定に基づき他の締約国へ移転されたその〔AAUs〕〔PAAs〕は無効とされ、第3条に基づく約束を履行する目的で使用することも、更に取引の対象とすることもできないものとする。無効とされる部分は不遵守の率の倍数とする。不遵守の率とは、第3条に従って算定されるERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得を考慮に入れた、約束期間の排出量と割当量との差の比率である。

選択肢3：取得締約国の責任：附属書 の締約国が第3条に基づく約束につき不遵守を起こした場合、それに該当する、第17条に従って移転された割当量の一部は無効とされるものとする。

選択肢4：「誘因」：第3条に基づく約束に対する締約国の遵守状況について疑念が提起され、その後当該締約国の不遵守が判明した場合、疑念が提起された時点以後に第17条の規定に基づき他の締約国へ移転された〔AAUs〕〔PAAs〕は無効とし、第3条に基づ

く約束を満たす目的で使うことも、更取引の対象とすることもできないものとする。かかる疑念は、追って定義する特定の状況でのみ提起できる。

選択肢5：遵守用留保：第17条に基づく〔AAUs〕〔PAAs〕の移転の都度、その一部〔x%〕を遵守用留保口座に組み入れるものとする。これら〔AAUs〕〔PAAs〕は使用することも取引することもできない。約束期間の終了時に、これら〔AAUs〕〔PAAs〕は、その発生締約国が第3条に基づく約束を履行している場合、発生締約国へ返却され、この場合に当該〔AAUs〕〔PAAs〕は移転或いは将来の約束期間のためにバンキングできる。約束期間の終了時に、締約国が第3条に基づくその約束を履行していなかった場合、留保口座に供託された単位のうち該当する件数は無効とされ、この場合はそれ以後使用も取引もできないものとする。

選択肢6：約束期間の留保：附属書 の各締約国の割当量の〔X〕〔98〕%を越えない部分を当該締約国の国内登録簿に設定する約束期間留保口座に組み入れるものとする。この部分は、

選択肢( )：第5条と第8条に基づく検討と検証による2000~2006年の排出量〔をベースに〕〔に最小二乗回帰分析で調整した直線を使って〕附属書Bに含まれる各締約国の2008~2012年の排出量を予測することによって決定される。附属書Bに含まれる各締約国が約束期間の留保口座に組み入れる割当量のこの部分は、2008~2012年の予想排出量に等しいものとし、使用も取引もできないものとする。約束期間の終了時に、第3条に基づくその約束を遵守した締約国は、約束期間の留保口座にある〔AAUs〕〔PAAs〕を移転或いはバンキングできる。

選択肢( )：当該締約国の5年間の排出量を推定する排出データ（最新の排出データを最優先）を使って算定される。具体的に言えば、2009年の排出データが得られるまで、この留保は〔専門家による検討チームが検討した〕排出量を得られる最新年次の排出量の5倍に等しいものとする。当該締約国の2009年の排出データが得られた後の留保は2008年以降の年次における実際の排出量の合計とし、必要に応じて5年間の合計値を得るために最終年次の数値を何倍かする<sup>16</sup>。

留保の算定方法の改訂によって留保の規模が減少した場合は、当該締約国の約束期間の留保口座から該当する数量の〔AAUs〕〔PAAs〕を移転することができる。留保の算定方法の改訂によって留保の規模が増大した場合、当該締約国はそのいずれかの口座から〔AAUs〕〔PAAs〕、ERUs 又はCERs を移転する前に、その約束期間の留保口座が義務づけられた合計数量となるに十分な〔AAUs〕〔PAAs〕、ERUs 又はCERs を移転しなければならない。

---

<sup>16</sup> 例えば、2010年の排出データが得られた時点で、留保は2008年の排出量、2009年の排出量、及び2010年の排出量の3倍を合計したものとして計算される。

**約束期間の留保の算定方法とその改訂は、第7条に従って報告されるものとする。**

選択肢7：割当計画で余剰となる単位：第17条に基づく排出量取引は、締約国の割当計画で余剰と判定される〔AAUs〕〔PAAs〕に限定された年間ベースの検証後取引制度である。第17条に基づいて移転を行おうとする各締約国は、その合計割当量を約束期間の5年間に割り振り、約束期間の始まる前に事務局へそれを通知するものとする。締約国はいつの時点でも、約束期間の残る年次に対する年間割当量を調整することができ、対象年次が始まる前にそれを事務局へ通知するものとする。ある年次へ割り振る割当量は、合計割当量を5で割ったものの $\pm 5\%$ を越えてはならない。

ある年次の超過〔AAUs〕〔PAAs〕は下記によって計算される。即ち、

- (a) 約束期間の開始から当該年次までの累計割当量、
- (b) マイナス) **2006年から約束期間の開始から当該年次の2年前までの累計排出量、**
- (c) マイナス) 約束期間のそれまでの年次に発行された超過〔AAUs〕〔PAAs〕認証書の数量及び第6条に基づき移転されたERUsの累計数量(ERUsとCERsの保有量はこの算定に含めないものとする)。

事務局は超過〔AAUs〕〔PAAs〕の有無を検証し、それらに対する認証書を発行する。発行されたすべての認証書は、いかなる責任又は取引に関する遵守規則とも無関係に市場で有効性を持つものとする。

選択肢8：余剰単位：第17条に基づき、**超過削減量だけがERUsとCERsの移転を考慮に入れて調整した後、移転或いは取得できる。**割当量は先進締約国の排出削減の約束を意味するものである。条約附属書及び附属書Bの締約国は、第3条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の達成において、国内的な政策及び措置を通じてその温室効果ガスの排出を排出の抑制と削減に関する約束を越えて抑制又は削減することができ、排出割当量の一部が使用されなかった場合に、第17条に基づきその割当量の一部を別の条約附属書及び附属書Bの締約国へ移転することができる。それ以外のものは第17条に基づいて移転も取得もできないものとする。

選択肢9：混合責任：第17条の規定に基づき割当量の一部を他の締約国へ移転した締約国が第3条に基づく約束において不遵守を起こした場合、**移転された割当量の一部のうち移転締約国の排出量はその割当量を超過する数量に該当する、元の移転を遡及的に計算して(後入れ先出し法)決められる部分は一時的に無効とされ、これら割当量の一部が発行された期間には第3条1項に基づく約束を履行する目的で使用することはできないものとする。**移転締約国は、その超過排出量全体に対して責任を負うものとし、遵守制度のもとで第3条に基づく約束違反の対象となるものとする。無効とされる割当量の一部は**第3条13項の規定に基づいて取得締約国がバンキングできるが、移転締約国が上記の約束違反に起因する義務を履行していると遵守当局が判断するまで、第3条1項に基づく約束を満たす目的で使用することはできない。** (訳注：原文には網掛けがないが、これは

前の案文にはない)

選択肢 10：各締約国は 2008～2012 年の排出予測を作成して、2007 年の国別報告書に含めるものとする。締約国が予測削減量の一部（割当量と予測排出量の差による AAUs）を移転する場合、第 17 条に基づく AAUs の移転の都度、その〔3%〕を遵守留保口座へ入れるものとする。予測削減量を越える AAUs の移転は、その都度〔20%〕を遵守留保口座へ入れるものとする。移転締約国が約束期間の終了時点で第 3 条の約束を履行している場合、当該締約国が遵守留保口座へ入れた AAUs は当該締約国へ返還され、何の制限もなく更に移転するか、将来の約束期間のためにバンキングすることができる。約束期間の終了時点で締約国が第 3 条に基づくその約束を履行していない場合、当該締約国が遵守留保口座に供託した、超過排出量に等しい数量の AAUs は無効となるものとする。締約国の留保口座にこの超過分を埋め合わせるに十分な AAUs がない場合、当該締約国が遵守留保口座へ供託したすべての AAUs は無効とされ、当該締約国は第 18 条に基づく措置の対象となり、更に当該締約国が移転した AAUs は遵守留保口座へ入れられた 20%とともに無効とされる。（訳注：これも原文には網掛けがないが、前の案文にはない）

26.〔第 8 条に基づく検討作業により、第 17 条に基づく排出量取引の適格性基準の遵守についてある締約国に疑念が提起された場合、疑念が提起された後も [AAUs] [PAAs] の移転及び取得を継続できるが、遵守の問題が当該締約国に有利に解決されるまで、当該締約国はいかなる単位についても第 3 条に基づく約束を履行するために使用することはできないものとする。この問題は [議定書に適用される一般的な手続を通じて] [それ専用の手続を通じて] 迅速に解決されるものとする。〕

27. 条約事務局は、締約国が要請する職務を遂行し、特に第 17 条に基づく排出量取引に参加する適格性を持たない締約国（及び法人）の公開可能なりストを維持するものとする。

附則 X ( 排出量取引に関する決議第 C/CP.6 号附属書に対する )

【補足性

( 注釈 : 案文を更に統合するために、以前の選択肢 3 < 現在の選択肢 2 > を元の形のままで以下に表示する。)

取得に対する制限

28. 選択肢 1 : 「補足性」という用語についての検討は行わない。

選択肢 21 : 附属書 に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第 2 条に基づく政策及び措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な前進という枠組みの中で、議定書における報告、詳細見直し、不遵守の手続の対象となり、排出の抑制と削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国には第 6、12、17 条に基づくメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する数量的又は質的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢 32 ( ) : 附属書 の締約国の純取得量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

- 基準年の排出量 × 5 + 割当量
- (a)  $5\% \times \frac{\quad}{2}$
- (ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)
- (b) 1994 年から 2002 年までのいずれかの年次における実際の年間排出量の 5 倍と割当量の差の 50%。

但し、附属書 の締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

選択肢 2 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムのすべてを使用する場合の附属書 の締約国の純移転量は下記を越えてはならない。即ち、

- 基準年の排出量 × 5 + 割当量
- $5\% \times \frac{\quad}{2}$
- (ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)

但し、附属書 A の締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

選択肢 3 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25～30%を越えてはならない。

選択肢 43 : 附属書 A に含まれる締約国の第 17 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の履行のために指定された国内努力を達成すること〕〔排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する主要な手段が国内的な政策及び措置であること〕を条件とする。〔第 17 条に基づく排出量取引から取得できる合計割当量の具体的な上限は、公正な基準に基づいて数量的及び質的に定めるものとする〕〔第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量に関する数量化された上限を定めるものとする。同一基準による不遵守処理規程を定める必要がある。〕

第 17 条に基づき、附属書 B に含まれる締約国はその割当量の一部を他の附属書 B に含まれる締約国へ移転することができ、それは、移転を行う締約国が第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の履行において、その温室効果ガスの排出量を国内的な政策及び措置を通じて排出の抑制と削減に関する約束を越える規模で抑制又は削減することができ、それによって割当量の一部が使われなくなった場合である。排出量が排出割当量を下回る水準へ抑制或いは削減されたために使わなかった割当量の一部は、当該締約国の割当量と国内排出量の差である。第 17 条の「排出量取引」に基づく移転と取得は、排出量が排出割当量を下回る水準へ抑制或いは削減されたために使用されなかった割当量の一部のみを対象としている。附属書 B に含まれる締約国の排出の抑制と削減によって、排出割当量の一部が使用されなかった場合に、その未使用分のみが第 17 条に基づく移転と取得の対象となり、それ以外のものを第 17 条に基づく移転及び取得の対象とすることはできない。

選択肢 5 : 第一約束期間の排出目標を達成するための第 6、12、17 条に基づくメカニズムの使用には、制限を設ける必要がある。但し、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう。

#### 〔移転に対する制限〕

29. 選択肢 1 : 附属書 A に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第 2 条に基づく政策と措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な前進という枠組みの中で、議定書における報告、詳細見直し、不遵守の手續の対象となり、排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国には第 6、12、17 条に基づくメカニズムへア

クセスする権利を停止できる権限を付与する数量的又は質的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢 2 ( ) : 附属書 に含まれる締約国の純移転量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記を越えてはならない。即ち、

$$5 \% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。

但し、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純移転量の上限を引き上げることができる。

選択肢 2 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25 ~ 30 % を越えてはならない。

選択肢 3 : 附属書 に含まれる締約国の第 17 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の履行のために指定された国内努力を達成すること〕〔排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する主要な手段が国内的な政策及び措置であること〕を条件とする。第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の数量化された上限を定めるものとする。同一基準による不遵守処理規程を定める必要がある。

第 17 条に基づき、附属書 B に含まれる締約国はその割当量の一部を他の附属書 B に含まれる締約国へ移転することができ、それは、移転を行う締約国が第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の履行において、その温室効果ガスの排出量を国内的な政策及び措置を通じて排出の抑制と削減に関する約束を越える規模で抑制又は削減することができ、それによって割当量の一部が使われなくなった場合である。排出量が排出割当量を下回る水準へ抑制或いは削減されたために使わなかった割当量の一部は、当該締約国の割当量と国内排出量の差である。第 17 条の「排出量取引」に基づく移転と取得は、排出量が排出割当量を下回る水準へ抑制或いは削減されたために使用されなかった割当量の一部のみを対象としている。附属書 B に含まれる締約国の排出の抑制と削減によって、排出割当量の一部が使用されなかった場合に、その未使用分のみが第 17 条に基づく移転と取得の対象となり、それ以外のものを第 17 条に基づく移転及び取得の対象とすることはできない。

選択肢 4 : 第一約束期間の排出目標を達成するための第 6、12、17 条に基づくメカニズムの使用には、制限を設ける必要がある。但し、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう。

**〔第4条に関連する問題点〕**

30.〔第17条に基づく割当量の移転又は取得に対するいかなる制限も、第4条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。〕

31.〔第17条に基づく割当量の純移転又は純取得に対するいかなる制限も、第4条に基づき運営するそれぞれの締約国に適用されるものとする。〕

32.〔第4条に基づく再割当は、上記28項で述べた制限を考慮して行われるものとする。〕

（訳注：原文は32でなく33）

附則 A ( 排出量取引に関する決議第 C/CP.6 号附属書に対する )  
国内制度

( 空白 )

附則 B ( 排出量取引に関する決議第 C/CP.6 号附属書に対する )

締約国による報告

( 注釈 : この附則はすべてのメカニズムに関するものであり、従って各メカニズムの決議で反復される。これは第 7 条に基づいて採択される指針に組み込むこともできる。 )

34 . 第 7 条〔及び第 5 条 2 項〕に基づく指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量の年間目録に、下記の情報を組み込むものとする。

(a) 当該年次の〔開始時〕〔終了時〕のその登録簿における ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の保有状況 ( シリアル番号で示す )

(b) 当該年次の登録簿における最初の ERUs の移転及び CERs と〔AAUs〕〔PAAs〕の発行 ( シリアル番号と取引番号によって示す )

(c) 当該年次の登録簿における ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得 ( シリアル番号と取引番号によって示す )

(d) 当該年次における登録簿からの ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の償却 ( シリアル番号と取引番号によって示す )

(e) 以後の約束期間のためにバンキングされる ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕 ( シリアル番号で示す )

(f) 第 6、12、17 条に基づくメカニズムへの参加を認可又は承認されている、当該締約国の管轄区域内の居住者である法人、民間の及び公的な組織の名称と連絡先について最新の情報をダウンロードできるインターネットの URL。

35 . 第 7 条の指針に従って、附属書 の各締約国は下記に関する情報をその国別報告書に組み込むものとする。

(a) 第 6 条と第 12 条に基づく事業活動、

(b) その CDM 事業活動が、附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に貢献することをどの程度支援しているか、

(c) 選択肢 1 :〔取得した CERs が第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の履行に対して予想される貢献度、及び国内的な行動の予想される貢献度に関する見積り、〕

選択肢 2 : 下記に関する当該締約国の現在における最善の見積り :

( ) 当該締約国が議定書第 3 条に基づく排出の抑制と削減の数量化された約束を履行するために、ERUs、CERs、又は〔AAUs〕〔PAAs〕の純取得を考慮に入れないで第一約束期間に削減、回避、又は隔離を必要とする温室効果ガス排出の合計数量 ( 二酸化炭素相当のトン数で示す ) 及び

( ) 当該締約国が第一約束期間の各年次に取得 ( 移転分を差し引いたもの ) を予定している ERUs、CERs、及び〔AAUs〕〔PAAs〕それぞれの及び合計の数量。

(d) 締約国が 25 項(c)で義務づけられる見積り値を立案するために使用する主要な想定値と方法。これは見積りの根拠を明確に理解するのに十分な詳細度のものとする。

(e) 条約第 4 条 3、5、8、9 項に関連して COP が設置する各基金、及び議定書第 2 条 3 項、第 3 条 14 項 第 12 条に関連して COP/MOP が設定する各基金に対する締約国の年間拠出額。各基金の設置以降の各拠出の日付も示す。

(f) 第 2 条 1 項及び第 2 項に基づき実施される政策及び措置及び第 3 条 1 項に基づき排出の抑制と削減の数量化された約束を履行するために実施されるその他の政策及び措置が、条約第 4 条 8 項と 9 項で言及されるものを中心とする開発途上国に与える影響に関する締約国の現在の最善の質的及び数量的見積り値。これには、これら政策及び措置が下記に関連してこれら開発途上国に与える影響に関する締約国の最善の数量的見積り値を含めるものとする。即ち、

( ) 2000 ~ 2012 年間の各年次に開発途上国が当該締約国へ輸出する原料、燃料及び最終製品の単位数量と金額、

( ) 2000 ~ 2012 年間の各年次に開発途上国が当該締約国から輸入する最終製品の金額、

( ) 2000 ~ 2012 の間に開発途上国が対外債務について当該締約国及びその法人へ支払う金利合計額とその金利率、並びに 25 項(f)で義務づけられるすべての見積り値の立案で締約国が使用した主要な見積り値と見積り方法。これは見積りの根拠を明確に理解するのに十分な詳細度のものとする。

(g) 締約国が議定書第 2 条 3 項及び第 3 条 14 項に含まれるその約束を履行するために講ずるすべての対策。これには各排出部門の GHGs 含有量を反映した補助金の廃止その他市場歪曲の除去及び税制再構築の対策、及びそれら対策がこれら情報及び 25 項(f)に従って提出される情報の中で言及される悪影響を最小限に抑えるのにどのようにまたどの程度寄与するかに関する詳細な情報、並びに本項(g)で義務づけられる情報を立案するのに締約国が使用した主要な想定値と見積り方法が含まれる。これは推定の根拠を理解するのに十分な詳細度のものとする。及び

(h) 議定書第 3 条 2 項に含まれるその約束を履行するために締約国が取っている及び取ろうとしているすべての対策。これには、それら対策が議定書に含まれるそれぞれの約束について、「達成に向けて立証可能な前進」となる又はならないと当該締約国が判断する理由の詳細な説明を含めるものとする。

36. 附属書 に含まれない締約国は、受け入れている CDM 事業活動について、条約第 12 条に基づく報告の約束の枠内で報告するものとする。〔この報告には、附属書 に含まれる締約国が第 3 条に基づく約束を達成するのを、どのように支援したかを含めるものとする。〕

附則 C (第 17 条に関する決議第 C/CP.6 号附属書に対する)

【「収益の一部」の決定と配分 (distribution)】

37. 「収益の一部」は〔下記の通り〕〔下記の諸規定又は COP/MOP によって採択される後継規定に従って〕定義されるものとする。即ち、

選択肢 A

発行が記帳された登録簿から最初に移転される [AAUs] [PAAs] の〔件数〕〔金額〕の X %。

収益の一部は気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために用いられ、COP/MOP によって設定される適応基金がその目的のために維持する口座へ移転されるものとする。

選択肢 B

(a) 「収益の一部」は、第 17 条に基づき附属書 B に含まれる締約国の間で移転される [AAUs] [PAAs] の移転件数の比率として定義される。

(b) 「収益の一部」の水準は\_\_%とする。

(c) 選択肢 1：運営経費に充当するために用いられる「収益の一部」は、その金額の\_\_%を上回らないものとする。収益の一部の残る金額は、気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために用いられ、COP/MOP が設置する適応基金に移転されるものとする。

選択肢 2：「収益の一部」の金額の 10% は運営経費に、20% は適応化基金に、30% は当該事業活動の受入締約国がその持続可能な開発の目標を達成するのに支援するために、それぞれ用いられるものとする。】

#### 第四部：登録簿

##### .【決議案〔第D/CP.6号〕：登録簿に関する規則及び指針

**締約国会議は、**

メカニズムの作業計画に関するその決議第7/CP.4号を**想起し、**

議定書発効後の「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会合が〔下記の〕〔添付した〕決議を採択するように**勧告し。**

事務局に対して、SBSTAとSBIの第\_\_回会合において、添付した決議の必要条件を実施するための〔標準登録簿ソフトウェア〕〔登録簿指針〕の立案に関する選択肢について、適宜委任事項と資源の問題も含めて、報告するように**要請する。**

##### 決議 /〔CMP.1〕：登録簿に関する規則及び指針

**京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、**

京都議定書第3条3、4、7、10、11、12、13項〔を念頭に置き〕〔に留意し〕

また、その決議第9/CP.4号を**念頭に置き、**

第6、12、17条<sup>1</sup>に基づく活動が正確で検証可能な算定システムの対象にならなければならないことを**確認し、**

決議第D/CP.6号を**検討し、**

1. 本決議の附属書に含まれる登録簿に関する規則及び指針を採択することを**決議する。**

2.〔条約事務局〕に対して、本決議の附属書に含まれる、割り当てられた職務を実行するように**要請する**<sup>2</sup>。】

---

<sup>1</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の状況を意味する。

<sup>2</sup> 運営に関する本項に関連する資源の問題を明確にする必要がある。

・ 附属書：登録簿に関する規則及び指針

1. 本附属書において、

- (a) 「締約国」とは、別途指定しない限り本議定書の締約国を意味する。
- (b) 「議定書」とは、国連気候変動枠組条約の京都議定書を意味する。
- (c) 「条」とは、別途指定しない限り議定書の条項を意味する。
- (d) 「割当量」には、AAUs、CERs、及びERUsが含まれる。
- (e) 「排出削減単位」(ERU)は、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って算定される、二酸化炭素相当量の1メートルトンに等しい。

(f) 「認証排出削減量」(CER)は、第12条とそれに基づく必要条件に従って発行される単位で、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って算定される、二酸化炭素相当量の1メートルトンに等しい。

(g) 選択肢1：「割当量単位」(AAU)は、二酸化炭素相当量の1トンに等しい割当量の一部で、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って算定される。〔、附属書Bの締約国が、認可した法人へ割り当てると〕。

選択肢2：「割当量単位」(AAUs)は、第3条7、8、〔3、4〕項に従って算定される単位で、1単位は決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って算定される、二酸化炭素相当量1メートルトンに等しい。

(h) 「割当量の一部」(PAA)は、第3条〔7項〕で定義される附属書Bの締約国の割当量の一部で、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って算定される、二酸化炭素相当量1トンに等しい。

2. 〔附属書Bに排出の抑制と削減に関する数量化された約束を登録しており〕、メカニズムに参加している附属書の各締約国は、〔割当量〕〔ERUs<sup>1</sup>、CERs<sup>2</sup>及び〔AAUs<sup>3</sup>〕〔PAAs<sup>4</sup>〕〕を正確に算定できるように国内登録簿を作成し維持していなければならない。

<sup>1</sup> 「排出削減単位 (ERU)」は、第6条の事業を通じて削減又は隔離され、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当量1トンに等しいものとする。

<sup>2</sup> 「認証排出削減量 (CER)」は、CDM事業を通じて削減〔又は隔離〕され、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の1トンに等しいものとする。

<sup>3</sup> 「割当量単位 (AAU)」は、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の1トンに等しい〔い〕〔く、附属書Bの締約国がその認可した法人へ割り当てると〕割当量の一部を言う。

<sup>4</sup> 「割当量の一部 (PAA)」は、第3条〔7項〕で定義される附属書Bに含まれる締約国の割当量の一部

3.〔事務局は〕すべての国内登録簿と電子的に接続されたシステム登録簿を作成し維持するものとする。〕

4.【選択肢1：CDMに参加し附属書に含まれない各締約国のために、〔当該締約国が保有する〕CERsを正確に算定できるように〕〔それが受入国となっているCDM事業活動に関連するCERsの発行を記録する目的で〕〔登録簿〕〔データベース〕を作成し維持するものとする。〔かかる締約国はそれら〔登録簿〕〔データベース〕を独自に作成及び維持し、或いは〔理事会〕〔事務局〕〔システム登録簿〕に対して代わりにそれを行うように要請することができる。〕】（訳注：以下><記号が残存しているものは〔〕に変える）

選択肢2：理事会は、CERsの生成、〔移転〕及び償却を追跡する目的で、中央登録簿を作成しなければならない。

5.二又はそれ以上の締約国は、それぞれの国内登録簿を法律的に区別できる形で、自主的に国内登録簿を統合し、維持することができる。

（注釈：考えられるシステム登録簿の機能については18項を参照のこと。）

6.各締約国は、それに代わって国内登録簿を維持し、必要な職務を遂行する組織（登録簿の「管理者」）を明確にするものとする。

7.〔登録簿は標準化されたコンピューター・データベースの形で維持するものとする。〕〔登録簿はコンピューター・データベースの形で維持するものとする。登録簿の組立は互換性を持つようにし、そのフォーマットは附則W {追って作成する}に含まれるCOP/MOPによって採択される指針に準拠するものとする。〕それぞれのERU、CER及び〔AAU〕〔PAA〕は、ある時点では一つの登録簿における一つの口座のみで保有するようにするものとする。

8.〔各締約国は国内登録簿の中に保有者口座を持つものとする。締約国がその責任において自国の国内登録簿の中で法人がERUs、CERs及び〔AAUs〕〔PAAs〕を保有することを承認している場合、そうしたERUs、CERs又は〔AAUs〕〔PAAs〕の各保有者は、当該締約国の国内登録簿の中で別々の保有者口座を持つものとする。口座番号と口座に関する情報は、本附属書の附則A項に従って国内登録簿の各口座に割り振られるものとする。〕

---

で、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使

9. シリアル番号はそれぞれの ERU、CER 及び [AAU][PAA] が一意であるようにするため、本附属書の附則 B 項に従って組み立てられるものとする。シリアル番号は下記のように割り当てられる。

(a) [AAU][PAA] の場合、シリアル番号は第 3 条 3、4、7 項に基づき締約国の割当量とその国内登録簿に記入される時点で割り振られる。この割当量は附則 X {追って作成する} で詳しく述べる指針に従って登録簿に記入される。

(b) ERU の場合、[別の [国内] 登録簿の別の口座へ] 最初にそれを移転する時点で、シリアル番号は受入締約国の登録簿管理者が指定する事業識別子を [AAU][PAA] のシリアル番号に追加することによって割り当てられる。

(c) CER の場合、[ [CER を発行する決定がなされる時点で] [CER が発行される時点で] ] [発行手続の一環として] シリアル番号は [理事会の権限に基づいて作業するシステム管理者により] [システム登録簿により] 割り当てられる。

10. [ 附属書 B に含まれる各締約国の国内登録簿には、当該締約国が保有する認証された超過 [AAUs] [PAAs] 専用の口座を含めるものとする。超過 [AAUs] [PAAs] の有効性が検証され、それに対する認証書が事務局によって発行され次第、超過 [AAUs] [PAAs] は当初の口座からこの超過 [AAUs] [PAAs] 口座へ移転されるものとする。]

11. 第 6 条に基づく事業に起因する ERUs の最初の移転により、該当する口座の保有状況は変動する (移転する口座では [AAUs] [PAAs] の借方、取得する口座では ERUs の貸方)。これは [AAUs] [PAAs] のシリアル番号に事業識別子を追加して [AAUs] [PAAs] を ERUs へ転換し、事業参加者の間の配分 (distribution) 取決めに基づきその ERUs を他の口座へ移動することによって行われる。この ERUs の最初の移転は事業の受入締約国によって開始される。また、受入締約国はどの [AAUs] [PAAs] を ERUs へ転換するかを指定するものとする。

12. 第 12 条に基づく事業に起因する CERs の発行により、取得する口座の保有状況は変動する (CERs の貸方)。[この発行は事業参加者の間の配分 (distribution) 取決めに基づいて理事会が直接取得する口座へ行う。] [ [理事会の権限に基づいて作業するシステム管理者] [システム登録簿] は、ある事業に基づく一定量の CERs の認証を確認する最終報告書を受け取り次第、下記を行う [ものとする] ]。

(a) それぞれの CER に一意のシリアル番号を付与する。

(b) CERs を該当する附属書 に含まれる締約国である事業参加者の登録簿の口座へ

---

って計算される、二酸化炭素相当の 1 トンに等しいものとする。

移転する（検証／認証報告書に反映される配分（distribution）取決めに基づく）。

(c) CERs を [理事会のシステム登録簿で作成され維持される適応基金の口座へ] [収益の一部が保有される登録簿へ] 移転する。]

13. 口座間の [ERUs、CERs 及び] [AAUs] [PAAs] の移転により、該当する口座の保有状況が変動する（移転する口座では借方、取得する口座では貸方）。これはそれぞれシリアル番号を付した [ERUs、CERs 又は] [AAUs] [PAAs] を一の口座から他の口座へ移動することによって行われる。[ [ERUs、CERs 及び] [AAUs] [PAAs] の移転は、国内登録簿の管理者に対して当該 [ERUs、CERs 及び] [AAUs] [PAAs] を別の口座へ移転するように指示する現在の保有者によって開始される。] [事務局は超過 [AAUs] [PAAs] の有無を検証しそれらの認証書を発行して、その移転を行うものとする。]

14. [共同で約束を履行するという第4条に基づく複数締約国間の取決めは、第4条の取決めに参加している締約国の登録簿間における割当量の移転を通じて実行されるものとする。]

15. 取引は [ほぼリアルタイム（1就労日以内）で行われる] [直ちに（1就労日以内）関連登録簿に記録される] ものとする。

16. 選択肢1：取引番号は附則C項に従って [移転する登録簿の登録簿管理者] [システム登録簿] により各取引に自動的に割り振られるものとする。更にそれぞれの国内登録簿は、その口座に関連するすべての取引について、附則C項で指定する情報を記録するものとする。

17. 選択肢2：事務局のシステム登録簿は、**附則C項に従って**、それぞれの割当量の発行、[登録簿 [口座] 間の移転、及び償却を記録する各約束期間の番号付き入力] の電子式「取引ログ」を維持するものとする。締約国は、取引の一環として、その [登録簿 [口座保有者] が「取引ログ」に対して [関連するそれぞれの取引の記録] [それぞれの割当量の発行、登録簿間の移転と取得、及び償却の記録] を送るようにするものとする。国内 [登録簿 [口座] 間の移転の場合、

(a) 移転する [締約国 [口座保有者] は、提案された移転が開始され次第、その記録を取引ログと取得する [登録簿 [口座] の双方へ送るものとする。

(b) 取引ログは、自動化された電子式チェックに基づき、移転される割当量の一部に [ついて] [関して] 不一致があれば（即ち、以前に償却された単位、重複する単位、以前に発行したと報告されなかった単位、及び不適格の締約国 [及び法人] によるもの）、それを

移転する側と取得する側双方の〔登録簿〕〔口座〕へ通知するものとする。

(c) 取引ログの通知に何の不一致も〔なければ〕〔ない場合〕、取得する〔締約国〕〔口座保有者〕は移転が完了次第その記録を取引ログと移転する〔登録簿〕〔口座〕の双方へ送るものとする。

(注釈：排出量取引における責任規定について行われる決議次第で、国内登録簿に専用の留保口座を設ける必要があるかも知れない。)

18. 附属書 B に排出の抑制と削減に関する約束を登録しており、〔メカニズムに参加している〕附属書 に含まれる締約国は、第 3 条 1 項に基づく約束の履行を立証する目的で ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕を専用の償却口座へ回収するものとする。これら単位は以後移転も取得もできない。〔附属書 に含まれる締約国のそれぞれの国内登録簿には、それぞれの約束期間についてこの償却口座を含めるものとする〕〔この償却口座は、それぞれの約束期間について〔事務局によって償却登録簿の中で〕〔システム登録簿の中で〕設定され維持されるものとする。〕

19. 〔いかなる口座保有者も ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕を専用の取消口座へ移転することができる。この場合、締約国は第 3 条に基づくその約束を履行する目的で、これら単位を移転することも使用することもできない。〔附属書 に含まれる締約国のそれぞれの国内登録簿は、それぞれの約束期間についてこの取消口座を含めるものとする〕〔この取消口座はシステム登録簿の中でそれぞれの約束期間について設定され維持されるものとする〕。〕

20. それぞれの国内登録簿は、第 6 条〔及び第 12 条〕に基づきそれが受け入れているすべての事業について、附則の D 項で指定する情報を記録するものとする。

21. 〔システム登録簿を含む〕それぞれの登録簿は、関心を持つ者が登録簿に含まれる守秘義務のない情報について調査し或いは閲覧できるように、閲覧し易く、一般がアクセスできるものとする。登録簿は、関心を持つ者が主として下記の情報を含む（それだけに限定されない）〔報告書〕〔情報〕を検索できるようにするものとする。

(a) 口座番号ごとの口座情報、

(b) 登録簿へ〔AAUs〕〔PAAs〕として〔記入された〕〔移転された〕〔記入され移転された〕割当量の、シリアル番号によるリスト、

(c) 第 6 条に基づく事業の結果として登録簿へ〔移転された ERUs〕〔の ERUs の最初の移転〕の、シリアル番号によるリスト、

(d) 第 12 条に基づく事業の結果として登録簿へ〔記入された〕〔移転された〕〔記入さ

れ移転された〕CERs の、シリアル番号によるリスト、

(e) 当該締約国が受け入れている事業〔から〕〔の結果として〕〔移転された ERUs〔又は発行された CERs〕〔ERUs の最初の移転及び発行された CERs〕の、シリアル番号によるリスト、

(f) 登録簿の各口座〔の〕〔における〕ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の現在の口座帳尻と保有状況（シリアル番号による）

(g) 登録簿にある償却の対象でない ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の数量、

(h) 各約束期間における遵守目的で償却された ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の、シリアル番号によるリスト、

(i) 〔ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の保有状況の変動及び変動の理由に関するリスト、〕

(j) 〔〔AAUs〕〔PAAs〕の取引価格。〕

22. 第 8 条に基づく専門家による検討では、国内登録簿の完全性を検討するものとする。国内登録簿の完全性は、本附則の関連諸規定の実施を管理するための措置を通じて達成できる。

23. 【システム登録簿は下記の機能を遂行するものとする。

(a) 〔CDM へ〔参加を希望する〕〔参加している〕 附属書 に含まれない締約国に代わって CERs を正確に算定するため〕〔CERs の発行を記録するため〕の〔登録簿〕〔データベース〕の設定と維持。

(b) 附属書 に含まれる各締約国に代わって各約束期間の償却口座の維持。

(c) 各約束期間の取消口座の維持。

(d) 附属書 B に含まれる各締約国に代わって約束期間の留保の維持。

(e) 理事会の要請による CERs へのシリアル番号の付与。

(f) 取引開始時における取引番号の自動的な付与。

(g) すべての国内登録簿における ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の全体的な保有状況に関する最新の情報の提供。

(h) 適宜事業設計文書、適格性確認報告書、登録通知書、モニタリング報告書、検証報告書、認証通知書、ERUs と CERs の発行通知書を含めて、附則 D 項で指定する第 6 条の事業又は〔及び〕CDM 事業に関するダウンロード可能な情報の維持。

(i) 国内登録簿を含む全体的な登録簿制度の完全性の監視、及び関連情報に一般がアクセスできるようにすること。】

附則（登録簿に関する決議第D/CP.6号附属書に対する）

締約国の国内登録簿に含まれる公表可能な情報

A. 口座情報

24. 口座番号は下記のように組み立てられるものとする。

(a) 締約国識別子：これは口座がどの締約国の登録簿に維持されているかを識別するもので、国際標準化機構（ISO）が定義し維持している2文字のコード（ISO 3166）を使用する。

(b) 〔口座の種類：これは下記のように口座の種類を識別する。

（ ） ‘PTY’ は、締約国が保有する口座を示す。

（ ） ‘ENT’ は、法人が保有する口座を示す。

（ ） ‘CAN’ は、取消口座を示す。

（ ） ‘Rxx’ は、償却口座を示し、‘xx’ は口座に保有されている単位が使われる遵守期間を示す。〕

（注釈：一部の締約国は、口座の種類に関する情報を口座番号に含めるべきでないと提案している（下記の23項(b)と(c)を参照のこと））（訳注：23項ではなく25項）

(c) 一意の番号：これは登録簿の中の口座に付与される一意の番号を使って、当該口座を識別する。

25. 各口座に付与される口座情報には下記を含めるものとする。

(a) 口座の名称。これは口座の保有者を識別する。

(b) 〔口座の種類。これは口座の種類（締約国、法人、取消口座か償却口座か）を下記のように識別する。〔注釈：一部の責任規定により専用の留保口座も必要となる可能性がある。〕

（ ） ‘R’ は、償却口座を示す。

（ ） [ ‘C’ は、取消口座を示す。 ]

（ ） ‘O’ は、償却 [又は取消] 口座以外の口座を示す。〕

(c) 口座の約束期間。各償却口座はそれに関連する約束期間を識別する。他の口座では、これは空白になる。

(d) 代表者名。これは口座の保有者を代表する者を識別し、代表者のフルネームを含める。

(e) 代表者識別子。これは2文字のISO国別コード（ISO 3166）と当該登録簿における代表者の一意の番号を組み合わせ、口座保有者の代表者を識別する。

(f) 代表者の氏名と連絡先。これは代表者識別子で示される代表者のフルネーム、並びに当該口座代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び〔/又は〕Eメール

アドレスを識別する。

## B . シリアル番号の情報

26 . [各単位の][各単位ブロックの]シリアル番号は下記のように組み立てられるものとする。

(a) 発生国。[AAUs][PAAs]及びERUsの場合に、これは当該単位に関連する割当量とその登録簿へ記入した締約国を識別する。CERsの場合に、これは事業の受入締約国を識別する。発生国は2文字のISOコード(ISO 3166)を使って識別される。

(b) 約束期間。これは[単位][単位ブロック]発行の対象となる約束期間を識別する。

(c) 種類。これは単位がERU、CER又は[AAU][PAA]のいずれであるかを識別する。

(d) 選択肢1：一意の番号。これはそれぞれの約束期間及びそれぞれの発生国のERU、CER又は[AAU][PAA]に一意の番号を使って、個々の単位を識別する。[シリアル番号は開始と終了の番号によってブロックで記憶される]。

選択肢2：一意の開始と終了の番号。これらはそれぞれの約束期間及びそれぞれの発生国の、ブロックに含まれるERUs、CERs又は[AAUs][PAAs]に一意の番号を使って、ERUs、CERs又は[AAUs][PAAs]のブロックの最初と最後の番号を識別する。単一のERU、CER又は[AAU][PAA]の場合、開始と終了の番号は同じとなる。

(e) 事業識別子。該当する場合に、これは発生国の第6条の事業又はCDM事業に一意の番号を使って、ERUsが最初に移転された又はCERsが最初に発行された事業を識別する。[事業からの移転又は発行には、年次によって異なる事業識別子が付与される。]

## C . 取引情報

27 . 各取引の取引番号は下記のように組み立てられ、登録簿に記録される。

(a) [約束期間。これは取引が行われる約束期間を識別する。]

(b) [取引の種類。これは下記のように取引の種類を識別する。

( ) 'IA' は、割当量の登録簿への記入を示す。

( ) ['IS' は、第3条3項と4項の活動に基づく割当量の登録簿への記入を示す。]

( ) 'JI' は、第6条に基づくERUsの最初の移転を示す。

( ) 'IC' は、第12条に基づくCERsの発行を示す。

( ) 'TR' は、口座間及び/又は登録簿間の単位の移転を示す。

( ) 'RT' は、償却口座への移転を示す。

( ) ['CA' は、取消口座への移転を示す。]]

(注釈：一部の締約国は、取引の種類に関する情報を口座番号に含めるべきでないと提案

している（下記の26項(c)を参照のこと）（訳注：26項(c)ではなく28項(b)）

(c) 発生国。これは取引を開始する登録簿を識別する。発生国は2文字のISOコード（ISO 3166）を使って識別される。

(d) 選択肢1：一意の番号。これはそれぞれの約束期間及び移転する締約国のそれぞれの取引に一意の番号を使って、取引を識別する。この一意の番号は移転する締約国によって付与される。

選択肢2：一意の番号。これはそれぞれの約束期間の取引に一意の番号を使って、取引を識別する。この一意の番号は専用のデータベースによって連続番号で付与される。

28. 各取引番号について取引ログに記録される取引情報には、下記を含めるものとする。

(a) 開始と終了のシリアル番号。これは取引の対象とするシリアル番号を識別〔する〕〔し、取引されるブロックの開始と終了のシリアル番号を含む。単一のERU、CER又は[AAU] [PAA]の場合、開始と終了の番号は同じとなる〕。

（注釈：連続的なシリアル番号を使わないと、取引と取引番号を複数の範疇に分ける必要が生ずる可能性がある。）

(b) 〔取引の種類。これは下記のように取引の種類を識別する。〕

( ) ‘IA’は、割当量の登録簿への記入を示す。

( ) [‘IS’は、第3条3項と4項の活動に基づく割当量の登録簿への記入を示す。]

( ) ‘JI’は、第6条に基づくERUsの最初の移転を示す。

( ) ‘IC’は、第12条に基づくCERsの発行を示す。

( ) ‘TR’は、口座間及び/又は登録簿間の単位の移転を示す。

( ) ‘RT’は、償却口座への移転を示す。

( ) [‘CA’は、取消口座への移転を示す。]

（注釈：一部の責任規定により、専用の留保口座への移転を義務づける可能性がある。）

(c) 移転する口座番号と取得する口座番号。これは単位の移転と取得を行う口座を識別する。

(d) 取引の日時。これは単位が移転される〔及び取得される〕日時を識別する。

(e) 取引の状況。これは下記のように取引の状況を識別する。

( ) ‘P’は、取引が未決定であることを示す。

( ) ‘A’は、受取口座が取引を認めたことを示す。

(f) [取引価格。これは単位が取引される価格を識別する。]

## D. 事業情報

29. ある締約国が受け入れている、事業識別子で識別される第6条と第12条に基づく各

事業に関する事業情報には、下記が含まれる。

- (a) 事業の名称。これは一意の名称で事業を識別する。
- (b) 事業の立地場所。これは事業の立地する国及び都市または地域を識別する。
- (c) 最初の移転 / 発行の年次。これはある事業の結果として最初に ERUs が移転された或いは CERs が発行された年次を識別する。〔事業からの移転又は発行には、年次によって異なる事業識別子が付与される。〕
- (d) 報告リンク。これは〔適宜事業設計文書、適格性確認報告書、登録通知書、モニタリング報告書、検証報告書、認証通知書、ERUs と CERs の発行通知書を含めて、〕事業活動に関する報告書をダウンロードできるインターネットの URL を識別する。
- (e) 登録年次。これは事業が〔理事会へ〕登録された年次を識別する。
- (f) 〔適格性確認を行う〕独立した組織〔 / 〕〔又は〕運営組織。これは事業の〔適格性確認〕に従事する独立の又は運営の〔組織（単数）〕〔又は組織（複数）〕を識別する。
- (g) 〔検証を行う独立した組織〔 / 〕〕〔又は〕運営組織。これは排出削減事業の検証に従事する独立の又は運営の〔組織（単数）〕〔又は組織（複数）〕を識別する。〕
- (h) 〔認証を行う独立した組織〔 / 〕〕〔又は〕運営組織。これは排出削減事業の認証に従事する独立の又は運営の〔組織（単数）〕〔又は組織（複数）〕を識別する。〕

.....